

第26回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成21年3月17日(火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本一良	書記	井戸和美
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章		
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	総務課長	達見一夫	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	生涯学習課長	福井泉
	会計課長	小河正文	税務課長	上谷正俊
	住民課長	木村佳都男	健康課長	井村均
	福祉課長	内山導男	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	地籍調査課長	船曳利勝
	商工観光課長	廣瀬秋好	農業共済課長	田村章憲
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	坪内頼男
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	消防長	加藤隆久
	上月支所長	金谷幹夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	飯田敏晴		
	欠席者 (1名)	副町長	高見俊男	
遅刻者 (名)				
早退者 (1名)	教育委員会 教育推進課長	岡本正		
		午後3時30分 から早退		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 2 6 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き早朝より大変ご苦労
さんでございます。一般質問本日 2 日目でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、本日 1 名の方が傍聴におこしいただいております。本当にありがとうございます。
それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

18 番、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。

〔 18 番 平岡きぬ糸君 登壇 〕

18 番（平岡きぬ糸君） おはようございます。18 番議席、日本共産党の平岡です。私は、
2 項目の質問を行います。

まず 1 点目は、路線バスの維持確保についてです。2 月 13 日に全員協議会で配布され
ました佐用町地域公共交通総合連携計画案には、今年 11 月 1 日より町内 3 路線ウエスト
神姫バス株式会社が休止したいとの申し出に対し、その代替交通の検討と維持確保が示さ
れております。計画について、町長の見解を伺いたいと思います。

1 つ目には、計画には、町民の公共交通に対する意識調査として昨年 9 月にアンケート
を実施しています。昨年 11 月の議員協議会で町長は、船越佐用線など 3 路線が休止され
ることを公表されました。休止を知った住民からは、昨年暮れ以降佐用船越線存続を求め
る切実な声が私のところには届けられているところです。今年 11 月から路線バスが休止
になった場合の沿線住民の意識調査が早急に必要だと考えるものですが、見解を求めたい
と思います。

2 つ目に、路線バスは、姫新線の利用促進のためにも存続すべきではないでしょうか。
見解を伺います。

3 点目、計画は、佐用徳久線の代替、船越線の代替交通について、朝夕の時間帯に代替
バスを運行とあります。つまり、1 往復で現在の 4 往復から大きく減便されることになる
のではないのでしょうか。これでは、代替とは言えないとの声があります。便数について現
状維持はできないか見解を伺います。

4 点目、計画は、さよさよサービスの利用対象者の枠を拡大しています。しかし、さよ
さよサービスの運行日が隔日ではバスの代替とは言えないのではないのでしょうか。毎日運
行が必要だとの声があります。見解を伺います。さよさよサービスの毎日運行に必要な人
件費は、緊急雇用創出事業交付金を検討してはどうでしょうか。

5 点目に、タクシー運賃助成事業について、対象者でその他町長が必要と認める者とは
具体的にはどうなっていますか。伺います。また、タクシーは利用制限があり代替には不

十分です。町の助成を拡充すべきではないでしょうか。

6点目、3月に計画策定が予定されておりますが、沿線住民の声を反映し、バス存続の働きかけを今行うことが必要ではないでしょうか。伺います。

大きな2項目として火災警報器設置に町補助を求めます。

2月下旬に各戸に配布されました町消防署のチラシでは、全てのご家庭に住宅用火災警報器を1日も早い設置をと呼びかけておられます。また、住宅火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者と特記しているところです。全ての住宅に設置するために、町の助成制度の創設が必要ではないかと思えます。財源は、地域活性化・生活対策臨時交付事業を活用することを求めたいと思えます。

その1として、火災警報器の設置状況は、現在どうなっているのかを伺います。

2つ目に、設置補助制度の創設は、地域活性化・生活対策交付金を活用してはどうでしょうか。

3点目、独居老人など生活弱者には全額補助を求めたいと思えます。見解を伺います。

4つ目、必要な場所への設置のチェックは誰がするのか明らかにしてください。

5点目、悪質訪問販売対策は、どのように考えておられますか。

以上、ご回答よろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の路線バスの休止の申し出に伴い、沿線住民に対する意識調査の必要ということでございますが、利用の状況は1便当たり平均の乗車数が3、4人であり、その中でも日常的に利用されている方は、限られた人であるというふうに理解しております。特に利用の高い便は朝の佐用行きと夕方の船越行きで佐用高校への通学として利用されているほか、高齢者の通院にも利用されております。利用者のニーズなどは、路線バス利用助成事業による申請書に利用の目的等記入していただくことから、概ね把握ができておりますので、特に沿線住民に対する意識調査は必要ではないというふうに考えております。

2点目の路線バスの維持確保の必要性ということでございますが、便数が少なくても地域の大切な交通手段として維持確保を図りたい思ひは、当然、強く持っております。平成17年の12月に初めて事業者より路線の休止を示唆された際には、維持確保について強く要望して、協議を重ねた結果、バスの利用助成回数券の販売等による利用促進事業の実施などにより、一定の理解が得られたことから今日まで運行していただいたというふうに理解しております。しかし、一方では、事業者の経営的な観点から見ると、1人も乗っていない便もある不採算路線の存続を強硬に強いることは、補助金を交付するからといっても困難であるというふうに考えております。また、財政状況を考えた場合、どれだけの補助金で、いつまで続けられるかという問題もございます。

3点目の船越線の代替交通の運用について1日4往復ということでございますが、今回、休止が予定されている3路線の地域の皆様には、基本的には最寄りの交通機関やさよさよサービス、タクシー等をご利用いただきたいというふうに考えております。しかし、三河地区につきましては、徳久駅から距離的にも遠く、スクールバスの乗車状況も、定員に近い状態で混乗化も困難であります。また、代替となる他の交通機関もなく、佐用高校へ通学する生徒が比較的多く利用されている現状から、現在の路線バス利用者に少しでも支障をきたさないように代替交通を運行するものであります。なお、この代替交通の実施に当

たりましては、具体的な目標を定め、一定期間の利用状況を見ながら、事業評価の結果に基づき見直しを行うなど適切に運行してまいりたいというふうに考えております。

4点目のさよさよサービスの毎日運行の件でございますが、全ての交通において運行日数や便数が多い方が便利であることは、当然であります。交通施策に関しては一過性の満足度の高さを求めるものではなくて、持続性や継続性を最も優先すべきであり、そのためには適切な財政負担により実施することが最も重要なことではないかというふうに考えます。また、毎日運行をすることによってタクシー事業者等民間事業者と競合し、経営を圧迫する恐れもあります。そのようなことを考慮しますと現行の運行がベターであるというふうに考えております。しかし、現行の運行で利用者が増加した際には、運行台数を増やす等の処置を適切に対応していかなければならないということは勿論であります。

5点目のタクシー運賃助成事業において、その他町長が必要と認める者とはどういう方かということでございますが、具体的には、障害者手帳の交付手続きをされているが、交付までに、まだ時間がかかる人など、そういう方を想定しております。また、この制度は、議員ご指摘のとおり青壮年層の交通困難者にとっては代替とはなりません。高齢者等には十分に活用をいただけるものと思っております。

次に町助成の拡充をとのことでございますが、タクシー運賃助成事業の対象を今以上に広げるとなると、町の経費はさらに増大することになりますので、本事業の対象とならない方は、さよさよサービスをご利用いただきたいというふうに思います。

6点目のバス存続の働きかけはとのことでございますが、前にも述べましたとおり、公共交通の必要性を理解した上でこれまで働きかけてきたところであり、事業者側も町からの存続の要望を理解した上での休止の申し出でありますので、その点十分ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、火災警報器設置に町の補助をとのことでございますが、佐用町における、住宅用火災警報器の設置状況にかかる全世帯アンケートは、実施はいたしていませんが、小規模調査から類推いたしますと、昨年9月の危険物取扱者保安講習において実施した、佐用町居住の講習受講者に対するアンケート結果では32.4パーセント。また、10月の全自治会長会で各集落の設置率の推計アンケート結果は29.3パーセントであり、概ね同数の数値が出ていることから、昨年10月頃の時点では、30パーセント前後の設置率ではないかというふうに推察をいたしております。今年の1月と2月において実施をいたしました、独り暮らし高齢者住宅の防火診断では、約50パーセントの設置であり、設置率は更に上昇しているものと考えております。

次に、設置補助制度の創設は、地域活性化・生活対策交付金を活用してはどうかということでございますが、議員もご存じの通り、住宅用火災警報器の設置は、新築住宅の場合は、平成18年6月1日から、また、既存の住宅おきましては、平成23年5月31日までに、取り付けが義務づけられております。このようなことから、町内では新築は勿論、既存の住宅においても、自治会等を中心に共同購入が進められており、高齢者世帯を始めとして既に取り付けられているご家庭が30パーセントに達している現状、また、一般的な製品価格も3,000円から4,000円とかなり安くなってきているため、現時点での設置補助制度の実施は考えてはおりません。

次に、独居老人等の生活弱者には全額補助を求めることについてでございますが、近隣市町において独り暮らしの高齢者に対して、設置費の補助を行っている自治体もあり、本町でも特に独居及び高齢者のみの世帯に、火災警報器をどうして設置していただけるかを検討しているところでございますが、特に、町内で対象となる家庭につきましては、現在緊急通報システムを設置している町内約600戸の家庭になるというふうに想定をいたします。先ほど説明しましたとおり、既に30パーセント以上が設置されている現状を踏まえ

て、今後、対応を検討して参りたいというふうに思っております。

次に、必要な場所への設置チェックは誰がするのかということですが、火災警報器は、自らの命を守るために、自らの住宅に自らが取り付けることが基本と考えておりますが、取り付け位置について分からなければ、消防署でパンフレットを作成し配布もしておりますので、お問い合わせをいただければ、また、お答えをし、ご指導をさせていただきたいと思っております。また、火災警報器の共同購入や斡旋等、地域での取り組みも進んできており、設置場所や設置後のチェックについては、地域の自治会や地元の消防団のご協力を得て確認をお願いしたいというふうに思います。

次に、悪質訪問販売対策ということについてということですが、現在のところ佐用町において、悪質訪問販売の情報はありませんが、他地域で発生した場合、県下の全消防本部に情報が提供されるシステムになっております。このことにつきましても、地域づくり協議会での訓練や各種講習会及び防火診断等で消防署から注意を呼びかけております。繰り返しになりますが、自治会等で共同購入をしていただければ、悪質訪問販売の防止にもなりますので、是非、共同購入を推進していただきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） では、1項目目の路線バスの維持確保について再質問を行います。

先ほどのご回答では、1便当たりの平均乗車数が非常に少ないということで、いわゆる朝夕の通学の利用のニーズに応える形の代替を考えているという回答だったかと思うんですけど、そこで伺いたいのは、この路線バス、船越佐用線につきましても、姫新線に接続しているという、利用できる、そういう利点があるんですけど、その点からいきますと、朝夕だけの接続と言うか、運行では、途中、姫路など等へのお医者さんに行った場合、帰り利用できないという、そういうことが生じるんですけども、そういった点では、姫新線の利用促進のためにも、路線バスというのは、今運行されている、確かに乗車人数は少ないとはいえ、重要な路線なので、朝夕だけではなくて、そうした観点からも便数を更に増やすということについては、具体的に運行して、調査もしていきたいということでしたけれども、そこら辺は、考えていただけるのでしょうか。その点、まずお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 姫新線ですね、高速化、利便性の向上ということで、事業が、来年度に終わって、来年の3月から新しいダイヤにはなります。そういうことで、沿線、それぞれ市町協力して姫新線の利用促進を図っていかなくちゃいけないという観点は、十分理解はいたしておりますけれども、ただ、まあ、この、その姫新線の利用促進のためですね、今、ほとんど接続、その姫新線のダイヤに接続したバスを走らせても、そういう利用者というものが非常に少ない。そういう中で、バスの定期的な運行というのは、非常に今後ですね、経費も掛かります。そういうことで、今度の交通連携計画におきましてもですね、いろいろな交通手段を連携をさせる、それを利用される方も工夫して利用していただいておりますね、その交通機関の、バスの路線がなくなったことに対する代替にさせていただきたいということでもありますので、姫新線の利用促進のためにバスを走らせるということ、

このことは、ちょっと実際には、投資効果から見ても、これは大きな効果にはならないというふうに思っております。

さよさよサービスなり、タクシーなり、そういう制度を設けながらですね、姫新線の利用についても、当然、今後、図って参りますけれども、今回の三河線のバスにつきましては、朝夕、通勤通学、こういう方ですね、是非、交通の手段、これだけは最低限確保するという事ですので、対応していきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 朝夕だけっていうのは、いわゆる通勤通学に限られた人だけの対応で、その病院などの行かれる高齢者の人の対応については、便数が減ることによって、さよさよの利用をすればいいということなので、では、さよさよサービスは、隔日から毎日運行に切り替えるという方向を考えておられるのでしょうか。先ほどの答弁では、そうではないように思われましたので、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、何度も、まあお話をさせていただいておりますけれども、さよさよについても、全町を運行して、今、利用させていただいているわけですから、三河線だけを毎日運行するということは考えておりません。当然、さよさよサービスも隔日、毎日あれば、それは便利なことはよく分かりますけれども、利用する方にも、それに合わせた利用をお願いをしているわけで、運行日に合わせた利用をしていただきたい。その他には、タクシー制度も設けているわけでありまして、そういう制度を上手に使っていただきたいなということでもあります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 通院の方なども上手に利用したいわけで、頑張っているんですが、しかし、さよさよが毎日ではなければ、バスの方は毎日走っておりますから、予約も要りませんし、そういう点で便利、便利と言いますが、特別に、何かこう娯楽で使うのではなくって、お医者さんに行くための、生きるための交通手段なので、その点、利用者が少ないであるとか、そういう、いわゆる交通弱者の人にとって、それは死活問題になるので、その点は、そのへんを考えて、今、ご答弁いただいているのかどうか、利用者の方は、特に、今、利用、運転できている人も、近い将来、本当に近い将来、運転の免許証更新をやめざるを得ないという方も、たくさんおられますので、そういう点も加味して考えていただけないでしょうか。もう一度、さよさよサービスの毎日運行はできないのか、この点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今後ですね、まだまだ高齢化が進み、今、地域の状況も、まだまだ

変わってきます。ですから、当然、こういう制度、これは、町のやはり財政の状況によっても変わって参りますけれども、基本的には、その状況に踏まえてですね、できるだけ、それを維持し、また、状況が、そういう利用者が増えれば、また、それに合わせた計画も、運行もですね、変えていくということ、これは何も今やっていることが、全て固定して、これが全ていいということを言っているわけでもありませんし、絶対変えてはいけないというものでもありません。

しかし、現状におきましては、こういう現在の制度で運行をしながらですね、利用者にも理解を得て、ご利用いただきたいと。どうしても、その日しか行けないとか、今言われるように死活問題だと言われる場合には、これは特別な運行において、社会福祉協議会においても、そういう何て言いましたかね、ちょっと待ってくださいよ。移送サービスという制度も設けて、特別な場合にも対応できるようにしてあるわけですから、ですから、そういう対応についてですね、総合的にやっぱし見ながら、やはり今後も検討は十分加えていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その検討する上で、5点目にお尋ねした、そのタクシーの関係で、さよさよサービスの毎日運行に二の足を踏む背景として、タクシーとの関係があるということも回答いただいたんですけど、タクシーと、別にタクシー業者をつぶせということではなくて、タクシーについても、その代替のね、バスの委託であるとか、いろいろ、単にタクシーだけではなくて、そういうことも考えると、その町が丸抱えしてしまうのではなくて、今ある、いわゆる公共交通の、そういう資源などもいかしながら、共存できる方向を検討して、タクシーについても、タクシー業者の方に対しても、ちゃんと生きていける方向も考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、交通会議の中にもですね、当然、免許を持っているタクシー業界、業者の方も入っていただいております。で、実際に、現在のさよさよサービスもタクシー業者側から見ればですね、相当大きな影響が出ているというふうに言われますけれども、一方でタクシーの助成制度によってですね、その、そういう新しい乗客の方も乗っていただけるということですね、そのへん、理解をしていただいて協力をいただいているということです。

ですから、そういう路線の運行等をね、タクシー会社に委託するというようなことも、当然、これは1つの検討事項だというふうに思っておりますけれども、ただ、それによって、どちらがやっぱし経済的なのか、効率的なのかということも、当然、町としては考えた上で進めていかなければならないことですから、タクシー業界のために、町が、より以上の経費を使うというようなことについては、これも難しいことではないかなと思っております。

現在のタクシー助成制度におきましては、利用されている人にとっては、非常に、まあ利用しやすいということで喜ばれている面もありますし、土曜日、日曜日、夜でも、いつでも使っていただける制度です。これは、これで、まあ1つの、こういう私達のような地

域における交通手段としてはですね、今後、こういう制度で、できるだけ長く維持をしていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） さよさよサービスの関係なんですけれど、特に、船越佐用線沿線の住民、旧南光の場合は、毎日運行だったものが、1日運行に変更されたということで、予約のあり方が前日なんですけれども、土日が挟まり、休日が挟まりして、予約そのものが、毎日運行だと前日で分かりやすいんですけど、その隔日ということになると、非常に、この予約そのものが、大変になったという声も、たくさん聞いています。より利用しにくい。で、その上に、また、特に高齢者の場合、独り暮らしの方の場合、いろんな用事ができて、予約している時間がこう、期間がありますとキャンセルしなければいけないとかというふうに、いろんな面で、隔日運行というのは、毎日運行に比べて、様々な障害が出ているということ、よく住民の方からは聞くんですけれども、そういった点も、行政の中で、検討する中には、是非考えていただきたいなと思います。

それで、先ほど、路線バスの代替として、朝夕往復、特に、通学者のためにということ言われたんですけれど、通学されている方、佐用高校に進学しようとする、丁度年度替りですし、進路を決めていく重要な、この季節なんですけれども、その上で、このバス路線の廃止、休止というのは、非常に衝撃が伝わっておりまして、佐用高校に進学していく、今年だけではなくて、将来にわたって、その進学しようとする、そういうことが困難になってきたという声も広がっているんですけれど、特に、試験の時とか、日常的ではなくって、試験の時などは早く帰るわけなんですけれども、そういった時に路線バスは利用して、親御さんにしては安心できたんですけれど、今後は、そういうことが、丁度、親が送迎できない時間帯にバスが走らない、利用できなくなるという、そういう点も具体的にありますので、朝夕だけの便を確保すれば、それで、通学者の足が確保できたということにはならないということも知っていただきたいと思います。

そこで伺いたいのは、この計画をつくるのに当たって、メンバーと言いますか、対策ですか、名簿がありましたけれど、交通協議会委員名簿があるんですけれど、これは予算審議の中では、これからは、計画ができたので、これを評価していく、そういうものに移行していくんだということが議会の中で明らかにされたところなんですけれど、これから、利用される利用者も含めた、そういう人たちを、是非メンバーに入れて検討をしていく、そういうものに変えていくということは、できないものなんでしょうか。従来の、この作成のメンバーだけでいくという方向だったかと思うんですけれど、その点は、どうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 評価と言いますのは、この連携計画案の中でございます、計画につきましてですね、毎年評価、チェックをしていこうということございまして、特

に、全く利用されないというふうな状況が発生しますならばですね、当然まあ、見直しをかけていくというふうなことが起きて参るわけでございますが、そういった形ですね、毎年評価をしていきたいというふうなことでございます。

それから、委員の関係につきましては、現行の皆さん方をお願いをいたしております、こういったメンバーで実施をしていきたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 現行でいくというのは、予算委員会の中で聞いたところなので、これから、様々な利用者の声が反映できる、そういう方を委員として加えていくことは考えないかということを探っているんです。お願いします。

議長（西岡 正君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 現在の名簿をご存知だと思っんですけども、自治会の皆さんでありますとか、民生委員の皆さんでございますとか、老人クラブの皆さん、社会福祉協議会の皆さん、そういった方々もですね、含まれておまして、そういった中で、ご意見は何えるものというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 自治会と言いましても代表自治会なので、特に、自治会長さんから伺いたいところなんですけど、その沿線じゃない代表の方、広い、旧 4 町合併して、その代表の方ですから、そういうのがあったんですかと言うて、後で言われましたということをお聞きしました。ですから、切実な、利用している実際の声が反映できる方を入れるということについて、その役員のね、あり方によっては、全然、その自治会という所属がそうになっていたとしても、入ってないわけなんです。現実には入ってないので、そのへんを利用する方の声が届くようにしていただきたい。決して、役員さんがどうということを行っているわけではなくって、その声が届けられる組織にして欲しいということなので、考えられませんかということを行っているんですが。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 今回の関係につきましてもですね、特に、沿線の区長さんなり自治会長さんにですね、こういった計画を進めていくというふうなことで、説明もさせていただいておりますし、この勿論委員でですね、検討していくわけですけども、そういった中で、委員とは別にですね、そういった中で意向、ご意見等も拝聴していきたいというふうなことでございまして、委員としてはですね、現行のこういった自治会長さんをはじめ、そういった方々も入っていただいておりますので、その名簿を、こういった形で、現行の形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 路線バスの休止については、国の法律がドンドン自由化というか、緩和という形で変更になって、その運営する業者が休みたいと言うか、休止したいと言え
ば、以前のように許可ではなくて、その申請という形になっているというのは承知している
ので、その上でお尋ねしますけれど、今回の路線バス休止について、その維持して欲しい
という声が非常に強いわけなんですけれども、その会社に対して、今の時点では、存続
するという働きかけを行うこと、これについては、当局は、もう時間的な問題も含めてど
うなのか、お聞かせいただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 平成 17 年にですね、から、もう早既に 3 年ぐらい前にですね、そ
ういう示唆と言いますか、そういう会社側の意向というものがあったわけなんですけれど
も、当然、まあ維持についての要望を重ねて、町としても財政負担を伴いながら、バスの助成
、運賃の助成等も行っていますね、乗客の確保に努めてきたということです。しかし、まあ、
それでは、じゃあ、ドンドン乗客が何とか、ある程度増えたかと言いますと、実際には増
えていない。

で、この三河線のことを、今、ずっと中心に言われますけれども、他の路線もあるわけ
です。会社としての運行につきましては、やはり、その 1 路線だけで運行しているんでは
なくてですね、その地域の全体の、いろんな運転、その職員なり機材、車両、そういうも
のを総合的にやっぱし運行をしているということです。ですから、その全てをですね、や
っぱし一体として残すということ。その運行、会社の方針、現在の状況を、そのまま残し
ていくということは、もう無理だと。そうすると、それに対して、益々町が赤字補てんを
していく、その額というのは膨大なものになってまいります。だから、そういう意味でも
ですね、今回の今のバスの運行では、路線の維持については、これは、もうやむを得ない
だろうということで、考えているところであります。

先般の交通連携会議におきましてもですね、そういうことで、皆さんの共通理解がされ
たということでもあります。

ですから、それに対する代替としての、今、そういう計画を作っているということ
です。今から、また路線の確保、維持をですね、撤回を求めていくというようなことは、
これは、もうできません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 少し前までは、撤回についても、維持していくという方向もあると。
それも有り、また、それが叶わない場合には代替をとということを、行政としては考えてる
というふうに、その 2 つの方法を予算委員会などでは聞いていたと思うんですけれど、こ
れについては、理解が得られたというのは、いわゆる最終的な交通会議が開かれた結果と
いうことなんです、そのへんは、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 交通会議等も当然、手続きとしては、皆さんに説明し、その協議をしたわけですが、それ以上にですね、先ほど言いましたように、会社の運行の状況を聞いた時に、いろいろと詳しく説明を受けた時にですね、例えば、三河線だけが、今、赤字路線で年間何百万の補てんをしていると。その何百万だけで済むんなら、1路線だけは残して欲しいとかということがね、可能かということなんですけども、そうではなくてですね、その1路線だけを運行、だけで運行しているのではないと。そのこの地域の全体の、それぞれの路線全てが一緒になってですね、運行をされていると。それを全部残すということになりますと、先ほど言いましたように、1路線だけの今までの赤字補てんだけではすまないということです。それまでの財政負担をしてまでですね、町は、これを維持していくこと自体が難しいということの判断が非常に大きいわけです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 公共交通については、窓口がまちづくり課なんですけれども、その計画は、確かに案を付けて、完成しているところなんですけれども、実際に、その住む人にとっては、これは生命線ですので、そういう点で、これから、ここに住み続けたいと、公共交通が廃止された所は、統計が取られている書物などを見ましたら、5、6年で消滅していく、集落そのものが限界集落になり、消滅集落になっていくという統計が出ています。そういう方向に持って行くのではなくて、生き続けられる集落を残していくという点でも、公共交通は非常に重要な課題ですから、計画で、また評価だけで終わるのではなくって、公共交通を充実させていくという、そういうことで、取り組みを強めていただきたいということを申し述べて、1点目については、質問を終わります。

では、2項目目の火災警報器に対して、町の補助を求めるということで、質問をさせていただきましたけれども、パーセンテージで現在の実情を報告があったんですけど、もうちょっと具体的に全町で、どれぐらいの数が設置されているとか、実態が明らかにつかめられていたら、その点、お聞かせいただきたいんですけど。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） それでは、お答えいたします。

この火災警報器につきましてはですね、設置の届出、報告等がですね、義務化されておられませんので、数としては、私とこの方では把握しておりません。ですから、先ほども、町長が答弁申しましたようにですね、いろいろな機会を捉えましてですね、アンケート等で設置の率を、設置率で把握しているというのが現状でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君）　　それで、設置について、特に年数が限られて、23年ですね、23年5月31日までに義務付けされているということで、今、ずっと各集落ごとに取り組みは様々ですけれども、共同購入する動きなども聞くところなんですけど、そこで、共同購入などは、いいことだと思うんですけど、それらについては、町と言うか、行政としては、どこまでかかわるのか、どんな状況なんですか。そのかわり方なんですけど、お願いします。

議長（西岡 正君）　　はい、消防長。

消防長（加藤隆久君）　　一応、行政と言いましょか、消防署としてはですね、広く町民の方に設置をしていただけるようにですね、推進をしているということで、後はですね、各地域、地域ですけれども、自治会等でですね、取り組み、また消防団等でですね、取り組んでいただいておりますので、そのへんのところですね、把握しているというのが現状でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君）　　当局にお尋ねしますが、その自治会とか消防団に対して、共同購入、自主的なものではあると思うんですけど、そこら辺の周知は、どんな状況なんですか。お聞かせください。

議長（西岡 正君）　　はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君）　　先ほどの町長の中の答弁もあつたんですけども、この購入につきましては、各地域づくり協議会、あるいは自治会の方で、それぞれ地域にあつた形での購入方法を考えておられます。その中で、消防署の方もパンフレット等を作っておりますので、そのようなパンフレットを通じて、各自治会長あるいは消防団の方で考えていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君）　　と言うのも、最後にお尋ねしたの、その悪質訪問販売の対応に、やっぱり共同購入とか、地域ですることによって防げると思いますので、その点、こういう田舎のと言いますか、ですけれども、こういうことについては全国的には、既に、悪質訪問販売が発生している件数が増えてきているというのが報道されているところなので、そういう所を自衛していくためにも気をつけていかなければいけないと思いますので、それは、やられているということなので、おきますが。

独居老人とか、生活弱者に対しての町の補助をしないかということで、先ほどの、お答えでは、未だ検討中と言われたんでしょうか、検討すると言われたのか、考えないと言われたのか、ちょっと、そのところ確認をもう一度したいんですけれども、お願いできますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 法律的には、期限が決められているんですけれども、これは、法律の問題以前に、できるだけ早くですね、設置ができるようにしていくということが、大事かというふうには思っております。ただまあ、これは、法律的にも全家庭に義務付けられてくるということですので、一部の方だけに助成をしていくということ、そのへんの難しさというものが公平性の観点からあるわけです。

ただまあ、今言われる生活弱者とか、高齢者ということなんですけれども、少なくとも、そこをどこでね、実際に、それが、そういう、その助成、町なりの補助制度なり助成制度によって対象にしていくかということを含め、これは、決めていくということ自体、今既に30パーセント、高齢者の家庭では、もう50パーセントぐらいが、もう設置されているのではないかなという推計もあるんですけれども、そういう中でね、どうしても最後、経済的に、本当に困窮されているとか、難しいとか、これは、やはり一人一人の状況があると思うんですけれども、民生委員さんでありますとかね、地域の自治会長さんであるとか、地域の中で、この家庭については、もうやっぱり個人的には、独力では無理だというような形のものが出た場合に、これについて、いつまでも放っておくというわけにはいかない。行政としてはいかない場合が出てくると思うんです。そこら当たり、どういう、この基準でしていくかということになると思います。最後には、そういう方が、確かに、出てくるということは、想定はしているんですけれども、そうなれば、じゃあ、そこは放っておいて、もう無理だと、設置しなくていいということではないということは、思っております。

ですから、今のところ、集落の中で、皆さんが共同購入等していただきながら、できるだけ早くですね、この設置をしていただけるようにしていくということが、まず、大事。そういうこと、早くしていただきながら、最後、そういう方が、いくら、どういう状況、各地域、集落で生まれてくる。あるのかということの把握、そういうことも今後検討しながら、そういう方に対する対応を考えていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 今のご回答でしたら、そこそこ、設置ができていの中で、最終的に、どうしても設置できない方に対して考えないことはない。そのように聞いたんですけれども、そうなんです。

義務付けられたということで、近隣、県下でも近い所ですけど、この新年度に予算計上して、給付対象者も明らかにして対応取られている自治体も出てきていますので、そういった点は、状況、周りの状況などは、どんなふうにつかんでおられますか。つかんでい

るかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 特に、独居老人等についてですね、先だっても新聞に出ておりましたように、近隣では、赤穂市さんがやられております。それも、上限額を設けてという形で、そのへんの状況も調査させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 赤穂市さんもそうですが、福崎町さんもやられてますので、そういうふうには、義務付けられて、そこそこではなくて、やっぱり、これを付けることによって、その被害が、すごく少なくなったということに、命を守るという意味で、大事なものなので、それを励ますという意味で、そういう姿勢をとるかどうかというのが、私は大事だと思いますから、そういう点も考えていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。
続いて、1 番、石堂 基君の質問を許可いたします。

〔1 番 石堂 基君 登壇〕

1 番（石堂 基君） 失礼します。今回、一般質問において2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、パブリックコメント制度の導入について。行政の政策立案過程での住民の意思を反映させる制度として、意見公募手続き、いわゆるパブリックコメント制度、05年6月の行政手続法改正によって新設された制度であります。実際には、地方自治体には、その適用はありませんが、行政が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的に非常に全国でも多くの自治体で導入が進んでいます。

県下においては、先般神戸新聞等でも報じられましたが、既に24市町、また新たに21年度から数市町村の導入が検討をされています。こうした積極的な動きが県下に広がっていく中、本町における考え方についてお伺いをします。

まず1点目、本町におけるパブリックコメント制度の導入について、その意向等を伺いたい。

それから、2点目としまして、住民と行政の参画と協働を進めるため、これもまた、住民活動支援条例などの制定も、これも他の市町村では、相当取り組みが進められているように思いますが、これも本町においても必要と考えられますが、その導入等について、町長の意向を伺いたい。

それから、大きな2点目としまして少子高齢化対策の具体的な取り組みについて、今回の一般質問全般においても、少子化あるいは過疎化等については、計6名の方が、関連も含めて、項目として質問事項に挙げておられます。また、先頃発表されました、県における2055年の将来推計人口予測、本町においては、マイナス55パーセントとなり、人口が1万人を下回るといふに言われています。また、人口減少とともに高齢化も止めることは難しく、無人化集落が増加する可能性が非常に高いと言われています。

そこで、次の項目について伺います。

1点目、合併以降、具体的に行われた少子化対策と、その効果について。また、今後計画されている具体的な対策について伺いたい。

2点目、いわゆる限界集落、準限界集落等が顕在している現状に対して、これらに対する具体的な取り組みは、どのように行われているのか伺いたい。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、パブリックコメント制度の導入ということについてであります。本町におけるパブリックコメント制度の導入につきましては、議員もご承知のとおり、国におきまして行政手続法に盛り込まれておるわけでありまして、各地方自治体においてはパブリックコメント条例の制定、行政手続条例の改正、住民参加条例等の中での規定など、様々な手法がございますが、いずれにいたしましても、住民の意見を直接聴いて政策・条例等を策定する制度であれば、その目的を達成できるわけであります。

また、このパブリックコメント制度には、3つの顔があると思います。1つは、自治体の行政活動に住民参加を義務付けるという町民参加制度の顔。2つ目は、条例や行政計画などの案について、その意思形成過程が公開されるという情報公開制度の顔。そして、3つ目は、重要な政策・条例等の策定に当たって行政が町民へ説明責任を果たすという行政手続制度の顔であります。このように、議会の議決事項や議会への報告などの関係から、町議会議員の皆様のご理解をいただかなければならないことが多々あると考えているところでございます。いずれにいたしましても、地方分権の時代に即し、パブリックコメントの目的を果たす1つの方法として、住民と直接意見交換が可能な小さな自治体におきましては、委員の公募による協議会等の設置をする方法もあろうかというふうに思いますので、今後これらを含め、このパブリックコメント制度の導入についての検討をしたいというふうに思っております。

次に、住民活動支援条例などの制定についてということですが、佐用町におきましては、現在、議員もご承知のように、住民自治の主人公であります住民の皆さんと行政が共に働くことで、課題を解決していこうとする協働のまちづくりを進めているところでございます。この協働のまちづくりを進め、その醸成を経て、佐用町の憲法ともいべき、自治基本条例を、将来、皆さんと共に考えてみたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて2点目の、少子高齢化対策の具体的な取り組みについてのご質問でございますが、まず合併以後の具体的な少子化対策とその効果ということについてであります。合併前から佐用郡4町は過疎地域にも指定されていたとおり、それぞれの町でも、最も重要な行政課題として過疎・少子高齢化対策に取り組んできたわけでありまして。しかしながら、全

国のほとんどの地域がそうでありますように、これといった決定的な対策にならず、大きな成果があげられていないのも現状であります。

合併後の具体的な少子化対策については、金額に変更があったものの出産祝い金の継続の支給、今議会でも審議をいただいております県の福祉医療制度に上乘せした乳幼児医療費の助成と対象者層の拡大。また広い範囲で言えば、保育希望者の全員の受け入れ。保育料金の低額の据え置き。その他、これまで続けてきた子育て学習センターママブラザの継続。また新たな子供の居場所づくりや、社会福祉協議会による、まちの子広場の拡充。近年、増え続ける障害を持った子供たちのための療育相談と児童デイサービスも、テクノ関係市町と共に開設をさせていただいております。また、町内の一部ではありますが、小学校低学年児童を対象とした学童保育の取り組みなども開始をさせていただいております。

この他、県の制度に合わせてではあります但し妊婦検診及び不妊治療の経費助成などの実施をいたしております。

今後の少子化対策の計画については、平成 17 年度に作成をいたしました第 1 期の次世代育成行動計画が期限切れとなることから、平成 21 年に第 2 期計画を策定することとなっておりますので、その計画審議の中でも今後、十分に協議を重ねて参りたいというふうに考えておりますが、この少子化に対する課題は、一面だけで解決できる問題ではありませんので、総合的な行政運営の柱と位置づけて、今後とも取り組んでいく必要があるかというふうに思っております。

次の限界集落が顕在化している状況に対して、具体的な取り組みということでございますが、限界集落とは、ご承知のとおり、集落人口の 50 パーセント以上が 65 歳以上の高齢者になっている、50 パーセントが 65 歳以上の高齢者になっている状態の集落ということでございますが、もう 1 つは、集落の戸数においても小規模であることが、冠婚葬祭をはじめ、農業用水や生活道の維持管理など社会的共同生活の維持が困難となり共同体としての機能を低下させていく要因にもなっているというふうに思っております。

全国的に見てもこのような集落が増加してきており、町内におきましても、高齢化率が 50 パーセントを超えている集落は、現在 17 集落になっております。中には、若州集落のように、ほぼ廃村といった状態に陥った集落もございます。このような集落では必然的に、耕作放棄地や人工林の手入れ不足による田畑、山林の荒廃と放置が進んできております。

一方では、このような現状を打開しようと、自分たちの集落は自分たちで守ると集落の連帯感を高め、都市との交流事業をとおして、美しい棚田を再生された、守っておられる集落をはじめ、集落の伝統芸能や郷土愛を後生に引き継ぐための取り組みや、農産加工施設を設立して活性化に取り組んでおられる集落もございます。

一般的には、存続集落から徐々に準限界集落に、そして限界集落へと近づき、やがて集落の消滅というふうになると言われております。このようなことから、早い段階で手立てを講ずることが地域再生のポイントであり、今年度から県では、町と連携して人口が減少し、高齢化が進んだ集落を対象に、集落再生に向けた住民の取り組みを支援をする小規模集落元気作戦のモデル事業を実施をしております。この事業に町内からは、江川の豊福と金子集落が選定され、都市部との交流を通して、地域の活性化を目指した取り組みが行なわれており、町としてもできるだけの支援を行っております。

また、合併後、新町まちづくり計画に協働のまちづくりを位置づけ、小学校区を単位とした 13 の地域づくり協議会が設立され、今年で 3 年目を迎えているところであります。

少子高齢化、過疎化が進み、地域の連帯感が希薄化しつつある中、住民と行政、また住民同士がお互いに協力しながら自立したまちづくりを進めていこうとするもので、今後、高齢化などにより単に一集落だけでは、対処できない問題が生じることが予想されてお

ますので、もう少し広範囲な近隣の周辺の集落が共に協力し、支え合い、足りないところを補い合って、地域の暮らしを守る根幹となる組織として地域づくり協議会の活動が大きな柱となるものと思っております。

更に、この1月28日に設立した、まちづくり推進会議は、校区ごとの地域づくり協議会の活動をバックアップし、更には、まち全体の施策や、まちづくり等について、全体で審議、提言していただくこととしており、3月14日には、また、本町よりも数年前から、過疎と限界集落の課題に取り組んでこられた広島・島根県で過疎を逆にとる会の代表として活躍をされております、安藤修二氏を招いての講演会を開催し、更には今月のまちづくり推進会議でも、限界集落をテーマとした協議を行うことといたしております。

限界集落の解消のための具体的な方策は、大変難しいと思えますし、いくら少人数とは言え、そこで実際に生活をされている方、また先祖伝来の家、屋敷、田畑や山林など土地所有者の意向もありますので、それらを地域の課題とし地域づくり協議会で十分協議を重ねていただき、事業の具体化に向けては、きっちりと行政が対応していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。

1番（石堂 基君） まず、パブリックコメント制度の件でございますけども、確かに、制度自身の内容的な部分については、今、ご答弁いただいた内容だと思うんです。

若干、自治体の方で流用している部分については、もっと使いやすい制度ということで、全国には、いろんなケースがあります。特に、答弁の中でもありましたように、いろいろ政策事業について、前倒しで情報を出していくということで、議会との問題なんかも指摘されている部分もあります。

ただ、私が、ここであえて、この制度の導入についてということで、イメージ的なものも含めてですけども、提案なり質問をさせていただいているのは、その大きな柱のうち、2つですね、これ答弁の中にもありましたけども、ようは、その計画を公開することによって、住民説明という説明責任部分、ここの部分を早くから手がけていけるということと、住民の声、その制度自身に反映されていくという部分なんです。具体の例が、中々イメージできないんですけども、先般、補正の審議の時に、今回の給食施設の関係で、鍋島議員からも、担当の教育委員会の総務課長の方に発言があったかと思うんですけども、ようは、住民アンケート程度、程度って言ったら、ちょっと語弊があるんですけどね、そういう部分でのパブリックコメントというのを進めていく必要っていうのは、あるんじゃないかなと。特に、給食センターの内容については、ちょっと一般質問から若干趣旨が異なるんですけども、当然、合併後、長期的な課題として、大きな事業の柱、施策としての位置付けがあり、当然、合併後、その担当部局においては、検討をずっと続けられてきたと思うんです。だから、そうした中で、例えば、平成23年までに給食センターの統廃合についてというようなことで、検討を進めるんだったら、その情報なり検討の審議経過をオープンにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

で、特に、内部的に検討してできあがったもので、それで住民に説明をしていくという、今の姿勢っていうのは、これは若干今の時代に合っていないんじゃないかなというふうに思うんです。これについては、その個々の問題があります。ああ、問題じゃなしに、いろんな事例、ケースがありますので、全国の市町村の、いろんな要綱ですね、見ていただくな

りして、本当に通常の行政事務の中で、対議会という部分で支障がないような取り扱いの要綱的なね、部分でパブリックコメントということに取り組んでいるところもたくさんあると思うんです。

手元には、今日、たまたまですけど坂出のやつを持って来たんですが、この内容なんかも、また参考にさせていただきたいなと思います。

答弁の中に、直接、その住民の声を聞き取る方策として、町長の方からは、検討委員会、公募による協議会とか、検討委員会の設置というふうに、そういうふうな手法も用いているというふうにあるんですけども、実際、これまでに、私が、いろんな、この議会という所に出させていただいて、かかわってきた行政施策で、こうした内部的には役場の中のプロジェクト、それから検討委員会とか、委員会とか協議会とかっていうものに、付されて出てきたものっていうのは、非常に、その情報として、住民に出て行くのが遅いんじゃないかなというふうに思うんです。

一例で申し上げますと、例えば、高度情報通信網の整備事業ですね。それから、今回も問題になってますけども、問題っていうか、一般質問にも出てますけども、交通体系の整備事業、それから、本年度、来年度ですね、21年度の支援センターの関係、あるいは、給食センターなんかもそうですけども、内部的に検討がされた中で、非常に時間がない形で予算が提案されて、私らが目にするような印象で、私はおるんです。それから言えば、そこまで出来上がるまでの情報をもう少し住民に早めに出していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう観点から、再度ですね、このパブリックコメント、いわゆる国がやっているような、きちきちと遵守義務まで義務付けるような内容じゃなしにね、情報公開から住民に対する意見公募、募集というような形で、もうちょっと、こう取り入れ窓口を広く持って取り組む、こういう制度の導入という部分で、ちょっと再度、町長、さっきの答弁では、上手く理解ができなかったんで、お願いをします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） パブリックコメントって、これ実際に、どのようにこれを運用をしていくと言いますか、有効に実施していくかと。今まあ、県なんかの事業においてもですね、パブリックコメントということが、ちゃんと言われて、そういう手続きがされるんですけども、どうしても組織が県のようになると非常に大きいからだと思うんですけども、非常に私から見れば非常に形式的になっているというふうにも見られます。

その政策なり、いろんな計画を決めていく上でですね、確かに、そのまず、皆さんの意見を聞きましたよと、住民の皆さんにも説明しましたよと、先、そういう手続きをすればですね、後からいろいろと、事業もある意味では、いろんな意見が出て、一旦は聞いてありますということで、やりやすいという面もあるんかもしれません。そういう形でのパブリックコメントでは、あまり意味がないというふうに思うわけですね。

町として、これまで、確かに、今言われるように、政策決定の間までに短くて、中々、情報が後になってしまうとか、計画の公表が後になっているというふうに、今、指摘もあるわけですけども、どうしても、町のような今の行政の1つの執行のやり方というのは、予算主義でですね、当年度、予算がある程度決まっていけないとですね、はっきりとしたことが言えないとか、予算が単年度で、例えば、だいたい決めていくとかですね、そういうことの中で、国の、当然、予算におきましても、町の単独費だけではなくてですね、ほとんどの場合が、いろいろな国の補助制度とかですね、助成制度にかかわってくると。そういうものが、ある程度確定をしていかないと、中々先公表してしまうことが難しいという面もあったと思います。

後、先ほども、答弁にも言いましたけども、議会等の説明においても、住民に、いろいろなコメントいただいて、いろんな政策をしてから議会に、また出すとかということが、そういう順序としてもですね、また政策の審議においても、これもよく協議をしていかないとですね、お互いに理解をしながら、そここのところの共通の理解をいただかないとできない部分があるんじゃないかなと思いますし、私は、こういうパブリックコメントの制度と、条例というものを決めるということも必要かと思いますが、それ以前に、確かに、実際の、その決める政策なり、いろんな計画を決めていく上での過程として、少なくとも、いろんな意見と十分な審議がいるということの方が大事なんだというふうに思いますので、そういう意味では、やり方としてですね、先ほどお話ししましたように、できるだけ、1つの事業をやっていくためには、事業の内容にもよるわけですが、審議会をつくり、公募による、そういう意見を求めるとかですね、またアンケートを取るとか、そういう説明会をするとか、そういうこともですね、1つの実際に小さな市町としては、やり方は、いろいろとあるんじゃないかなというふうには思っております。

今後、そういう、これまでのね、今、指摘されたようなことについても、じゃあ、どうして、今後改善していけばいいかというようなことはですね、少なくとも十分に検討をしていくべきかなというふうには思っております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 分かりました。まあ、本当に、きちんと条例化するなり要綱化して制度で運用しなさいというんじゃないしに、やっぱり、その姿勢だと思えますよね。

先ほど、申し上げましたように、例えば、その給食センターの検討にしても、本当に担当部局においては、合併後、それが大きな、1つの、その担当部局における重要課題だということで、年数なり月日をかけて内部検討が進められていると。その内部検討だけに留まらずね、その時に、もうちょっとフラットな感覚で住民からアイデア募集とか意見募集ができるような、そういう窓口がどっかにあってもいいんじゃないかと。これ、先ほど紹介した、坂出のパブリックコメントじゃないんですけども、他の市町においては、ようはブログ形式ですね、の中で、それぞれの内部のプロジェクトチームがブログを立ち上げて、今、私達のチームでは、こういうふうなことを検討しています。例えば言えば、給食センターですね、の検討をしています。メンバーは、こういうメンバーです。で、目標年度は、これぐらいですということで、2年先、3年先の目標年度を上げて、町の総合計画の中で、いついつまでに給食センターの検討を行うということになっています。やっていますというふうなことで、そのプロジェクトがブログ形式で町民の声を求めるわけですね。当然、関心の高い住民の人が、それに意見を寄せていくと。当然、それに、チームが答えられる部分。それから、あくまで行政トップの町長とかが判断する部分ということで、そこら辺の線引きがしてあるんですね。あくまで、プロジェクトチームの、その運用として、皆さんの意見を求めますということで、それが、飛び越えて行政のトップの町長にいたり、議会にいたりするというような、そういうような代物じゃないというものを、こういう要綱の中で位置付けをしながらやっている事例もあるんで、そういう部分から言えば、本当に内部の専門職の方だけが、そういうようなことで、立案、計画していくんじゃないしに、もっともっと住民の声をゼロに近い状態のところから聞いていくという部分、非常に大切なことかなと思います。

そうした観点からも、ぜひ検討と言いますか、それに近い形のもので導入できるように

望みたいと思います。

代替ということで、その各協議会とか委員会というような提案で、そういうふうな手法もありますよということで町長言われましたけども、ともすると、私の、これまでの印象からすれば、そういう部分が、何か、その計画の策定をするまでの隠れ蓑になっているように、ちょっと歪んだ言い方なんですけどね、委員会でこういうふうに決まりましたとか、プロジェクトで、こういうふうに決めましたとかって言うて、プッと出てくると。総合計画しかり、行財政のマスタープランしかり、で、何か非常に短い期間の中に議決してくださいとか、予算審議してくださいとかっていうふうな印象を持っています。

なるべくそうした時間が短いということは逆に、住民に対して、いろんな情報が伝わらないまま形になっていくということなんで、そのあたりも含めて、ぜひ情報公開の1つの手法として、情報公開というんですか、もあり、それから住民の声を行政に反映していくという立場から是非、このパブリックコメント制度の部分的な導入でも結構ですから、お願いをしたいなと思います。

それと、関連での2点目の住民活動支援条例ということで、少し担当の課長からも質問書についてご指摘を受けたんですが、あまりにもザクツとした聞き方で内容が分からんというふうに言われて、確かにおおせのとおりで、書いた趣旨とすれば、先ほど答弁をいただいたように、自治の基本条例ですね、いわゆる、その制定について考えてくださいということで、一応、それについては考えるというご答弁だったんで、いいんですけども、ようは、地域づくり協議会、まちづくり協議会等々、地域に対しての、いろんな投げかけがある中で、その役割分担が、住民からすれば、どこまで自分らがやって、どこを行政がやってくれるんやという、そのあたりが、中々文書化して明確になってないという部分があるんで、それを1つのよりどころにするためにも、あるいは、町内の13協議会、あるいは4つのまちづくり協議会というものが、統一的な指針として持てるような、そして、その中で、地域が何をやるんや。自治会が何をやるんや、町長が何をしてくれるんやと。そこら辺を、是非、ある意味、明言、明文化してやっていく必要があるんじゃないかなと思うんで、先ほどの答弁で、私は、これ条例については、考えていくというふうに、町長が発言されたと思うんですけど、それでよろしかったですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 住民自治基本条例ですね。これは、今後、そういう今、協働のまちづくりを、今進める中でですね、一応制定をしていくべき課題だというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 課題ということで認識して、前向きに取り組むということですね。よろしいですね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

1番（石堂 基君） 分かりました。

じゃあ、次、2点目の、少子化対策の方に入らせていただきます。具体的な、これまで

に合併後行われてきた少子化対策と、その効果についてということで、お伺いをして答弁をいただいたんですけれども、私だけの勘違いかも分らないのですが、子育て、療育保育なんかも含めての子育て部分と、それから、僕がイメージしている少子化っていう部分は、少子化対策という部分は、これは政策的に違うと思うんですけども、今、町長の方から答弁いただいた内容、一部には、当然、少子化対策として効果があるもの、祝い金支給等があるんですが、それ以降、ずっと言われた5項目ほどについたら、保育、療育、子育ての関連かなと思うんです。

もう少し具体的にですね、少子化の現状というのは、既にご承知のとおりで、その少子化を根本的に改善するための施策と、その効果があれば再度答弁いただきたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私が、答弁させていただきましたのは、子育てということが、政策的には、非常に重点的に、今、なってます。これは、子育てがしやすい環境を作ることによって、子どもを産んでいただきたい。増やしていきたいということに繋がるんじゃないかということです。直接的にですね、少子化ということに対して、じゃあ、子どもの出生率を上げていくかという、これは少なくとも、若い人たちが、まず結婚をする。家庭を作る、このことが一番基本になるわけです。そのために、今、この少子化の一番大きな原因というのが、この男女共ですね、結婚をする人が、非常に高齢、結婚する年齢も非常に上がっていますし、また結婚をしない生活、そういう人生というのが、非常に、そういうことを望まれる人もいます。また結婚したくても、できてない。そういう状況。今、30数歳ぐらいですね、ほとんど半分ぐらいの人が結婚してないという、こういうことが、一番大きな日本全体としてのね、原因だと思っております。

それに、佐用町のような町におきましては、若い人たちが、言われるように、都市部に出て行って少ない。これは町内で生活をする、基盤を作る、その雇用とかですね、経済的な面でも、そういう働くという、また家庭を作っていく基盤ができにくい、そういう状況にあるということです。ですから、まあ、逆に言えば、そのことをどうするかによって、少子化の直接対策になっていくということだと思います。

ですから、結婚ということについては、前からもお話をさせていただいたように、町としても、そういう男女の出会いの機会、結婚を前提としたですね、そういうこうのとりの会とかという形での出会いの機会をつくったりですね、片方では、できるだけ若い人達が住みやすいという住宅をつくるかですね、また、働く場所、雇用についても、何とか、企業を誘致するとかですね、そういうことでの努力はしてきているわけですが、中々、それが実際の大きな効果は、成果が上がってないという状況であります。

後、だから直接少子化ということに対しては、子どもを増やすということについてのですね、その関連の中で、やっぱり総合的に対策をしていかないと、これは、そういう総合的な対策しか、逆に言うたら、ないということではないかなと思うわけです。

ですから、子育て等についてもですね、しやすい環境もつくっていくということも、その対策の大きな柱ではないかということも、私は、思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ちょっと、答弁の関連で、福祉課長にお伺いします。

次世代育成行動計画ですね、1次が終了して2次になるわけですが、これについての1次についての実施状況、これ毎年されると思うんですけど、その実施状況の評価ですね、この評価をする、評価された内容ですね、具体的にどのような評価が出ているのか、あるいは、その、これを評価する組織ですね、これは、まあ既に立ち上がっていると思うんですけども、その組織の概要と、それから直近の、この行動計画に対する評価内容ですね、これについて簡略に説明してください。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 現在、第1次の次世代育成計画を持っております。これはですね、丁度合併の年の平成17年に、

1番（石堂 基君） そのあたりは、承知してますから。問うただけ言ってください。

福祉課長（内山導男君） いいですか。はい。

それが、国の方の大きな指針の中で、21年度中に見直すということになっておりますので、未だ、現在のところ具体的な中身についてはですね、検討中でありまして、最終的な具体的な内容については、今、未だ持っておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 評価組織が、未だ持ってないということですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、評価組織としては、今現在は持っておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 平成19年6月に、私一般質問したんですけども、その時に、組織を速やかに立ち上げてというふうに、課長答弁されているんですが、課長の速やかは2年以上ですか。その答弁内容と、今の現状について説明してください。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） 21年度に作成に向けて、今準備を進めておりますが、それぞれ、各子育て世代に関係ある代表者等の入れ替わり等もあってですね、19年当時に、そういう答弁をさせていただいておるんですが、今のところできてないという現状で、今後、新たにやっていきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） この行動計画は、各年においてあれでしょ。実施状況を評価せなあかんのでしょ。それが、15 年以降、ごめんなさい。15 年の 7 月以降か、ようは、第 1 次のやつが評価できてないから、どのような計画ですかということで聞いて、その評価がどういうふうにするんですかということをおう 19 年の 6 月に聞いて、いや、できてないから、速やかに組織を立ち上げて評価をしますというふうにお答弁いただいておりますよ。ようは、できてないということですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

1 番（石堂 基君） ああ、すいません。引き続き。
できてないということなんか、やる気がなかったんか、お答弁してください。

福祉課長（内山導男君） 今現在できてないということでありまう。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あのね、これ僕姿勢やと思うんですよね。じゃあ、この時に、こんなお答弁しない方がいいですよ。この時に、僕、これに先立ってですよ、僕、議員になって、初めて張り切って、18 年の 9 月に少子化対策について一般質問させていただいたんですよ。で、これ、当然、その時の町長のお答弁で、緊急課題として認識してると。で、少子化、子育てを総合的に推進する課を考える。で、行政改革の中で、組織づくりに取り組むというお答弁をいただいて、19 年の 6 月の時に、また関連で質問させていただいたと。で、この 19 年の 4 月ですよ。ようは、福祉課の中に、子育て特命参事が設置されて、いわゆる保育園と支援センター、それから少子化の相談、調整、この総合的な機能を持たすということで、お答弁されて、実際には、そういう特命参事の設置もあつたんですよ。で、それらに関連づけて、さっき言ったように、育成行動計画について、これは、もうちょっと、合併以前から旧町でね、計画を持ち寄つたもんやと。その整合性なんかも含めて、どういうふうにお毎年実施されていくのか、これから先実施されるべきなんかも含めて、そういう評価機関というのは、必要ですよ。内部に留まらず、私達、一般住民も含めて、それを評価して、いろんなアイデアを募集することが大事ですよというふうなやり取りをさせてもらった上で、早急に、評価組織を立ち上げてやって、その評価も公表しますというふうにお言われているんですよ。ようは、できてないんじゃないしに、やる気がなかったというか、ですよ。これは、町長、いかんのん違います。その 1 点について、ちょっと、簡略に、町長、お答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵途典章君） 簡略に、当然、遺憾であります。できてなかったことについて、お詫びを申し上げます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 私は、別に町長なり課長の方の謝罪、申し訳なかったんですけども、そういうふうな答弁誘導したんですが、そういう姿勢じゃなしに、ようは、もうちょっと真剣にね、この少子化ということに取り組んでいただきたいと思います。

本当に実情、実際からすればね、じゃあ1, 2年で、直ぐ効果の出るものではないというのが、それは承知もできます。ただ、やっぱり今の状況っていうのは、もうちょっと、全員で憂いて具体的な策を講じる時期ではないかと思うんです。特に、これも合併後から、この18年9月とか19年6月の時に、こういうふうな答弁を町長がされているということは、当然、課題としての認識は誰しもあると思うんですよね。

で、その中で、じゃあ、具体的に何ができるかということで、これ1つのアイデアですよ。実際に、少子化、今直ぐ子どもを増やす方策として何ができるのか、とりあえず期間限定でもいいから、特例措置でもいいからやってみたらと、やろうよというふうなことは、やっぱり住民は、ある程度思っているわけですね。で、そのあたりを、もうちょっと、その行政組織の中で、担当部局の中で真剣に考えていただきたい。

特に、保育園と支援センターの建設が主だったんかも分らないんですけども、19年の4月に特命参事まで設置して、もう今、21年の3月ですよ。丸々2年が来ようとする中で、何ひとつこれ、新しいものが、この中で生まれてないんですよ。その部局の中で、部局が福祉課が妥当なんかどうかというのがありますけども、ただやっぱり、せめて特命参事ということでの組織の中で、ささやかでもいいから位置付けがされたんだしたら、その中で、新しいものが、せめて生み出して欲しいというように思います。

ましてや、その柱である行動計画をないがしろにして、見直しがあるからというんで、放ったらかしておったんかも分らないんですけども、それは良くないんじゃないかなと。もう少し真摯に、その業務に当たるようにしていただきたいと思います。

で、具体的なアイデアなんですけども、これは誰が考えても思いつくような内容だろうと思うんですが、例えば、その祝い金ですよ。これの増額。人によれば、じゃあ第2子生まれたら50万やったらええがなと。第3子生まれたら100万やったらええがなと。向こう5年間。控えていただくような内容じゃないんですよ。アイデアですから。とか、定住祝い金ですよ。結婚して祝い金を出すんじゃないしに、結婚して、引き続き、町内で生活してくれたら、祝い金になるのか、それを、この生活を支援していくための家賃補助であるとか、若者を限定にしてね。それから、通勤補助、これは、最近、特に、身近なところで、結構実例を聞くんですけども、こういうふうな経済情勢の中で、必然的にこう町内で職がなくなっていく。若者にとっての就職先がないということで、やむを得ず転出をしていくというケースがありますし、それと、もう1つは、町内にあった企業が、町外に出て行く。テクノもそうですし、少しさかのぼれば、佐用池田電機さんなんかも、そうなんです。佐用池田電機さんなんかも、当初、若い子でこっちから通勤していた子が、今、勝央町の方に、結構家を借りて住んでるケースがあります。結婚を機に向こうで住み始めたというケースがあります。それらも、当然、通勤圏域ですから、何とか、通勤補助でもして町内から通ってくれというようなことでの足止めにはなるん違うかなと思います。

それから、後、若者というか、年齢的な制約がいりませんが、I・J・Uターンなんかの促進をするために、例えば、住宅の紹介であるとか、斡旋であるとか、家賃補助とか、そういうようなもんもアイデアとしてあるんじゃないかなと。

それから後は、教育費の無料化も、今回、福祉医療の関係で、中学校まで無料というふ

うになりましたけれども、義務教育のかかる部分の教育費を無料って言ったら、ちょっと言いすぎですけども、そういうふうな補助をしていくとか。

それから、古くからある山村留学とかね、いろんなアイデアがあると思うんですよ。

少なくとも、できるできないとか、あるいは、その試験的にやってみるとかいうのも含めて、こういうふうなことを、僕は、合併後2年間の間に、是非やって欲しかったなと思うんで、少し、残された期間というんですか、今後ですけども、こういうふうな具体的な取り組みをね、担当部局の中で、真剣に考えていただきたいなというふうに思うんですけども、答弁の方お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 今、いろいろとですね、1つのアイデアという話の中でもお話いただきましたけれども、これ、実際、旧町でもやってきて、実際、それは、対象者には、非常に喜ばれたということを思いますけれども、じゃあ、それによって、大きな効果があったかと言うと、どことも、やっぱり祝い金等については、そんなに効果がなかったというの、また現実であろうかと思えます。

町としても、今、若い人達がね、やっぱり働きやすい、家庭を築きやすいという、築いていただきたい、そういう政策は、これから必要だと思えますし、さっき前にも雇用促進住宅の問題の中でも、お話ししましたけれども、ああいう住宅をですね、町が買収して、そして、公営住宅法に縛られない中で、若い人達が定住していただくような、若い人達の住宅という形でね活用もできたらということでも考えております。

少しでもね、そういう具体的なものとして政策をですね、打ち出していきたいというふうには思っておりますので、それぞれ具体的な、また提案なり、またアイデア等についても、今もいただきましたけれども、また今後とも、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 本当に具体的に、子育てじゃなしに、狭養の意味から、少子化対策ということになれば、これは担当が、僕は福祉課というのは、非常に何か異論があるところなんですけども、そこらへんも含めて、少し取り組み体制というものを強化していただいて、具体的な施策が展開できることを切に望みます。

本当に、これまで子育て、あるいは少子化ということで質問させていただいた矛先が福祉課長だったんで、申し訳なかったんですけども、まあ、そのあたりも含めてご理解をいただきたいと思えます。

最後なんですけど、限界集落ですね、これについては、非常に、これ直に自分とこの村がそうなんで、事例も含めて再度お伺いをしたいんですけど、この件についても、僕一般質問ということで挙げさせていただくのは、3回目なんです。ある程度、広域な地域づくり協議会であるとか、そのあたりで、そういうような支援策を、バックアップをですね、やっていくというふうな協力体制を作っていくということなんですけれども、もう少し、その具体的にね、話を事例化いうんか、していつていただきたいなと思うんです。

それで、これもまた、ずるいんですけども、これも07年ですから、3年前ですか、の

3月の時と、それから、その9月ですね、に僕一般質問させてもらって、これも町長答弁ですよ、非常に大きな問題として認識していると、それで行政として支援をしていく、指導をしていくという意味合いだったと思うんですけども、答弁をいただいております。まあ、その後の、同じく9月ですね、島根大の作野先生のお話も含めて、僕一般質問させていただいたと思うんですけども、その時には、個人的には、作野先生の活用なんかも考えて、地域づくり協議会と行政が一緒になってやっていくということで、当時のまちづくり担当課長から、実態はあまりご存知なかったんで、その実態を知ることから、積極的に検討をして進めるというふうな答弁をいただいで、実は、その後にも関連して質問したかったんですけども、中々、この2年間、1年半ほどは、例の一件に一般質問が集中してまして、時間がなかったんですが、このあたりですね、過去の状況、まちづくり課長、町長等の答弁も含めて、これまちづくり課長の方にお伺いをしたいんですけども、具体的にですね、どのような今、協議会に対しての取り組み、それから限界集落に対しての取り組みをされているのか、課長の方にお伺いをします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 地域づくり協議会につきましてはですね、それぞれの地域の中での課題をですね、今洗い出しておるということでございまして、当然、今、議員おっしゃいますような限界集落の問題についてもですね、そういった課題がですね、今、出されているところではないかというふうに思っております。

ちょっと、先ほど、町長の答弁の中にもございましたけれども、20年度、今年度からですね、県におきましても、限界集落とは県の方は言うておりませんで、小規模集落ということで、高齢化率が50パーセントを超えた、そういった集落を対象としてモデル事業として取り組みたいというふうなことで、豊福なり金子というふうなことで、佐用町では、その2集落が認定をされておるところでございます。

そういったことで、この集落におきましては、都市との交流、あるいは地域での、これからの取り組みをどうしていったらいいかというふうなこともですね、集落の中で話し合われておりますし、今後ですね、こういった話し合いの中から、これ3年間の事業でございましてけれども、そういった中からですね、課題を出していくためにですね、地域アドバイザーの派遣でござますとか、最終的にはですね、交流にかかりますような経費、あるいは拠点施設の整備にかかるような助成といったようなこともですね、この事業の中ではできるのではないかとということで、現在取り組みを進めていただいております。

それから、また、佐用高校なり伊丹高校がですね、交流を通しまして、ひとつまあ、地域の活性化を図っていかうというふうな取り組みもなされておまして、今後まあ、高校生等によりましてですね、そういった取り組みにもですね期待をしていきたいというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。

今、答弁の中にありました、今、県が20年度モデル事業としてやっている小規模、ああ、ごめんなさい。元気、何やったっけな。

まちづくり課長（前澤敏美君） 小規模です。

1番（石堂 基君） 小規模ですか。それですね、それって、まあ、県においては、次年度の候補地というのは、ちょっと今、模索をしておるんですけども、しているはずなんですけど、僕は、まちづくり課の方から、うちの自治会に対して、じゃあ次、大垣内でどうやっていう話は聞いたことがないし、自治会長も知らないって言うんですけども、県の方から、ちょっとこの間、電話をいただいて、どうなんですかみたいな話で、私個人的にいただいて、私、ほんまの部落住民の1人ですから、自治会長の方に、そういうふうな話はしてくださいというふうに、あるいは、その役場の方にしてくださいというふうに、お返しはしておるんですけども、この話の背景っていうのは、多分、担当課長なり町長は分かると思うんですけども、ようは、そのもう少しね、例えば、地元の金子で、こういうふうな、あるいは豊福でこういうふうなことがされてるというのを、対象、私の村も限界集落、準限界集落、49点何ぼとか、何か、そのへん、ひよひよしておるんです。そういう所に、そういう情報とかがっていうのは、もっときめ細やかに出てきて、あなたとこの集落こんなことできませんか、金子では、こんなことしてますよ。どう思いますかみたいな話が、ちょっと集落、もうちょっとね、近接して、状態が近い所のね、話で、そういうのを情報提供なりさしていただくような場を作っていくと、地域づくり協議会という、これは、地域づくり協議会の中でも、大小いろいろありますから、ザクツとして、いろんな集落の体系っていうんか、個性っていうんか、構成があって、中々一律に、その中で問題協議するっていうわけにはいかんのですよね。

で、実例から考えれば、例えば、金子と田和と大垣内が寄れば、それなりに、やっぱ、この限界集落ということに対して、もう少し前向きな取り組みを3つで共同してしようとか、あるいは、じゃあ中山、ああごめんなさい、来見とかをどうしようというような話が、もう少し細やかにできると思うんですけど、そういう機会が、残念ながらできないんですね。協議会の中では、できてないと思うんです。だから、その辺への、もう少し集落、特に限定するわけじゃないですけども、そういうふうな、先ほど報告のあった、限界集落の17ですか、その準限界集落も含めて20いくつか、そのあたりの連絡協議会と言ったら、何か言葉遊びになるんやけども、もう少し何か実情をお互いに交換しながら、うちこんなことやっているでというようなものを、近い状態の集落で、話ができるようならばというのも必要だろうと思うし、それを設定する前に、どっか、そのやっぱ、担当者がね、行政が、その実態というようなものを、もうちょっと承知しないといけないと思うんですよね。

まちづくり課長、大垣内の集落ご存知ですかね。うちの自治会長と具体、そういうふうな話されたことがあります。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 集落は知っております。自治会長さんと、そういうお話をした経緯はございませんけれども、確かに、今、議員おっしゃってましたようにですね、情報をですね、お互いに共有するとか、その金子の集落の何集落かが寄ってですね、取り組みを一緒にやっていこうといったようなところまでには至っておりませんが、今後ですね、協議会の立ち上げというような具体的なお話もございましたけれども、できるだけですね、情報提供ができるようなことをですね、考えていきたいというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあお聞きしていて、中々、それぞれの地域、地域ではですね、いろんな活動もされているんですけども、そこだけでは、中々もう限界がきていると。連携もしていかなきゃいけないと。それが、その合併後の地域づくり協議会という小学校区ぐらいな範囲の中ですね、また一緒に、そういう問題に取り組んでいこうということなんですけれども、まあ、例えば、江川なんかは、その江川地区は、かなり、そういうことで、いろんな問題に取り組んで一緒にやっていただいております。だから、まあ、それがまあ、中々、そういう地域づくり協議会の中で、話ができないんだというんじゃなくて、それをしていかなければならないと思いますし、その担当、町においてもですね、それぞれ担当を支所の振興課の中に置いて、幕山地区なら幕山地区の担当という職員も置いているわけですから、是非、石堂議員も幕山地区なら幕山地区の中でも、そういうことをやろうという話をね、また、こちらもしないといけませんし、地域の皆さんの中にも、話の中でね、出していただいて、そういう取り組みをしていただきたいと思います。と思っています。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後5分です。

1番（石堂 基君） それも十分承知をしております。

ただ、いろいろ自治会長等が、そういう協議会の中で話をしていても、やはり、そのそれぞれの集落によって体力差があります。で、中々具体例として実行できないという部分もあろうじゃないかと思います。

私個人にすれば、一住民として協議会の方へ参加させていただいておりますので、その部分では頑張っておるつもりです。

あえて、まちづくり課長に、大垣内の自治会長とお話したことありますかというのを問い合わせをしたのは、少し激励も含めてなんですけれども、先般、県民局が主催で、ああ、県民局じゃないわ、夢会議が主催で行われた、相生での会議、これ町長、まちづくり課長、それからまちづくり課の参事の方行っておられましたよね。で、県民局の応援を受けて、各頑張ってる団体とか地域とか自治会とかが、その取り組みの発表をする場だって、ささやかながら、大垣内も行かせていただいて、発表をさせていただきました。本当は、行きたくなかったんですけども、どうしても県民局の方から、自治会としての取り組みというのは、非常にまれ、具体で言いましたら、地域づくり活動支援事業というやつなんですけれども、自治体としては、非常に珍しいんやと。で、19年度に取り組みをさせてもらって、補助事業、県の方の補助事業 38万ほど補助金いただいてやって、それがある程度評価されて20年度もどうですかということでやらしてもらっている途中なんですけど、あの場に行って、町長とまちづくり課長とまちづくりの参事が行って、私、人間的に好き嫌いとは別にね、大垣内という集落が、ああいう事例発表を、少なくとも県民局管内の中で、自治会としては珍しいということで、他のたくさんの団体もいらっやいました。中でしている。取り組みは、こんなこと大垣内しているんやぞというものを、非常に短い時間だったから、内容的には不備だったと思うんですけど、展示しているうちのポスターなんか、パネルなんかも見ていただいて、僕は、まちづくり課長なり、まちづくりの参事は、もうちょっと、これ大垣内に興味示してくれるかなと思うったんですわ。ええ、大垣内、すごいことしよってんやなど。と言うんは、ある1テーマ、これ自慢話ですけども、その

発表を終えて、20年度の実績の報告も県民局に対して、おおよそ出していく話しをしている中で、やっぱり県としては、今、自治会として、そういうふうな形で取り組んでいるところは非常に少ないと。団体とかグループとか、もっと小さい規模ではあるんやけども、自治会としてというんでは、非常に先進的とは言わなんでしょうけども、県も、こういうふうな活動に注目しているですということをおっしゃったんですよ。

確かに、そうだと思うんです。うちは、限界集落です。その中で、これだけの事業を、村の中で、とりあえず頑張っってやっっていこうというような取り組みをしているという部分で、評価されていると思うんですよ。それに対して、僕は、町のまちづくり課、長なり参事が興味を示さないというのは、これいかなもんかなと思うんですよ。

もう少し、例えば、その石堂さん、もの言うたら、議員やし余分なこと聞かなあかんで、自治会長に話を聞こうとか、そこらへんは、少なくともね、課長は動いて欲しいなと。情報収集の1つとしてね、で、もう時間がないんでね、最後つまらんことだけ言うんですけども、課長ごめんなさいね。課長のことだけを、何か言ってしまったんですが、その時に来ておった、まちづくり課の職員ですわ。3人やから、課長も町長も誰か分かりますけどね、発表終わった後、私、廊下で、ひゅっとすれ違って、何を言われたか、一言だけですわ。ポケット手突っ込んで、ご苦労はん、いや、地域でしてくれたら助かるんやわ。それで終わりですわ。これは、さすがに、私がつくりしましたよ。これね、どういう感覚で、これしゃべったんか、今もって理解できへんのや。ご苦労はん。ねっ、少なくとも、自分とこの町の自治会が、独自活動と言いながら、県へ行って発表しようやと言って、へーって思いながらも、ポケットへ手突っ込んでご苦労はんはないで。はんやでね、ご苦労さんじゃないでね。助かるんや、地域でしてくれたたら、それで終わりですわ。そこらあたりのね、課長にして、町長にしても、もう少し足元をきっちり見ていただくことをお願いをして、すいません、時間が来ましたので、質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の質問は終わりました。
ここで休憩をいたします。再開を 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、7番、松尾文雄君の質問を許可いたします。

〔7番 松尾文雄君 登壇〕

7番（松尾文雄君） それでは、人口推計から見たまちづくりについて、まず1点目は伺いたいと思います。

先般、神戸新聞に、県の人口推計予測が記載されておりました。当佐用町におきましては、人口が2055年には1万人を切る状況であるとのこととあります。

また、町の総合計画にも2015年、いわゆる平成27年には、1万8,337人と推計値が記載されておりましたが、2015年の目標人口として、政策人口を2万人とするとあります。

その為には、人口の定着に向けた各種の施策を積極的に推進するとともに、合併を契機とした子育て支援策の拡充等をはじめとする定住環境の整備、就職環境の向上など、佐用町の発展にとって有効な施策を重点的に実施することで一定の政策人口が期待できます。との記載があります。このために、おそらく2015年、平成27年までに、総人口について

は、政策人口を加味して、2万人とすると記載されてあります。そのために、これまで、町の総合計画に沿って各種の施策に取り組んで来られたと思いますが、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

まず1点目として、子育て支援策についてであります。

2点目は、定住環境、または就職環境、有効的な施策を重点的に実施するとあります。それぞれの見解について、具体的にお聞かせ願えればと思っております。よろしく申し上げます。

また、この度、子育て支援センター、佐用保育園の建替えが行われていますが、園児が少なくなり保育園の統廃合を考えていかななくてはならないと思われれます。そこで、統廃合の計画がされているのか伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

大きな2点目としまして、少子化が進む中、今後の教育について伺います。

先ほども言いましたが、人口が年々減少し、少子化が進む中、避けて通れないのが、小学校・中学校の統廃合ではないかと思われれます。そこで伺います。

統廃合計画については、どのように考えておられるか。

また、路線バスの休止の申し込みがある中での、スクールバスの検討は。

また、小・中一貫教育について、それぞれどのような見解をされているかを伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、松尾議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、人口推計に基づくまちづくりの展望についてのご質問でございますが、平成17年10月1日、合併時における佐用町の人口は、2万1,610人、現在21年1月末の住民基本台帳における人口が、2万559人で、この3年半で1,000人以上の減少があったこととなります。これは総合計画策定時の想定を上回る減少率であり、過疎化の波はとどまるところを知らず、またこれに伴う高齢化も確実に進行している現状はご指摘のとおりでございます。

平成19年に策定をいたしました町総合計画においても、あらゆる施策を想定し、新佐用町の最も重点的な課題として取り組むことといたしておりますが、中々、これらの人口減少、少子化、過疎化及び高齢化に対応できる特効薬的な施策は、わが町のみならず全国の市町村においても、ほとんどの所で、実際効果のあることができてないというのが現状であります。

今回、議員お尋ねの子育て支援施策につきましては、先の石堂議員からのご質問にも、お答えをさせていただきましたように、妊婦検診の無料化や、出産祝い金、乳幼児医療費の助成などを行い、更には保育園の充実、また現在は子育て支援の核となる子育て支援センターの建設も進めているところであります。

また、定住環境、就職環境の取り組みにつきましては、現在、町営住宅の総戸数は498戸でございますが、今回、五反田にあります雇用促進住宅60戸も、町が購入し、新たに町営住宅入居基準にとらわれない、比較的若い世帯層の定住化にも取り組もうということをおっしゃっております。その他の定住施策といたしましては、ここ数年間続きます団塊世代のふるさとへのUターン、高度成長時代に、ふるさとを離れ都市部で勤務されていた皆さん方にも、生まれ故郷であるふるさとに帰ってきていただいて、先祖代々の土地と家を守り、ふるさとのために貢献いただけるようなシステムづくりにも取り組んでいきたいなという

ふうにも考えております。

合わせて、地域活性化の核となる青年層などの流失を防ぐためには、やはり、きっちりとした就労の場の確保が不可欠の要素であります。このために、過去には久崎工業団地の整備などが進められてきておりますし、最も今、大きなプロジェクトとして西播磨テクノポリスの整備も徐々にできつつあり、企業誘致もなされております。既に何社かの企業進出が実現をいたしましたし、その企業において、雇用の場ということで、今、町内からも勤められているというふうにも思っております。町といたしましても、新たな企業誘致を図るべく、昨年6月議会において企業立地等促進条例を制定し、事業者が施設を新築や移設、増設された場合には、固定資産税の課税免除や奨励金を交付する制度も発足させております。

しかしながら、現在は、国においても有史以来と言われる、かつてない経済不況の状況下においては、なかなか企業進出は想定どおりには進まず、それ以上に、操業中の企業においてさえ、製造部門ではラインの停止、操業日や操業時間の短縮など厳しい時代を迎えておりますので、注意深く観察を続けながら、地域をあげて応援できる体制づくりの整備にも取り組んでいかなければならないというふうに思います。

また町では、近年の事業展開においては不可欠の情報通信網の整備についても、いち早く取り組みを開始し18年、19年度において、既に全町において光ファイバー網を整備し情報格差の是正も図ってきたところであります。

この他、定住環境の基礎ともなる交通網の整備についても、現在関係市町と協力のもとJR姫新線の輸送改善事業にも取り組み、この3月14日から新車両の運行、来年3月からは高速化と運行回数の増便も実施されることとなっております。

松尾議員ご指摘のように有効な施策を重点的に実施をとのことでございますが、まさに今回の国の定額給付金でも論議されておりますように、必要なときに出来るだけ早く、必要な施策を実施するというタイムリー性を重視した行政を進めていかなければならないというふうにも思います。

次に、佐用保育園の建て替えに伴う保育園の統合ということについてのご質問でございますが、現在、町内には12の保育園があり、少子化の影響を受けて、大小さまざまな形態となっております。現在の町内保育園の状況では、保育児童の多い順には、佐用保育園で100名、三日月で67名、上月54名、平福が43名となっております。児童数の少ない方では、長谷保育園が10名、石井が11名、江川が19名となり、その他の保育園では20名から30名程度の園児を預かり保育を行っているところでございます。

この状況は、現在入所の申し込みを受けております4月以降、平成21年度も続き、町全体の入園者数の比較では20年度当初より8名多い、433名を受け入れることとして準備を進めているところでございます。

少子化が叫ばれる中での、保育園児数の増加は、園児の低年齢化によるものでありまして、0歳児から2歳までのいわゆる未満児の入園者数は73人で全体の17パーセントとなり、また年度途中においても母親の就業等により、中途申し込みも増えてきておりますので、今後ますます保育園の必要性は、高まっていくものと予想をしております。

全町的な保育園のあり方については、当然人口規模に比べて、また園児数の数からみても12の保育園数は非常に多く、また大切な幼児期のしつけや集団での体験、小学校入学前の幼児教育といった面から見れば、10人前後の保育園では不十分なところも出てまいっておりますので、今後に向けては当然、園の統廃合について検討を加えなければならない時期が来ているというふうに思っております。

今後は、この地域においても、こういう状況をよく話し合っていたきながら、今後、どうあるべきかということ、協議を重ねて参りたいというふうに考えております。

現在、町中心部の佐用保育園の建設を図っておりますが、これは現施設が老朽化したためと、施設内容についても、建設当時の保育園の状況、つまり保育園の入園は長くて3年、ほとんどが1年ないし2年の保育の時代から大きく変わり、0歳児から2歳児等の未満児の入園率が全体の20パーセント近くなったため、常時ほぼ100人以上の園児を預かる佐用保育園の現施設では、施設が対応ができにくくなったこと、また、より安全に、園児の送迎が行えるアクセスの問題を考慮して、新しい場所を選定し、建設を行っているものでございます。

新しい園の定員につきましては、現在の120人から30人増員し、150人と設定をいたしております。これは平成10年の児童福祉法の改正により、これまでの小学校区優先の入園方法から、町内であればこの保育園にでも、保護者の選択で選べることとなったものを受けて、保護者の勤務場所などの関係により、どうしても中心部に片寄る傾向が生じてまいります。このような状況を考慮し、また、今後生じてまいります保育園の統合など総合的に判断をし、今回思い切って30人の増員を決定をいたしたところでございます。

統廃合計画については、現在の時点では、はっきりとした保育園の統廃合計画は立てておりませんが、合わせて学校関係の問題も生じてまいりますので、今後十分に検討を続けていきたいというふうに思っております。

なお、学校関係の再編については、本年度役場内において学校適正規模検討会の作業部会を組織し、検討を加えておりますので、平行して保育園についても協議を続けていきたいというふうに思います。

続いて、少子化が進む中、今後の教育についてということでございますが、まず、学校の統廃合計画ということについてでございますけれども、岡本安夫議員のご質問にも、お答えしましたように、町内の児童数はかつてない率で減少をしております。教育委員会の報告書によりますと、平成25年度には現在から約300人、平成30年度には、それから更に約200人が減少する推計が出ており、10年で約500人、児童数の総計からみると3分の1減少することとなります。その結果として、複式学級が増加し、学級規模がますます小さくなります。平成25年度を見ますと、小学校の約半数が1学級10人以下のクラスになることが予想されております。

児童生徒の数だけで統廃合の議論はできませんが、将来をみすえて、教育効果があがる教育環境としての学校整備を計画的に進めることは、行政の責務というふうに考えております。

教育長が答弁をされましたように、今後、議員の皆さんや保護者、住民、町民の皆さんと情報を共有し、佐用の教育のあり方も議論していただく中で、学校統合について、長期的展望に立った佐用町全体の計画を立てる必要があるというふうに思っております。

次に、路線バスの休止に伴う、スクールバスの検討ということについてでございますが、路線バスを通学に利用しているのは、久崎小学校の大酒集落児童と佐用中学校の江川の生徒であります。前者につきましては、既設のスクールバスの運行を変更し新学期の4月から、後者佐用中学校江川につきましてはスクールバスを21年度に導入し、11月から運行する計画であります。

次の、小中一貫教育ということにつきましては、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

私の、この場での答弁は、これで終わらせていただきます。教育長、後お願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、教育長。

教育長（勝山 剛君） 続きまして、松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小中一貫教育についてであります。先進的にこの一貫教育に取り組んでいるところでは、その目的を柔軟で系統性のある教育活動を実現していくこととしております。小学校から中学校の教育課程へのスムーズな移行、児童の発達・能力に合わせた教育が望ましいとの考えから実施していると理解しております。

小学校の高学年の段階から中学校のように教科担任が指導にあたり、小中のギャップを少なくし、効率のよい教育を行おうとするのも1つの小中一貫の方法であります。しかし、現実にはこの教育効果を期待しながらも児童生徒の減少傾向が進んでいく中で、その地域における学校の収容能力を踏まえ適正規模、適正配置、通学距離等様々な要因を考え、この一貫教育、または単に小中学校を合わせたような校名として取り組んでいるような状況も、一部では見受けられるところです。

また、小中一貫教育として、小学校から教科担任制を行うには規模の大きさ、小学校で各教科を専門にしている教師が存在することが不可欠であります。佐用町内の小学校では、先ほども、町長の答弁にありましたように学校規模が非常に小さくなっているため、多くの課題があると認識しております。

以上のことから、教育委員会で町内の小・中学校の一貫教育を含めた連携・接続のあり方について議論をしておるところです。現段階では、特に中学校から各小学校に働きかけて、今までの連携教育を更に、具体的に、どのような方法で連携が深められるか等を中心に情報交換をしながら本年度、更に、前向きで考えていきたいと思っております。以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） それでは、まず最初の人口推計から見たまちづくりということからいきたいと思います。

まず、子育て支援策については、これまでも取り組んでおられるし、今年も、また新たに取り組むという方向付けが出てますので、それは、それでしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

今の状況だけでいいかと言うと、中々、それよりもう少し、もう少しというのが、当然出てくるかと思えますけれども、いわゆるまちづくりの基礎となる子育てですから、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、続いて、定住環境の部分ですが、いわゆる町営住宅が、いわゆる498戸、促進住宅が、今度60戸というふうな部分で言われておりますが、まず、住む場所も当然必要なわけでありまして、やはりまちづくりについて、特に住宅で住んでいただくのがいいのか、土地を買っていただいて1戸建てを建てるのがいいのかということになると、やはり住宅よりも1戸建てを建てていただくというふうな施策の展開をしていく必要があるのかなと思えますね。

昨日の一般質問にもありましたけれども、町の所有地が13カ所ですか、あるということで、それ全部が、そういった用地として使えるか使えないか分かりませんが、そういった、まず1戸建てで住んでいただけるような施策というのが、非常に必要なかな。1戸建てに住むことによって定住してくるというふうな部分があるかと思えます。まず、町長も、今日の一般質問の中でも、いろいろ言われてましたけれども、高齢者福祉、そういったものが非常に大切だと言われております。高齢者福祉そのものを持続、堅持していくためには、若い人の定住こそがあって、初めてそういった福祉が守れるかと思えます。

そのためには、いわゆる町有地のある、そういった所、比較的安い単価で販売することによって、若い人達が、1戸建てが建てれるような価格にしていくというふうな方法も1つかと思えますけれども、そういった基本的な考え方としては、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、ご意見のとおりだと思っております。これまでも、それぞれ旧町におきましてもですね、そういう観点から、環境のいい、また求めやすい価格でということで、町の、行政が、町が宅地を供給してきたという歴史があるわけですが、新町におきましてもですね、引き続いて、そういう定住をしていただく1つの支援としてですね、宅地の供給ということも政策の中に取り入れていかなきゃいけないなというふうに思っております。

まず、人生の、その生活のサイクルとして、若い、結婚して、直ぐに家を建てるというのは、中々難しいかもしれません。そういう意味で、若い人達が、持ち家をするまでのですね、支援ということも先ほど言いましたように、町営住宅もありますけれども、今度の雇用促進住宅なども活用して、まずは佐用町の中で生活していただき、そして、そこから、持ち家を持って、やっぱり家庭をしっかりと築いていただくというような形ですね、町内に、住んでいただけるということのためにはですね、そういう住宅地の造成という、供給ということが必要かというふうにも思っておりますけれども、ただまあ、これまでしてきた、そういう造成をして販売してきた土地においてもですね、未だ、今、売れ残っている所がございます。で、これは、場所の問題もあったり、環境の問題もあるかもしれないんですけども、中々、今、住宅を建てること自体、経済的にも厳しいのかなという感じもいたします。

これまで売り出している土地についてもですね、今後、若い人達の定住策を進める上では、價格的にもですね、もう一度見直すことも必要かなということも思っております。

また、新しい土地を造成してということも、今後検討には加えていかなければならないといふふうに思っておりますけれども、これについてもですね、中々、今の需要と供給の関係の中で、どれだけの需要があるかなということも踏まえた上です、取り組んでいかなければならないなというふうにも思っているところでございます。以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね、今現在、町の方でも、いわゆる宅地分譲されてますけれども、非常にこう若い人達が買うには、ちょっと非常に高すぎるわけですね。やはり、若い人に住んでもらおうと思ったら、非常にこう安価にしていかなないと無理。極論ですけどね、非常にこう、坪単価も極端な話、1,000円でもええやないかいぐらい売っても、後は、その土地の評価に基づいて税金等入って来るし、子ども達も生活できるとかいうふうな部分もありますんでね、この単価については、価格というのは、一応考えて、定住促進を、もっとしっかりした方がいいんかなと思います。

ただ、誰でもかたでも、そういった安価では無理ですよ。やはり年齢制限を決めて、こうするというふうな、そういったことが必要かと思えますけれども、できれば、そういった形で、若い人が定住しやすい、今、いわゆる次、新しい土地が見つかるまでの、いわゆる少しの間ということで、町営住宅、促進住宅に住む、その間に、いわゆる佐用町内に、そ

ういった土地を見つけて、家を建てるんだという、そういった方向付けの中で考えていった方がいいのかなというふうに思っております。

まあまあ、単価の方も考えてみたいということなんで、是非とも検討していただいて、若い人達が買ってほしいなと言えるような金額にして、定住していただけるようにしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、これも定住環境と、いわゆる就職環境と関係してくるわけですがけれども、就職場所ということになりますと、今現在、佐用町非常に、今後も難しいかと思えますよね。まず、今の経済状況で新しい工場が進出してくるかいうと、非常にこう難しいという部分があるんですけども、まず佐用町から通える、そういった状況で作っていかうとすれば、いわゆる先ほども出ていましたけれども、通勤手当の支給とかいう部分もありますけれども、今現在の佐用町の中で、いわゆる生活する上で必要な部分、いわゆる下水、水道とかいうような部分を、安くしていく。いわゆるたつのに通える分だけの通勤費ぐらいは安く上がりますよというふうな状況しますとね、たつの市で住むよりも、佐用で住んだ方がいいやないかというふうな状況が、数字的にも現れてくるかなと。おそらく1個1個の会計見ていったら、非常に難しいかと思うんですよ。

例えば、簡易水道だけ見て、そこだけ見れば、非常にこう、もっと上げたいというのが、本音かと思えますけれども、まず、この町を存続するためには、定住してもらうということの観点から考えれば、基礎的な、いわゆる水道とか下水道、また町民税、そういったものまで安くすることによって町外へ仕事しに行くといっても通勤手当ぐらいは、そういった価格の中で生まれてくるというふうなことも考えるのも1つかな思うんですよね。それから、全国平均の水道料金、例えば、悪いですけども、水道でいきますと、全国平均の金額と、今現在、佐用町の金額と、どれぐらい違うか分かります。

議長（西岡 正君） 分かりますか。お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 多分、そういうことまではですね、きっちりとは出してないと思うんですけども、昔から、佐用町の水道料金というのは、非常に全国的にも高いと。一番高いというふうに言われております。赤穂市なんかと比べると倍ぐらいかなという感じはいたします。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね。赤穂市なんか、無茶苦茶安いですね。全国で上から数えたら、4番目か5番目ぐらいの安さというふうな部分があるんですけども、まず、ただ単に安くする言うんじゃないしにね、いわゆる人口の減少を食い止めるのと、できれば増やしたいという施策の中で、いわゆる水道料金、下水道というようなものを、または住民税、そういったものも考えていく必要があるかなと思います。そういったところで、全国平均的にどれぐらいかというのは、やはり1つの目安としてあるわけですがけれども、まず1万5,000から3万人規模の中で、全国平均としては、いわゆる1,533円というのが全国平均。

佐用町は、2,100 円という、まあまあそれぐらいの価格差があるわけですが、できれば全国平均並みの金額になれば、非常にありがたい部分があるんですけども、そうなれば、おそらく担当課としては、非常に苦しいところがあるかと思えますよ。水道会計そのものだけで言えば。

やっぱり、そうじゃなしに、町の施策として、いわゆる総合計画の中にある政策人口、こういったものを実施していこうとすれば、いわゆるそういった施策をきっちりとやっていかないと、ただ単に総合計画に書いた餅に過ぎないということになりますので、そういった施策を取り組んでいただくことによって、食い止めることができるのかな。今、町長の最初にありましたけれども、合併当時から、はや3年ちょっとの間で、900人から減っているというふうな状況、総合計画つくった時よりも、もの凄く早く進んでいるわけですから、どっかで何とかして止めないかんというふうな部分があります。そういった中で、やっぱり、そういった一般的な生活のところ、何とか食い止めるというのも1つの方法でありますので、一度、検討していただくというふうなことは、いかがでしょうかね。安くする言うんじゃなしに、全体にね、いわゆる政策人口いうものを実施していくために、いろんな施策はある。例えば、水道料金と言ったわけで、そういったことを、本当にこう具体的に考えていかないと2015年に2万人というのは、これ、守れませんからね。それから、是非とも、計画を実施していくためにも必要かと思えますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 政策人口を増やす。その政策ということは、町内、佐用町が、住みやすい、ここで、住みたいという人を増やすと。また佐用町に企業なり、佐用町としても転勤してきたり、住む状況が生まれるという、そういうことになるんですけども、住みやすさということは、今言われるように、今、例えばということの使用料とかですね、いろいろな負担する公共料金、そういうものが安いということも1つの住みやすさの内のバロメーターになるかと思えますし、また、交通とか医療とか、教育とか、そういう環境がやっぱり、きちっと整っているということが、また、住み続ける、住みやすい条件になるわけです。

ですから、今、松尾議員も言われるように、1つのことだけではないということで、それが総合的なバランスの取れた町にしていくという、それが平均、周辺市町と比べれば、比べてですね、佐用町が、よりいい住みやすさを実現していくということが佐用町に人が住んでいただく、1つの条件にはなっていくというふうには思います。

ただ、そうは言っても、佐用町の財政の中でね、そういう住民負担の中で、町が運営をしていくわけですから、これから町の、いろんな、厳しい財政の中で、町が町民の暮らしを守っていくための、いろんな施策をしていこうとすれば、どうしても負担もかかってくる。そこらあたりのバランスをね、やっぱり十分に考えていかないと、一時的に住みやすさをつくっても、将来的に大きな負担の中で、町の財政が破綻をしていけば、今度は、いっぺんに、大きな、その住民に逆に大きな、住民への負担が、今度出てくるということになってしまいます。

そういうことは、十分に、それぞれ分かっていることなんですけども、精一杯、住みやすい環境を作る条件を、そのまちづくりをしていくということ。このことは、行政の大きな、そのもの。目的のそのものであるというふうに思っておりますので、いろんなことにおいて、少しでも改善をしていく。住みやすい町をつくっていく努力を続けていきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、そうですね、住民負担だけ増えたって困るわけですから、やはり行政改革、行財政改革をする中で取り組んでいくというのが、基本ですので、やはり負担ばかり増えてしまっても困るというふうな部分があります。

まず、今言われるように、総合的に考えていただいてね、目標というのは、もうここに総合計画の中で2万人として謳っているわけですよ。そやから、それに向かって、今、後6年しかありませんからね、政策人口2万人というて、これは謳っているわけですから、是非とも、それをね、しっかり守らないと、今現在、2万559人、559人が減ってしまうとね、単純に、それ言うたらあれですけど、年間佐用町内で、だいたい300人ぐらいが亡くなっているんですよ。生まれる方もありますけども、いうことは、今年1年でも、ちょっと気をつけなあきまへんでいうところですわ。やはり、これは、もっと具体的な格好で、住民が理解できる政策人口の2万人ということをするために、どういったことをするかというのは、しっかり考えていかないと絵に描いた餅というふうになって、ほな、その総合計画は何な言うて、基礎から崩れるわけですよ。人口が減るということになりますと。

で、今言われる保育園にしたってそうですよ。今の状況を守ろうとすれば、子どもが、若い人達が住んでもらえるまちづくりをしていかないと、今の保育園が守っていけないわけですから、そやから、定住環境、そういった部分は、一生懸命取り組んでいただく、いただかないと、この政策人口自体も守っていけないというふうになりますんで、この目標値は、ちゃんと、いわゆるコンサルがしたんじゃないですからね。基礎は作っても、佐用町として作ったわけですから、町長をはじめとする執行部の方、また議会もそうですけども、そういった政策人口に関しては、もっと一生懸命取り組まなあかんのかなというふうに思っております。

そういったところで、全体的な政策いうものを、もう一度しっかり見直して、この2万人を切る状態が6年、少なくとも6年は、しっかり対応できるようなことをしていかないと、何もやらなかったというふうな評価になりかねませんので、その点を伝えておきたいと思います。

それでは、保育園の統合であります、佐用町の保育園に、佐用の保育園につきましては、定員が120名、今回150名ということになりますと、当然、統廃合というものを考えた上での定員かと思えます。まず、小学校、中学校、皆一緒ですけれども、統廃合については、行政側だけじゃなく、保育園、小学校、中学校それぞれ一緒ですけれども、地域の方の協力ができないという状況があります。こういった部分が、現在、ドンドン人口が減っている中で、十分に地域の方々に、今の現状を説明する中、こういった形で統廃合を進めていくか、おそらく統廃合せなしゃあないかと思うんですよ。どの時点かというのがあるんですけども、そういったことは、今年度から、地域にドンドンと説明して、理解を求めていくという必要はあるのかなと思えます。

統廃合の難しさというのは、町長そのもの十分ご承知かと思えますので、時間をしっかり掛けてやっていかないかんのかと思えますけれども、まず、方向性としては、統廃合というのは、やむを得ないと思えますが、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これからのですね、子ども達を、保育して育てていく環境としては

ですね、その中心になる施設としては、このままではですね、やはり非常に問題があると思っております。

ただ、統廃合というのは、先ほど言われたように、非常に地域においてもですね、特に統廃合が想定される保育園というのは、それまでにも、いろんな施設が、次々となくなってきた地域です。特に、学校統合等ですね、この一番少ない、石井保育園にしても、長谷保育園にしてもですね、未だ、学校統合して10年ちょっと、小学校、そこに非常に、いろんな皆さんの思いをもって、いろんな困難な中で、小学校統合があったと、その後においてですね、一生懸命地域を守って学校がなくなった後の地域づくりをやっていただいておりますけれども、やはり、そういう保育園というのが、一番最後に残っている施設ということになります。そういうところに余計、地域の思いというのがね、いろいろとあるということは、ご理解いただきたいと思えます。

ただ、やはり、そういうことを踏まえた上で、やはり子ども達のことを考えるとね、やはり、これは、統合をしていく必要があるだろうという思いを、私は持っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですな、やはり、子ども達のこと考えれば、統合していかなければならないというのが現実かと思えます。

地域のことがありますので、そういったことを早めにしっかりと話を進めていく中でやっていく必要があるのかなと思えますね。

いわゆる保護者、父兄の方々に聞きますと、やはり統合して欲しいという、親御さんから言えばね、そういうふうに使われます。ただ、地域の方は、中々、そういったことは理解できないというふうなところがありますんでね、その地域と、その保護者との差というのが当然あるわけですけども、そういった部分で十分に議論して、もう今のうちにある程度の方向性、保育園は、園児がこれだけですよというのは、もう分かっているわけですから、職員は、これだけかかっていますとかいう部分あるんで、当然、そういったことは進めていく必要があるのかなと思えます。

できれば、人口が増えることによって統廃合しなくてもいいような状況が生まれるのが一番いいんですけども、本当は、それがベストかと思えますけど、まず統廃合については、そういった形で、地域の方々と十分に協議をしていただきたいと思います。

まず、保育園の方は、まずそれぐらいで、小学校、中学校、これも同じ統廃合があるわけですけども、まず単純に中学校だけで言いましても、近隣の上郡、新宮にしても、中学校1校ですよ。そやから人口的に言えば、非常にそれぐらいの状況かなと思えます。4町が合併しての部分ですから、いきなりということは無理ですけども、やはり中学校、小学校においても考える必要があるかな。けども、まあまあそこへ行くまでに、統廃合するまでに、私思うには、ここに書いてありますように、小学校、中学校の一貫教育いうものに取り組んでいく方が、まずは最初かな。国の指定も受けるもよし、県の指定も受けるもよし、佐用の教育委員会として、いわゆる小中一貫教育というもので考えていくというやり方もあるかと思うんですね。

まず、地域的に言えば、三日月ができるのと、上月、いわゆる同じ敷地内に小学校、中学校があるという部分がありますので、そういった、まあまあ、連携教育をしていきたいということでもありますけども、それをするにしても、まず、佐用の教育委員会として、ある程度、方向性として、中高一貫教育という前向きな考え方で、指定校というふうな状況

を作っていくというのも1つの方法かと思えますけども、そういった点について、教育長いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先日の一般質問でもありましたし、今回、松尾議員の方からも、そういう質問がっておりますが、特に、私としても小学校と中学校との連携と言いますか、小学校の教育のあり方、中学校の教育のあり方、これは大きくは変わらないわけですが、小学校は、教科担任制をひいておりません。昔から、学級王国とか、そういう言葉がよく使われるわけですが、また、中学校は、教科担任制をひいておまして、子ども達にとっては、非常に大きなギャップがあるだろうと、これは、認識しておるところです。そういうことから含めて、やっぱり小中のスムーズな移行というか、小学校から中学校へのスムーズな移行というのは、これは当然考えていかなければならない。

それから、これについては、特に、教師の意識改革、これをやっぱり求めていく必要があるだろうと思っています。

それから、地理的なことも、先ほど出ました。三日月中学校校区、それから、上月中学校校区、こういうやっぱり本当に手を繋いで、即できると。こういう環境にある所は、順次、そういう連携を深めていく方向で、本年度は、学校長にも指導していっておるところです。

なお、そういうことがありますので、この1年かけてですね、教育委員会の方も連携教育を、どのように深めていくのか、それが、小中一貫教育と名を変えれば、そういうふうになるかも分かりませんが、ようは、そういう方向で、本年度1年、考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 小学校から中学校へ上がることによってね、やはり、子ども達は、いわゆる先生の、いろいろ、教科担任とか、いろんな部分が違いますので、非常に心配に思っているのが、先生が怖くないかとね、いわゆる上級生からいじめられるのではないかとか、また、勉強が分かるかどうかとかいう、いわゆる、まあまあ、複数の小学校から行くようなところは、この佐用の場合は、比較のないわけですが、そういった同級生同士がうまくいくか、そういった不安要素が非常にあるわけですよ。小学校には、ですから、今言う、一貫した教育をすることによって、そういう部分が非常にこう薄くなる。安心して中学校へ行けるというような状況ができてくるかなというふうに思います。

今回、連携教育というふうなことで、今年から取り組んでいきたいという部分ですが、やはり、そういったことに非常に私自身も期待していますし、やはり、そういったところは、いわゆる町の教育委員会として、指定校というのをね、はっきり、どこどこは、こうするんだというふうな位置付けをした上でね、やった方がいいかと思えます。

どこでもできるような状況じゃありませんからね。今言う、地理的などこの件もあります。そういった部分で、指定校をまず作ってやるということに関してはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほども言うておりますように、本年度、本年度と言いますか、平成 21 年度、そういういろんな近隣の市町、また先進的にしている地域、そういうものも再度研究を重ねながら、21 年、22 年度に向けてですね、検討して参りたいと考えています。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） それでは、そういったことを検討していただいて、いわゆる教育の佐用町と言われるような取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、まず、今度、スクールバスの件に入るわけですが、まず路線バスが休止になった場合には、それぞれの対応がされているという部分があるんですけども、この際ですので、スクールバスの若干、他の地区も見直す必要があるのかなというふうに思っております。

スクールバスの運行状況を見て行きますと、概ね 7 時半ぐらいが 1 番の便で出ているわけですが、残念なことに三日月は 7 時が頭というふうな部分で、低学年でもスクールバスに乗るために、7 時には、その場所に行かなくてはいけない。ということは、物事、集合とか言うたら、10 分、15 分前に行くということになれば、6 時 45 分なりに、その現場に行ってしまうという状況というのがあります。この際ですのでね、佐用町全体のスクールバスの、そういった時間帯、同じ小学生でありながら、7 時前から集まるとかいうふうな状況というのを少しでも回避できるなら、していただいた方が非常にいいかなと思います。帰りにしてもそうなんですけども、いわゆる学校によっては、低学年と高学年との帰宅時間の違うような運行の仕方もあるわけですが、これも、また三日月なんですけども、三日月は、低学年、高学年一緒ということで、まず冬場の時間帯になりますと、5 時になったら非常に暗くなる。そういった状況に、やっと帰れるか帰れないというふうなスクールバスの運行状況があります。スクールバスの運行に関しては、時間の方は、十分ご承知と思いますが、こういったことの見直しについて、どのように思われてますか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 通学の、児童生徒の通学的手段としては、今、松尾議員がお話されているスクールバスあるいはタクシー、それから、保護者の自家用、あるいは当然、徒歩、自転車、いろんな形態があります。このスクールバスや、それからスクールタクシー、あるいは自転車につきましても、各旧町の時代にいろんな経緯で、学校の統合とか、それから町村合併とか、いろんな経緯の中でスクールバスか、あるいはそういう通学手段が導入されて、その中でも、今、三日月の小学校の例を言われましたけれども、三日月の小学校につきましても、導入から以降、通学の集落の範囲を広げるとか、いろんな経緯で運行をしております。その中身は、合併後、佐用町として合併後、一定の通、学距離にしても方法にしても、一定の基準ということでは、ありません。議員がご指摘のように、いろんな面で、いろんな違いがあります。このことについては、できるだけ、そうい

った面を、違いの中で、児童生徒の問題と言うんですか、特に最近、子どもが少子化するという中で、1集落に1生徒というような、しかも入学1年生で、今まででしたら、5人、10人と集まって登校していた集落が、小学校1年の子が1人というような実態もあります。そういう中で、学校も通学については、一斉下校とか、いろんなことを配慮しながら、対応をしてきております。

今回、全体の課題というものは、教育委員会の方も認識しているわけですが、今、お話ししたような長い経緯、そういうものがある中で、やはり、ある所だけをピックアップして対応するというんじゃないしに、やはり一定の基準、一定の考え方というものを整理して、そういう中で、理解を求めていながら、対応していきたいと考えてます。

今のところは、路線バスの休止ということで、少なくとも現状の維持をできる体制ということでの対応で考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、町内同じような捉え方をしていただきたいというのは、いわゆる生徒によって、いわゆる他は、だいたい7時半ぐらいなんです。1便目がね、やはり、そのような、7時半なら7時半ぐらいを1つのベースとして考えるとすれば、三日月の場合は、朝7時なんです。1便目がね、要するに、1台の車で3ルート走っている。ですから、いわゆる1便目が7時ぐらいじゃないといけないというふうな状況があるわけですから、そやから、他は、その点、多くても2便、そやから、7時半ぐらいで十分にできるというふうな状況があるわけですよ。いろいろ、スクールバスというのは、旧町時代から、それぞれ、各町によって、いろんな事情があって、そういうふうな状況があるわけですが、まず、佐用町が1個になったわけですから、いわゆる一体的な考え方をするとすればね、7時半ぐらいを一番最初ぐらいの時間帯にしたいなということになれば、三日月の7時という部分を何とか解消せないかん。解消するんに、できるのがね、先ほど、課長言われましたけども、スクールタクシーというやつを1台出せばできるんですよ。

残念なことに、生徒が非常に少なくなってます。今現在、その地区では、6人しか乗ってないという状況で、来年度も聞いてみますと5人というふうな部分があるわけですから、何も大きなスクールバスを1台回すことはないわけで、そこにスクールタクシーというのを1台回すことによって、だいたい、7時半なら7時半というふうな通学することが可能になるかと思えます。

そういうふうなことで、朝の時間帯というのは、やはり低学年にとって非常に厳しい部分があります。それで、帰りにしてもそうですね、冬場5時ぐらいじゃないと帰れないというのは、小学校1年、2年の子、大変ですよ。ですから、スクールバス1つにしても、今言う、スクールタクシー1個出すことによって、時間が、30分から1時間ぐらい短縮できるわけですから、明るい内に帰れるというふうな状況が現実問題できるかと思えますので、路線バスの休止に伴ってのスクールバスの検討をされているわけですから、全体のスクールバスも、この際ですから、見直していただければ、子ども達も非常に助かるというふうに思います。

大事な佐用町の子ども達ですから、できれば7時半ぐらいからというふうな状況をできるように、できればしていただきたいと思えますので、そういったことをお願いしまして、以上で終わりたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、7番、松尾文雄君の発言は、終わりました。
ここで昼食休憩に入りたいと思います。
再開を、午後1時30分といたします。

午後00時27分 休憩

午後01時30分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。続いて、5番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 失礼します。5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、3点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、全国棚田百選をどう守っていくのかということについてお尋ねします。

農業をやりたくても高齢化や後継者不足などで仕方なく止めたという農家が増えていきます。全国棚田百選に選ばれた乙大木谷も、いよいよその危機が訪れようとしています。1999年7月26日に農林水産大臣は日本の棚田百選に、棚田百選を選びましたが、その当時、自治体数で言いますと117市町村134地区を認定しました。兵庫県で4地区、その内の1つが乙大木谷に棚田です。オーナー制度ができ、都会からオーナーの方々も田植えや稲刈りに来たり、またボランティアの人達、それに各地から写真を撮りに多くの方が季節に関係なく訪れています。ところが、高齢化が進み受け入れどころか、自分の田んぼの維持管理が難しくなっています。例えばですが、ふるさと納税のパンフレット、その他の町の観光のパンフレットに出ている場所ですが、写真のメインになっている、その田んぼの地主が、今年から、作ることが、もうできない。しかし、棚田百選なので、止めてしまうわけにもいかない。という思いでどうしようかと迷われましたが、近所の人に、とにかく今年は依頼するという事態が発生しています。しかし、その人も、受けた方も、来年は、分からないが、とにかくやってあげようということになったそうです。

そこで、まずお尋ねしますが、このままでは農業ができないという人が増えていますが、集落の現状を町としては、どのように把握されていますか。

オーナー制をどう考えるのか見解をお伺いします。

地元の受け入れ方法も再検討してはどうでしょうか。制度を守っていくためには、地元の後継者育成方法も検討してみてもどうでしょうか。

中でも農家にとって一番大変なのは草刈です。乙大木谷だけの問題ではありませんが、人的補助も必要ではないでしょうか。

財源にふるさと雇用再生特別交付金を活用してシルバーなどに作業委託をしてはどうでしょうか。

次に、道路が狭いためにカメラマンなどの車の駐停車、特に早朝、夕暮れ時なども大変危険です。道路の拡幅、駐車場も確保すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町のパンフレットにも道満塚をあげていますが、この道満塚を町の文化財に指定する検討をしてはいかがでしょうか。

次に、2点目ですが、ウエスト神姫バスが運行休止という申し出をしてきたという報告がありました。その後、2月の議員協議会で、佐用町地域公共交通総合連携計画案を配布されました。そこで、計画案のスクールバスの混乗化と地域への運行委託制度の創設に

についてお尋ねをしたいと思います。

1番、スクールバスに一般住民が混乗できるように制度化するとありますが、佐用東中山線を例に挙げてみますと、混乗化してウエスト神姫の代替になるのでしょうか。これは、久崎方面にも言えることです。

で、次に2番目は、市町村運営有償運送事業、地域への運行委託制度の創設の委託先は、現在1組織と聞いておりますが、運賃は、その中に町の定める運賃以下とすることを条件とするということが、書かれておりますが、町の定める運賃はいくらなのでしょう。また、現在のバス運賃と比べてはどうなりますか。

3、運行計画では、町が実施する市町村運営有償運送事業よりサービス基準、運行日数などですが、それが低下してはならないということが書かれていますが、それは、どういふことでしょうか。

4、他の運送事業との連携はどうなりますか。利便性の向上と効率的、効果的な公共交通実現のため、乗り継ぎなども十分な検討が必要と思いますが、どうでしょうか。

5、委託料などに、ふるさと雇用再生特別交付金を活用してはどうでしょうか。

最後に、町民の暮らし応援券発行についてお伺いします。通告書を出す時は、未だ販売されていなかったもので、多少質問内容が変わるところもあるかと思いますが、その点を、どうかよろしくお願いします。

3月1日から、2割お得な商品券として町民の暮らし応援券が2万セット販売されました。町内の小売業者の落ち込みを助けるため、また町民の暮らし応援という意味では、この券の発行は、大変良いことだと評価します。もう既に券は、9日に完売したそうですが、使い道は、それぞれ、いろいろあるようです。販売前のことですが、新聞報道、広報さよう、放送などで商品券販売を知った人達が、いろんな声を私達に教えてくれました。その中で、この商品券で買い物できる店は、商工会会員に限定されているために、会員以外の業者から、町は、全ての業者が取扱店になれるようにして欲しい、こういった声が共産党に寄せられました。私も議員団は、2月の9日に、町長に応援券実施での緊急申し入れをし、公平に扱うように求めたところです。同券の販売は、もう一度実施するという町長の報告がありましたので、町民の税金を公平に取り扱うよう求めて質問をいたします。

まず1点目は、利用期間について、もっと長くするべきだという声がありますが、どうでしょうか。

2、小売業者の落ち込みを救うためと説明を受けましたが、今回取扱店になっていない業者があります。加入していない店でも事業に賛同する店であれば使えるようにするべきではないでしょうか。

3、広報さよう、町・商工会の合同のチラシなどにつり銭問題をなぜ書かれなかったのでしょうか。

4、1万円で購入できない人については、どのように考えられたのでしょうか。

5、どの店でも購入できるようにするべきではないでしょうか。

以上、この場からの質問は終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず農業の現状につきましては、全国的に農業従事者の高齢化、農業経営の低迷により、後継者、遊休農地対策が、もうずっと以前からの課題になっております。乙大木谷地域だ

けではなくて、町全体として対策を講じていかなければなりません。

オーナー制につきましては、自然環境に恵まれた、特に棚田地域におきましては、オーナー制を取り入れ都市との交流することにより、棚田の魅力、農地保全をおこなってこられておりますし、町も、こういう活動に連携して今後も、この制度等の運用を、運営をです、推進をしていきたいというふうに思っております。

受け入れの方法につきましても、地元と協議しながら募集を行っております。

また、農地の草刈につきましては、中山間地域等直接支払制度に加入されておりますので、地域で協議されて、シルバー人材等に作業委託をすることも可能でございますので、農地保全に活用していただければというふうに考えます。

平成 20 年度の第 2 次補正予算によるふるさと雇用再生特別交付金の活用につきましては、この制度の趣旨からは、対象にならないと思っております。

次に、道路についてであります。路線の安全対策にかかわる要望を、過日自治会長から聞いておきまして、一部施工済み、あるいは条件の整った力所につきましては平成 21 年度対応で検討しており、今後、自治会また地権者のご理解を要する整備につきましては、今後の課題として取り組んでまいります。

道満塚を町文化財にとのことですが、大木谷の道満塚は、昭和 61 年度に石造文化財指定の候補物件にリストアップをし、造形・意匠・技術等の指定要件が備わっているか検討された結果、要件が満たされていないということで指定がされておきません。文化財指定は、文化財保護の手法でございますが、数多くある文化財のうち、特に指定するためには、国指定などに準じた指定要件で対応しているところでございます。

続いてスクールバスの混乗化と市町村運営有償運送事業についてのご質問でございますけれども、1 点目のスクールバスの混乗化についてであります。現在、東中山線沿線の中学生は、通学に路線バスを利用しております。代替の考え方ですが、今回の路線バスの休止申し出に伴い、江川地区にスクールバス路線を新設し、一般の方にも乗車ができるようにするもので、特にさよさよサービスの業務時間外の早朝に、路線バスを利用されている方には少しでも支障をきたさないようにしようとするものであります。また、さよさよサービスやタクシー助成制度を上手に活用していただくことで一定の代替え機能を果たすものというふうに考えております。

2 点目の市町村運営有償運送事業の地域への運行委託制度の創設に関しまして、町の定める運賃とは、さよさよサービスの運賃を指しております。バス運賃との比較、とのことですが、路線バスの運賃は、佐用から現在豊福までが 360 円でございますので、豊福以南の方は、少し高くなりますが、東中山では 560 円ですので安くなるところであります。

3 点目のサービス基準が低下してはならないとは、とのことですかということですが、例えば、町が実施しているさよさよサービスの運行日数は週 3 日です。これを下まわらないということなど、地域が実施することによって利用者に不利益が生じないようにしようとするものであります。

4 点目の他の運送事業との連携・乗り継ぎを検討とのことではございますが、スクールバスは、あくまで生徒の通学や学校行事を優先して運行するべきものと考えておりますので、鉄道のダイヤに合わせた運行は難しいと思われれます。しかし、数分程度の調整で乗り継ぎができるようであれば、当然、関係機関と調整しながらダイヤ編成も考慮してまいりたいというふうに思います。

5 点目の委託料に関しては、今の段階では、地域公共交通活性化・再生総合事業による国庫補助金を平成 23 年度まで活用したいというふうに考えております。

最後に町民の暮らし応援券発行についてお答えをいたします。

最初に利用期間についてであります。本事業は緊急経済対策事業として取り組んでおり、利用者側だけで考えれば利用期間が長い方が良いかもしれませんが、経済効果をより早く有効に出す必要があることから3月末というふうに定めたところであります。

今後、経済効果や利用者、取扱店の意見を聞くなどして、また細かく検証して次回実施の参考にしたいというふうに考えております。

次に商工会に加入していない店でも使えるようにすべきではないかのご質問ですが、本事業は、町が商工会に必要額を補助し、発行、販売する方法をとっておりまして、商工会は、応援券の印刷から取扱店の募集、換金作業まで担当して実施しているところであります。このたび、商工会員でない商店については、電話等で商工会への加入のすすめと本事業への参加を呼びかけをしたところであります。今回を機会に本事業だけでなく、多くの商店に商工会に加入していただき、佐用町商業等の活性化のために一致団結して頑張ってくださいというふうに願っております。

次につり銭のことを広報等になぜ書かなかったかのご質問ですが、今回の応援券は金券と同じ扱いでありますし、利用者のみなさんにつり銭のことをお知らせしていなければ、混乱するような問題でもなく、取扱店の方には徹底しておりますので問題がないと判断をいたしております。逆に正当な使い方をしないような人を助長するようなことにもなり、デメリットのほうが多くなるというふうにも考えたところであります。

次に1万円で購入ができない人についてどう考えているかのごことでございますが、2万セットという膨大な量を印刷して販売をすることになりましたので、印刷の方法、販売の方法、利用者の皆さんの使い安さ、取扱店の管理、換金事務等考慮し1,000円券12枚を1セット1万円としたものであります。ご理解をお願いいたします。

次にどの店でも買えるようにせよとのご意見でございますが、本当にどの店でも使えるようにすることが、町内の商業等の支援により有効になるのか、関係者や利用者の、今後意見を聞かせていただいて、次回の発売に対し、発行時における検討事項というふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔「町長、3月末と」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） 町長、5月末だったか、3月末と言いましたか、はい、利用期間は5月末です。間違っていました。訂正をさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 農業問題は、新田議員とか、その他議員からいつも出る問題で、本当に高齢化、後継者不足で悩んでいるところではあります。今回、全体のことで取り上げれば良かったんですが、特に棚田百選ということで、そろそろ田植えの準備をしなくてはいけないということで、いろんな問題が出ている、乙大木谷に限定ではありませんけれども、そのことに関してお尋ねしたいと思います。

今、言われました、答えがありました。オーナー制についても、町としては推進していきたいということを言われました。そういうことで、まず、その受入側が、中々大変になっております。と言うのは、もう本当に高齢化もいいところで、その高齢化で、未だ元気な人はいいんですが、ちょっと今回、たくさん、目が悪くなったりとか、脳梗塞とか、

いろんな面で、仕事が、普通の年齢だったら、まだ 70 歳過ぎてもできるだろうなという方が、ちょっとできなくなったということもあり、大変悩まれております。最初から要望言うのも、ちょっとあれなんですけども、結局オーナーを受ける、受け入れる、その当日ですけども、お手伝いにね、ボランティアの人もよく来られますけれども、お手伝い、ボランティアという形でもいいんですが、シルバーの人達、やっぱり今まで経験の豊かな、農業に携わっていたような人などをシルバーに呼んでももらえないだろうかというような声も出ておりますが、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、このオーナー制もですね、長く続けてきて、集落のね、始めた頃と、状況も確かに皆さんも、ドンドンと年を取られて変わってきております。

オーナー制なんですけども、毎年ですね、人がこう変わってくるという形ですと、結局オーナーの方をお世話しなきゃいけないと、そちらの方に非常に手がかかるし、それが、非常に負担になるという状況が生まれているわけですね。確かに、都市部の方が来て、棚田の中で、棚田を使って自分が、お米を育てると言っても、ずっと、そこにおられるわけじゃなくって、田植えと、言えば、途中 1 回、稲刈りと収穫ということだけで、中々、自主的にと言いますか、オーナーの方だけで、その作業をして、まあ言えば、棚田なり、この地域の田んぼの保全に、すごく労力的にも役立っていただいているかどうかということになると、そのへんは、非常に難しいところがあるんですね。

で、その隣の田和の、あそこはですね、もうずっと長年同じ方が、その地域と一緒になってますね、かなり自主的にも自分達で作業をしてということが、自分で鎌も持って草を刈ったりですね、やっておられるというような状況も見させていただいてます。

ですから、このオーナー制のあり方もね、毎年変わるんじゃないかって、かなりそこの地域に何年か、やっぱり、ずっとその方が、この同じ人が来て一緒に、その地域の中で自主的にやっていただけるようなね、そういうふうな方向に、やっぱり持っていけないと、中々、このオーナー制を、今のような形で続けるのが難しいんじゃないかなんかということは思います。

ですから今言われる、オーナーの何かする時に、シルバーの人頼んで、その人達も手助けをして、向こうの何かお客さんを招くためのですね、何か、こちらが準備をしなきゃいけないという形では、中々、これが続いていかないのかなという感じはするわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 中々難しい問題で、人によると地域で考えた方がいいんだ、自分達のことやからという人もあるんですけども、その考えることすらできないような状態に、その元気さえなくなっているようなわけなんですけども、ここの旧佐用町で、このオーナー制を取り入れた時に、高知県の梶原町へ共産党の議員 3 人と、それから担当課の職員と視察に行ったんですが、そこは平成 4 年からオーナー制度を取り入れています。大きな施設もつ

くって、そこでゆっくりできる、料理もできたり泊まったりできたり、それから、その集落の人と話し合ったりできるような場所もできているわけですが、それから、もう大分経ってますので、視察から大分経ってますので、ちょっと電話で問い合わせしてみたんですが、やはり、今でもオーナー制は続けているということで、だいたい 20 組ぐらいで、佐用町と同じぐらいかなと思ったんですが。

それと、現在、永住している方が 2 組あります。その人達は、40 歳代と 60 歳代の 2 組らしいんですが、その人達の、そしたら、永住するには、やはり家がいりますので、そのことも聞きますと、1 組は、その施設、町営になると思うんですが、その施設で寝泊りをされているそうですが、もう 1 人は、家を建てて住まれているということです。

それでですね、佐用も、ちょっと考えて欲しいなど。空き家利用のことも今までにも言ってきましたけども、ここでは、若者定住のための補助金とか、それから林業の関係での補助金合わせて、現在 300 万円の補助をして、永住してくださいと。住んでくださいというようなことを言われているそうですが、佐用町の場合は、例えば、乙大木、その空き家を空けてもらえるかどうかは分かりませんが、そのように永住をする人も募集するというような考え方はありませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） これまでにもですね、こういう、いわゆる田舎に住んで、また農業をしたいという、そういう方に、いわゆる空き家の情報提供したりですね、相談に乗ってくるということはやってきているわけです。そういう特に農業の後継者が、これだけない中で、地域を、農業を志しながら地域の中で、そういう方が、新しい人が住んでいただく、また、そこで地域の農業を守っていただくということは、非常にありがたい、いいことだと思います。ですから、当初からオーナー制とか、棚田の、そういう都市との交流の中にもですね、そういう交流を通して、もっと地域に密着し、最終的には、そういう、こちらに来て、一緒に定住するとか農業するというような人を作り出して、そういう人を探していこう、つくっていこうということも、まあ 1 つの将来の大きな、その当時からの目的、夢だったと思うんですね。ですから、そういう、今の交流の中で、そういう人があれば、特に、その町としても、また地域としてもですね、支援をし、地域の人も全く新しく初めて来た人に、じゃあ家を貸してくださいと言うても中々難しいと思うんですね。1 年なり 2 年なり一緒に来て、そういうオーナーとして、また一緒に作業して、気心が知れ、いろいろとお互いにね、親しくなった中で、そういう方にお貸しするということは、非常に地域としても安心してお貸しができるわけですから、そういう形になっていけば一番いいのかなというふうに思います。

だから、まあ、町としては、全体としては、そういう情報を共有して、その空き家等についての、これから活用等の中で、特に、そういう山間部の空き家というものをどうするかというのは、本当に、そういう活用をしていただける人を募集したりね、探すということ、それは、これからも続けてやっていきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 是非、それをお願いしたいのと、それから、やはり、そういった、町の考え方も一緒に、その地元の人と話し合っただけで決めるということも大事なので、担当課も行かれて話はされていると思うんですが、やはり、よその町のことも調査されてると思いますが、より以上調べたり、視察をして、この佐用町に合う形をとられ、そして地元で説明会なども是非して欲しいと思います。

それと、そのオーナー制だけの問題ではありませんが、そのオーナーで来られている方で3年間続いた方が、今回止めるという、今年はされるかどうかどうか、ちょっとまだ聞いてないんですが、募集の方があれなんで、分かりませんが、地元でも悩んでいることがあります、それは、ここは、今回、江川川のファブリ・ダムということで修繕拳がっていますが、乙大木谷の場合は、そういった大きな川と言うか、ダムになるような所もなく、溜め池がありますが、もう池は修理をしないと全く機能していないということで、天水でされるので、水の便が悪いということで、もろ大変だから止めたいという人なんかも出ておりますが、その池の修理なんかについて、地元の方からは、何か聞かれておりますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 池の修理のことについては、詳しい話を、ちょっと聞いておりませんが、前からちょっと出ておりますオーナー制のことについて、現在ですね、都市農村交流の里づくりという協議会を昨年、20年度に、関係する、交流されている地域、7集落あるんですけども、一応、そういう協議会を立ち上げております。今、質問にもありますように、非常に今、高齢化になって、非常にまあ、ボランティアを受け入れするんについても、いろいろと大変であるというようなことですね、県の事業なんですけれども、そういった組織をつくっていただいて、いろんな問題点を出していただいて協議をしてもらう組織をつくったところでございます。

今後、こういった中で、いろんな各集落の問題点等を挙げてもらって、これについて県の方も事務的にはバックアップしていただいておりますので、こういった問題についても方策等を、また検討していきたいと。

それから、都市交流につきましてもですね、神戸とか大阪のですね、百貨店等、こういった集落をPRもしてきております。団塊世代を迎えた時期ということで、定住または半定住、そういったことも含めて、こういうふうな地域があるということを紹介もしたりしてですね、今後の地域の取り組みについても、いろいろと検討していきたいというふうに思っております。

〔笹田君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、乙大木だけの問題でもありませんので、是非、それは、よろしくをお願いします。

それと、先ほどの草刈なんですけど、去年は、佐用高校の生徒が来て、やっているのも、私も見たんですが、やはり、こういったことも大事ですし、それと、いろんな草刈のボランティアとか、NPOの方で、そういうことしているという所もあるということも聞いてますし、そういった利用とかも、多分地元自身では、中々できないと思いますので、そう

いったことも協議、地元としてしていただきたいと思いますが、先ほど言いました、シルバーのことなんですけども、今回の、この趣旨に合わないという、このふるさと雇用再生特別交付金なんですけど、国の方では、第二次補正で2つの交付金制度をやっているわけですが、合計で4,000億円ということで、このふるさと雇用再生特別交付金には、2,500億と、緊急雇用の創出事業交付金、これで1,500億円なんですけど、これらは、やはり、先ほどのふるさとの分は、人件費の割合が2分の1以上に限定してありますし、それから、雇用期間も1年ということですが、これは、更新も可能ということなんで、これで、検討ができないのであれば、緊急雇用創出事業交付金、これは、委託でも、また直接実施の事業でもいいということが、言われているわけですが、これらは、期間が6ヵ月未満ということにはなっていますけれど、今回の当初予算でも、全く、このふるさと雇用と、それから緊急雇用創出事業交付金、これらが、交付金を使うことがなかったように思うんですが、これらを上手に利用できることはできませんか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「商工観光課長、その要件、そういうものに、うまく使えるのか。期限とか、いろいろな条件が、非常にあるから」と呼ぶ〕

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） この問題、以前も出たんですけども、今言われたように、緊急雇用の分とふるさと再生2種類ありますね。で、その内の緊急雇用は、今言われたように、半年間というのが、一応基準になっています。

で、これは一時的に雇用して、つなぎのためのことに使いなさいよというのを趣旨です。

それと、今回の雇用再生につきましては、1年以上で3年未満が原則ですよということで、これについては、直営もいいんですけども、基本的には委託と、ふるさと再生の方は、いうことになっておりますし、これの条件として、今言われたように失業者が何パーセントとかというような基準もありますので、今回の、この草刈に対しては、この部分については、別の事業で農林振興の方は考えておるといようなこともありますので、そちらの方で対応していただく方がいいというふうには思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そのへんは、うまく交付金を利用して、少しでも町民の利益になることを考えていただきたいと思います。

その草刈なんですけども、その緊急雇用の関係で、以前、旧佐用町の時ですが、通学路に覆い被さる木の伐採を町長にお願いをしましたところ、直ぐにはできませんでしたが、でも集落に全部アンケートをとって、希望の所を伐採、県と一緒にやってくださったことがあるんですけど、今回、今、乙大木のことだけ言っておりますが、やはり、草刈、農家にとって、特に、その草刈が大変です。1年に1回では終わりませんので、多いところでも5回ぐらいやりますので、せめて、集落ごとにとか、希望を取って、少しずつでも、

そういった草刈作業、金額的な補助も勿論必要なんですけども、人的補助ということで、そういったことは考えられないでしょうか。全体の農家というか、農業をしている所の困った所の草刈に対して。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう個人個人ではですね、中々、土地の管理、田んぼ、畑の管理ができない中で、それをどう制度として守っていくか、対応していくかということで、この中山間地の地域の直接支払制度、それから、農地・水・環境対策、こういうものに、一応計画を入れていただいて、計画していただいて、集落で対応していただこうと、全体で、皆で対応していただこうということで、取り組んでいるところです。

ですから、草刈等についても、こういう中から出てくる、補助金ですね、これを活用して、それが、皆さんが、それに活用しようということでやっていただきたいと。まずはね、そういうことに、まず取り組んでいただくことが、全体としてですよ、今、制度としての中では、一番ではないかなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 中山間地直接支払もいつまでか分かりませんし、農地・水・環境保全の関係では、利用している、この制度を利用しているところも全部とは言えないので、やはり、そのへんも踏まえて、また是非、この件も検討していただきたいと思います。

それと、道路のことなんですが、本当に各地から来られて、やはり地理感というか、土地感が分からないためか、すごい勢いで入ってきたりして、危険なことが度々あります。私もありましたし、地元の人も、急に来られて、バイクで側溝に落ちたとかいうこともありますし、側溝で良かったんですが、反対に岸で落ちますと、本当に下まで落ちると大変なことになっていたと思うんですが、こういったことがあるので、拡幅のことは、拡幅とか、一部やっている所もあるということですが、21年度の計画では、だいたいどのような計画になっているかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 集落から、去年の確か8月だったと思うんですけども、その中で4点ほどございまして、当然、議員ご案内のとおりいきにはですね、改良、大きな改良をして、道を広げるというふうな部分でもございませぬので、それがために要望といたしましては、道路側溝をね、蓋をかけてもらって、その安全性を保ってくれというのが3点ございまして。

1点は、カーブミラーの設置です。カーブミラーは、もう付けてございまして、3点の中で、ちょこちょこ答えました、条件が揃ったらという部分については、1点、民地がございまして、それがちょっと課題があるなというふうな判断をしておりますので、揃った所はですね、21年度以降、いうことは21年度含めて、21年度以降対応したいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 是非お願いします。

それと、拡幅は、全体の拡幅は難しいということなのですが、カーブミラーは出来上がっておりました。皆さんも喜んでおられましたが、ちょっと小さいなという声はありましたけど、一応、できたので、あの部分は、安心だと思います。

で、結局ですね、やはり、あの美しい田んぼを守るためには、やっぱり地元の人でも大変努力をされてますし、町も上がって、オーナーの時や、ボランティアの人の時なども来られているようではあるんですが、本当に、棚田百選とか、それから乙大木谷、佐用町とかいうのをネットでひいても、本当にたくさんの乙大木谷の紹介がありまして、ブログの書き込みも大変多いなと思って見ているんですが、1つ思いますのは、集落のクラブでもいいですし、それから休憩所でもいいんですが、せっかく、この田んぼを見に来て、今日は、どこで泊まろうかという人、夕方から来る人なんかも、時々私も会うんですが、今日、どこで泊まろうかなとかいう人があるんで、やはり笹ヶ丘とか石井とか、天文台とか、やはり宿泊施設など、また他にも、こういういい所がありますよという町内の観光の書いたパンフレットを、是非、どこかの、乙大木だけじゃないんですけども、今回、このことで言ってますから、休憩所とかに、できれば集会所の辺りが、一番、車も止めやすいので置いていただきたいと思います。

それで、去年の秋ですけども、山梨県から、やっぱり来られていた方があって、今日は、天文台に泊まるんやと、もう予約してあるからとかいう人がありましたので、やはり、そういつて分かって来る人はいいんですが、分からない人もあるので、そういったパンフレットを置くということをして、簡単なことだと思うんですが、して欲しいんですが、それは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） パンフレット、町にあるパンフレットね、宿泊施設の案内的なもの含めて設置させていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、よろしくお願いします。

では、次に2点目の質問に移ります。スクールバスの混乗化と地域への運行委託制度の創設ということでお尋ねしたいと思うんですが、まず、この混乗化についてですけども、結局、朝はね、乗せて行ってもらえるんですが、帰りのことなんです、そのへんは、どのようにお考えになっているんですか。行きだけで代替と、町長は全部という言い方はされなかったんですけども、一応、代替という意味では、どのあたりまで、朝だけですか、それとも途中とか、せめて帰り、一番最後の便とかいうのは考えていらっやらないので

しょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） さよさよサービスなり、あるいはタクシー助成というような制度があるわけでございますけれども、特にまあ、今回、さよさよサービスの運行時間前という思いがございまして、そういった方々の足の確保という観点で朝の便を動かします。

そして、また学校の下校時間でございますけれども、それに合わせまして混乗できるというふうな形にさしていただいております。

それから、バスと、それからさよさよサービス、あるいはタクシー、そういったものをうまく使っていただくことで、先ほど町長答弁ございましたように、一定の代替機能が果たせるのではないかと、このように考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それで、そしたら、行きはいんです。駅までということなんですが、帰りは、学校を出発してからということになるのか、そのへんが、どうなるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） やはり、朝と同じようにですね、帰りの便についても、佐用駅と、そういったことで考えてございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 乗れることはいいんですが、やっぱり学校、スクールバスとなりますと、学校が中心ということになるので、学校の時間が一定じゃないと思うんですけど、そのへんは、どのようにお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 議員ご指摘のとおりですね、スクールバスは、子ども達の通学のため、あるいは、学校行事のために運行するものでございまして、まず一番には、子

ども達の通学、学校行事を優先をしていきたいということでございまして、例えば、運動会の日、次の日ですね、休みがあるというようなことになりましてですね、当然、運休というふうなことになってこようかというふうに思います。

従いまして、今後ですね、実施計画の策定に当たって、そういったことも含めまして、こういった形で住民の皆さん方にお知らせをするかというふうなことについてもですね、検討を進めて参りたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたらですね、もう1つは、その運賃のことですけれども、久崎なんかも同じだと思っんですけども、ちょっとそこまで運賃把握してないので分からないんですが、豊福を起点にすると360円ということで、さよさよサービスの、この案の中に書いてある金額ですね、400円になるんですか。それを基本としてされるわけですね。で、そうすると、東中山とか400円以上のお得になるというわけですが、そのお金なんですけどね、運賃の、その受け取ったりわたしたりする方法ですが、スクールバスで、それは可能なんですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 今、議員おっしゃってましたのは、さよさよサービスのことだと思うんですが、スクールバスについてはですね、無料というふうなことで考えてまいりたいというふうに思っております。

さよさよサービスにつきましてはですね、現在運行しておりますのが福祉輸送ということで、新たに交通空白輸送という運行免許が必要になってまいるのでございまして、その分につきましては、現行に加えまして、自ら自動車及びバイクが運転できない交通弱者の方を対象とすると。新たに加えるというふうなことでもございまして、そういった人に、新たに追加しようとする人につきましては、400円。そして、18歳以下の人については、300円。小学生については、その半額ということで、150円。小学生未満は、無料というふうなことで、考えていきたいと、このように思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、無料ということは、大変いいんですけども、そういつ、どう言うんか、やっぱりお金のことなんで、いろいろまた問題も出てくる、こようかと、他のと関連してね、あると思うんですけども、やはり地元というか、その関係者、町民の人に、全体に、やはりそういった、そこだけの問題でなく、例えば、佐用から江川方面行きたいとか、久崎へ行きたいという人にも分かるような、やはり説明がないと、ウエスト神姫だったら、いつこういうのが通っているというのが、一般の人分かるんですけども、バスが、もうなくなったなという観点で、思われる人が多いと思うんです。今、なくなってませんが、なくなったらね、そう思う人が多いと思うんですが、そのへんの周知方法とかはどのようにされますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、笹田議員も、まだね、この計画について、十分に、それぞれ理解をしていただいてない部分があると思うんです。まあ、まだこれからも考えなきゃいけない部分もたくさんあるんですけども、そのスクールバスを一般の公共交通としては、これは、スクールバスは捉えておりません。スクールバスは、これは別なんです。ですから、ただ、スクールバスも、しかし走っているんで、利用、うまく利用してですね、そういう方の利便性を高めようということで、私は、現在のバスに、例えば、江川線にしても、また大酒の方にしてもですね、非常にまあ、現在誰が乗っておられるか、どれぐらいの人が乗っておられるかというのは、分かっているわけですね。その方達が、バスがなくなるから、その人達のために、スクールバスも混乗できるようにしようということで、たまたま佐用へ来られた人がスクールバスに乗るとかですね、たまたま、いつでも誰でもが乗れるということは、スクールバスの場合には、これは難しいと思います。

それは、先ほども言いましたように、スクールバス自体が、学校の行事とか、学校の時間割によって、変わっていくわけですから、だから、そういう中で、非常にまあ、人数的にも少ないわけですから、スクールバスに乗られる方は、あらかじめ登録をしていただいで、また後から申請受けても、ちゃんと、スクールバスに、やっぱり必要であるということで、まず、スクールバスに乗る方というのは、ある程度限定をして、その方達が、使っていただくという形に持って行くべきじゃないかなと思っています。

だから、そうすると、学校行事とか、いろんなことで変更があればね、できるだけ、その人達には、事前にお知らせができるわけですし、その範囲の利用ではないかなと。現在のバスの利用から見れば、その範囲の利用ではないかなというふうに思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） スクールバスが、一般に、そのね、公に全て使えると、使えないということは分かっているんですが、せっかくの、その今回の計画案が、少しでもうまくいって、佐用町内が便利になったと、ウエスト神姫が、もしなくなっても良くなったなという意味で、勿論、さよさよサービスもそうですし、また地域へ委託される部分も皆に良く分かってもらって、利用がやっぱり多くて成功なんですから、そのへんをもっと、もっとというか、今、案をゆっくりと練られていることだとは思いますが、やはり、公共交通ってというのは、本当に、あるから皆、安心できるんであって、やはり、充実したものにしたいという思いで言っております。

それと、地域で、今、1組織で、運行予定して、今、試運転をされているようなんですけども、やっぱり、地域で頑張ろうという人達があるわけですから、この機会に、是非とも力を入れて、そういった人にも、していただくことによって、町もある意味で助かるわけですから、是非とも、応援をしていただきたいと思うんですが。

それから、今後する人の、する組織も出てくるかも分かりませんので、そのへんは、今後、どのように考えておられるか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 特に、自治会なり、地域づくり協議会といったようなところ
です、こういったことが、今後増えてくるのではないかと。私も、増えてきて欲しい
という望みも持っておるわけですが、町といたしましてもですね、これから詳細
な部分につきまして、検討を含めまして、地域の皆さん方に頑張ってもらえるような制
度、そういった形で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 是非、頑張っているというところをね、見ていただいて応援をやっ
て欲しいと思います。

で、最後なんですけども、町民の暮らし応援券についてお尋ねしますが、期間の、まず
ついでですが、今回、早く経済効果を上げるためということでしたが、もし、今度、十分
検討するとは言われたんですが、この長くという、半年とか1年とか、そういったことは、
未だお考えになっておりませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、最初に、初めて、こういうもの発行したわけなんで、いろ
いろと発行した結果というものは、これから出てきます。それも見て考えなきゃいけない
んですけども、既にですね、この3月、まだ発行して1月経ってないわけですよ。ま
だ、本当に20日も経ってない状況の中で、もう大方半分ぐらい使われてます。もう既に、
最初の換金と言いますか、それぞれの取扱い店、商店の方からですね、現金として（聴取
不能）してくれ、申し込まれて持ってこられた額がですね、こないだ、何日前ですか、4
、5日前ぐらいですか、において、早、7,000万超えてましたから、多分、もう今の段階で、
半分近くは、使われてるんじゃないかと。今月一杯でね、それぐらい、やっぱし、早く使
われてますから、期間的には、別に、こういう期間で良かったかなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それと、次に、加入していない業者ですね、賛同はするけど、加入
できないとか、しなかったとこに、町としての指導は、多分されたと思うんですが、電話
とかで言われたと言われましたが、聞いた店の何軒かは、連絡もなかったという所もあり
ました。そういったことのないように、また、是非、しつこくは言いませんが、指導して欲
しいということと。

それとね、今回、町長が、その5月までということを決めて、制服とかね、入学に関し

での、たくさんいるだろうということで、ちょっと言葉が足りませんが、この期間に早くされたと思うんですけども、その制服なんですけど、佐用高校の作業服なんですけど、これが農協なんです。で、今回、服が、制服やから、買えるだろうということで、行って、断られたという事態があるんですけど、こういった例は、特例、特例というか、そういった制服なんかについては、やはり他の制服も学生服もいるわけですし、是非、検討して欲しかったなと思うんですけど、今後、この制服、作業服などに、高校の作業服については、どのようにお考えですか。考えてもらえますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、どういう品物を対象にするかじゃなくって、その取扱い店がどこかと、誰かという、を対象にして、今発行しているわけです。ですから、農協が取扱い店になってないということなんで、そういうことになったと思いますけども、まあ、実際に、じゃあ、制服を今回対象にするかというような、それだけをほなら、どうする。品物で対象を決めるということは、難しいと思いますね。これは。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、これ終わって、一応、片が付いたということなんですけど、制服の関係で、1つ言いたいのは、商工会の方から、会員の方からの声だったんですけど、最初に制服組合というのがあって、旧佐用町の場合だけだと思うんですけども、そこは、お店が何軒か一緒になって組合を作って、学生服を売るということになってるらしいんですけど、そこが、個人の店では会員になっているのに、組合がなくなってということで、何のためにしたんだということで、ちょっと文句を言われたんですけど、それは、商工観光課行きまして、決着がついて、加入してもらわなくとも、普通、今までどおりで扱えるということになったのでいいのですが、やはり、あまりにも早く、検討する期間が少なかったもので、いろんな問題が起きてきていると思うんですね。

例えばなんですけども、ちょっと宍粟の方に聞いたんですけども、宍粟も、もう12月ぐらいから、こういった話が出ていたんですけど、まだ、4月頃にしか、完璧にはできないだろうということで、まだ検討中ですということだったんですけど、宍粟の場合は、同じ1万円で、1万2,000円、2,000円お得な商品券なんですけど、それを半分割って、6枚は、どこでも買える。で、後の6枚は、小売業者で買ってくださいという、そういうことも付けているのと、そういうことで、農協でも、どこでも大手のところで買えるわけなんですけど、結局、一宮の奥の方へ行くと、お店が、大きい店がないので、買いに出る人が大変だということだね、そういうことを決めているということだったんですけど、やはり、佐用町も、もうちょっと、次の回は、期間があるので、もっともっと練って、いい、町民の税金を上手に使って欲しいと思うんですけど。

それと、もう1つ、1万円で、買えない人なんです。もうしょうがないような言い方をされたんですけど、せめて、500円券なども少し入れていただいたり、5000円券も、5,000円で1セットいうのもね、作って欲しかったなと思うんですけど、そのへんについては、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 何か、早くしたことがですね、何か悪かったというふうにも言われるような感じもするんですけども、早くしたことによって、非常に喜んでいただいた部分の方が多いと思っております。

それは、やはり経済的にも、そういう時期でしたし、この入学、また進学、そういう時期に合わせてですね、かなりたくさん、そういうことも思っておられる家庭の負担においてはですね、皆さんからも、これが使えたということで、良かったというふうに言われておりますからね、だから、それは、それで良かったというふうに思っているんですよ。ですから、ただ、そういうことで、次々と後から出てくるところは、検討もされたり、いろいろな工夫もされます。そういうことは、次回の発行についても考えていかなきゃいけないというふうにも言っているわけですから、ただ、今言われるように、税金も使っているわけですから、細かくして、複雑にすれば、また使う方も使いにくいし、券も、いろいろな、たくさん印刷すれば、また、それだけ券の印刷代もですね、たくさんかかるわけですから、そういうことも踏まえて、片方では、そうしてください。片方では税金を使っているんだから、もっとこう少なくしてくださいと、両方言われても、これは、それは矛盾するわけですから、だから、今、私は、皆が、1万円券においてもですね、釣りも、お釣りも出れるようにして、使う方も使えるようにしているわけですし、特別に、これを使いにくいということはないと思っておりますし、皆さんの利用、今、笹田議員は、そういうふうに言われてますので、それが結果として、本当にまあ、町民の皆さんの全体が、そういう、もうひとつ、こういうようにして欲しいというね、大きな意見があるようでしたら、それは当然、また次の機会に、そういうことを踏まえて、発行に工夫を加えていただきたいというふうにも思ってますけども、今は、今で、今回のについては、特別な大きな問題はなかったというふうにも思ってます。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君の質問は、終わりました。
続いて、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔 8 番 井上洋文君 登壇 〕

8 番（井上洋文君） 8 番、井上洋文です。私は、今回 4 点の質問を行います。

まず質問の第 1 番目は、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者など要援護者の避難支援対策の取り組みについてです。

一昨年 3 月の石川県能登半島地震で震度 6 強を観測した輪島市は、死者 1 名、負傷者 46 名、また全半壊は、1,599 棟に上るなど、大きな被害が発生いたしました。その中で、65 歳以上が約半数という市内でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では死者、行方不明とも 0 で、地震発生から数時間後には、全ての高齢者の安否が取れていたそうです。それは、同地区が、日頃から行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握していたためでした。また、それだけではなく、寝たきりの方は、桃色、独り暮らしの方は、黄色といったように、色分けし、書き込んだ独自のマップが役に立ったと聞いております。

政府は、これまで災害時における高齢者などの避難支援のガイドラインを示し、市区町村に対し、具体的な避難計画を策定するよう要請して参りました。

昨年 4 月開催の政府中央防災会議で報告された自然災害の犠牲者 0 を目指すための総合プランの中でも、21 年までを目処に市町村において要援護者情報の収集、共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時、要援護者が安全に避難するための支援体制を確立することが明示されてまいりました。自らの身を

守ることが困難である高齢者や障害者の方など、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題として自治体に求められております。

本町に多大な被害をもたらした、平成 16 年の災害のおり、私の住んでおりました水根で、増水のためお年寄り夫婦が孤立し、なす術もなく不安な夜を過ごしておりました。そのような中、石井の駐在所の警察官が、膝上まで浸かる濁流の中を救助するという出来事がありました。普段は、小川の水の量はわずかでも、災害時では、平時に想像もしなかったことが発生いたします。現実には災害が発生した場合、要援護者は、どのような行動をしたらいいのか、パニックになってしまいます。本町のような、今後ますます高齢化が進展し、要援護者が増えていく地域では、注意すべく重要なポイントとなる次の点について、平時から実践的取り組みがされておられるか、お伺いいたします。

第 1 点目としまして、災害時要援護者対策について、防災関係課や福祉関係課、関係機関からなる検討委員会や定期的な協議の場を設定し検討しておられるのでしょうか。

2 点目としまして、平時から福祉関係と防災関係を中心とした横断的な話し合いをし、連携を密にしておられるのでしょうか。

3 点目としまして、災害時に避難を支援する要援護者の範囲と人数を掌握しておられるのでしょうか。

4 点目としまして、災害時要援護者名簿を活用し災害伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しておられるのでしょうか。

次に、第 2 番目の質問は、障害者用駐車場にハート・プラスマークやマタニティマークを掲示した案内板の設置をすることです。庁舎前駐車場には福祉車両として駐車スペースは確保されていますが、外見からは健常者と変わらない、内部障害者や妊婦等の方々が気兼ねなく利用できるよう掲示されておりません。是非設置に向け検討を。町長が、いつも言っておられる、弱者に対して、心のこもった町政とは、こういう細かなところにも配慮することが大切ではないでしょうか。お伺いいたします。

次に、第 3 番目の質問は、役場職員の町内居住対策です。過疎高齢化が進んでいる本町において、定住対策として、種々の対策を実施している中で、本町の職員でありながら、町外に居住し町民税を払わない。勿論、消費等にも大きな影響を与えております。そこで、次の点について、お伺いいたします。

第 1 点目としまして、町外よりの通勤者は何人いるのでしょうか。管理職、その他の職員に分けてお聞きいたします。

2 点目としまして、災害が発生した時には、直ちにかかけなければならぬと思われませんが、支障はないのでしょうか。

3 点目としまして、今回の緊急経済対策事業による地域の活性化の推進を職員にどう認識されておられるのでしょうか。

4 点目としまして、職員の町内居住対策を講じるべきだが、検討はされないか。お聞かせください。

最後に第 4 番目としまして、緊急保障対策の取り組みについてお伺いいたします。自動車、家電メーカーなど大手企業的大幅減産による影響は、度重なる業績の下方修正や派遣社員の削減をはじめ正社員のリストラ方針にまで及び中小零細企業の受注量は、一段と激減傾向が鮮明になってきております。本町内の事業所にしましても、仕事の量が激減し、週に 3 日休日。また一週間間隔の勤務になったとか、大変な状況を耳にする日々になりました。今回の景気後退のスピードは過去に例のない速さと全ての業種に及んでおります。国が、その対応策として昨年の 10 月 31 日より緊急保障制度を実施しました。制度の入り口である認定業務は町が行っておられますが、町内事業者の方々の申し込み状況をお伺いいたします。

また、この制度は、金融機関の貸し渋り対策と聞いておりますが、本制度の利点や特徴をお伺いいたします。

以上、4点について、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の1点目の、災害時要援護者対策について、防災関係課や福祉関係課、関係機関等からなる検討委員会、また定期的な協議の場を設置しているかというお尋ねでございますが、定期的な開催は行ってはおりませんが、必要に応じて住民課・福祉課・消防本部・社会福祉協議会による会議を開催して意見調整を行っております。

2点目の平常時から福祉関係と防災関係を中心とした横断的な話し合いはしているかについてでございますが、住民課・福祉課・消防本部・社会福祉協議会の各部署の事務担当では、必要に応じて情報交換を行い、状況の把握を行ってきております。

3点目の災害時に避難を支援する要援護者の範囲と人数を把握しているかというお尋ねでございますが、民生委員さんが各担当集落の中を随時調査していただき、自らの意思で避難時に支援を受けたいと希望された方の台帳が、各集落の自治会長さんに提供され、災害時に活用されることとなっております。更に、合併後佐用町が進めています、地域づくり協議会の活動の中で、隣近所や集落内の援護を必要とする方の情報をそれぞれが持っておられるところもあり、また、要援護者の状況は逐次変わってまいりますので、地域の中で把握しておくことが大切だというふうに思っています。町では災害弱者の把握については、行政の事務情報での把握は可能であります。実際に災害時に援護を必要とする範囲や人数については把握はできていません。例えば、65歳以上の高齢者全員を一概に災害時要援護者と規定することもできませんし、また、障害のある方についても、障害の種類や程度、また本人が支援を希望するか否かにより災害時要援護者となることから、その人数についても把握していませんが、今後は、年1回は各民生委員さん、または、自治会長さんをお願いして、その人数については、把握しておくようにしていきたいというふうに考えます。

4点目の災害時要援護者名簿等を活用し災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているかということでございますが、各小中学校、または、地域づくり協議会が計画して、毎年1月17日の、ひょうご安全の日を中心に、地域住民や地元消防団、女性防火委員さんなどの参加を得て、災害から自分を守り、地域を守るため様々な訓練や講演など、それぞれ特色ある行事等を実施していただいております。また、各集落自主防災組織での訓練についても、多くの集落自主防災組織で消火訓練や防災学習などに取り組んでいただいておりますが、災害時要援護者を対象とした情報伝達訓練や、避難支援の訓練については、まだ実施されていないのが現状だと思います。しかし、大規模な災害では、直後の公的な救援は困難な状況になりますので、集落自主防災組織での住民の安否確認や、災害時要援護者の避難支援、人命救助活動などが重要だというふうに思っております。このことから、今後は、安否確認や災害時要援護者の避難支援訓練などについても実施していただくように、自主防災組織にもお願いをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、障害者用駐車場にハート・プラスマークやマタニティマークを掲示した案内板の

設置をとのご質問でございますが、これらのマークの表示等の設置につきましては、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性・安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律、いわゆるバリアフリー新法等の趣旨に則り、このたび兵庫県の福祉のまちづくり条例が改定をされていますが、この条例改正の1つに、障害者が利用できる駐車区画の表示を従来の床面の表示に加え、立て看板等による見やすい標識の設置が義務付けられたところでございますので、この設置にあわせて、改修・整備計画を策定し、順次、計画的に整備するようにしたいというふうに思います。

次に、役場職員の町内居住対策についてのご質問でございますが、この2月末時点におきまして、職員389名中39名の職員が町外から通勤し、その内、管理職は4名でございます。

この町外からの通勤につきましては、災害時・緊急時等の備えとして、佐用町災害対策マニュアルの中に緊急時職員配備体制表を作成し、その対応に支障をきたすことのないようにと、平素より機会を捕らえて喚起しているところでございますが、結婚による町外への転出や家庭の事情により、やむなく町外より通勤している状況にあるのが現状でございます。ご承知のように強制的に町内に居住させることはできませんが、町内の行事やふるさと応援寄付制度など参加するように周知し、それぞれ、それに積極的に応えてくれるところがございますし、逆に、佐用町内から、他市町への通勤もあります。これらの状況もご理解を賜りたいというふうに思うところであります。

最後に緊急保証制度の状況についてお答えさせていただきます。緊急保証制度は対象760業種に属する中小・小規模事業者の皆さんが一般の保証とは別枠で、無担保無保証で、ちょっと失礼します。無担保保証で、最大8,000万円、普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100パーセント保証を受けることができる制度であります。主に、最近の3カ月間の平均売上額等が前年の同時期と比較して3パーセント以上減少しておれば利用できる条件等があります。町内の状況といたしましては、例年ですと1年間で約10件程度でございましたが、この制度が昨年の10月31日からスタートしてから、認定申込みが急増し、2月末現在で42件の認定を行っています。業種は土建業をはじめ小売業等あらゆる業種にわたり認定申込みがございます。町といたしましては、認定業務がスムーズに進むよう書類等がすべて整っておれば、その場で認定を行い、即日認定するようにしております。今後も景気の低迷が長引くことが予測されるため、できるだけスムーズな認定業務を行っていき、中小・小規模業者の皆さんへの経営に協力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 1点目の、要援護者の支援対策についてなんですけれども、これなぜ質問したかと申しますと、佐用町地域防災計画の中にですね、この要援護者の避難について、具体的にですね、避難場所とか、誘導の仕方とか、それから、さっき申しました、このどういう方々が、この要援護者になるかというようなことが、全部決められておるわけですね。町長、先ほど答弁されました、決められてないということだったんですけれども、その決めるようにですね、その防災計画の中に、きちっと記述してあるわけです。この計画書がですね、机上の計画書ではなくですね、具体的に、国の方が、この支援のガイドラインを21年度に計画策定するようにということをしているわけですから、そういう

計画をきちっと立ててですね、そして、災害時の援護者というのは、どういう人が援護される人かっていうようなことを、これは、個人情報の問題もあると思うんですけども、これは、同意方式とか、手を挙げてですね、その方々が、災害があった時には、守っていただきたいというような手挙げ方式等もあるわけですから、そういうことも加味してですね、この具体的に、避難者の、援護する方の氏名、そういうようなものを、こういう各町やっている所あるわけですから、そういうものをきちっと作ってですね、そして、自治会、また自主防災、消防団、社会福祉協議会等含めて、そういう、このプロジェクトチームぐらい作ってですね、定期的に、やはり検討していくということがですね、大切ではないかと思うわけです。まして、平時の時に、こういう定期的な場を設けて、検討していくということが、大切ではないかと思うんですけども、そこらのことについて、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど、議員おっしゃりましたように、災害時の要援護者の避難支援の対策につきましては、国の方も平成 18 年の 3 月に避難支援のガイドライン等示して市町村の方に提示をしております。その中で、町におきましても、それぞれ災害時におきましては、やっぱり地域の中で、いかに、その地域の中に要援護者がおられるかという部分を掌握していただいております。いざという時に役に立たないということで、各民生委員さんを中心に、様式等もつくっていただきまして、その中で、要援護者の名簿の方の掌握はさせていただきます。

それで、この連絡調整会議の関係なんですけれども、20 年度につきましては、7 月に町長の答弁の中にもあったんですけれども、住民課・福祉課・消防本部・社会福祉協議会の各部署寄っていただきまして、この施策あるいは名簿の扱い等についての協議はいたしております。

以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） この支援、対象者、具体的に、お聞きしたいと思うんですけども、だいたい、介護保険、要介護度 3 ぐらい以上みたいですね。ぐらいの方が、対象になるわけなんですけれども、そういう方とか、寝たきりの認知者の方、それから独り暮らしの高齢者、それから在宅の身体障害者の方、それから、知的障害者の方、日本語に不慣れな外国の方で佐用町にいらっしゃる方、その他、援護を必要とするような方というようなことの掌握は、全然まだできて、民生委員さんが、こういう今、申したような方の掌握はされておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 町長の答弁の中で申し上げたとおり事務情報関係の掌握、今、議員言われました高齢者の独り暮らし、それから身障者、それから知的障害者の方、という形での全体の人数の掌握は、一応しております。それぞれ、ただ、その中で、災害時に、いざ要援護者になるかと言えば、即、この人数が上がってくるわけではありませぬので、

それについては、各民生委員さんの名簿の方で把握するようになってくると思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） はい、分かりました。民生委員を中心にして、掌握されておるということなんですけれども、これは、先ほど、町長答弁ありましたように、その時、その時によって、やっぱり人数も変わってくるかと思うんですよね。そういうようなので、民生委員の方、大変でしょうけれども、随時、やっぱり確認をして掌握をしていただきたいと思います、このように思います。

そういうことで、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度、地域包括センターの方等々ですね、福祉関係者の協力を得て、そういう、先ほど言いましたプロジェクトチームを作って、定期的に寄っていくと。そして、できれば、この災害、要援護者支援班というぐらいのをつくってですね、もしものことがあった時に、そういう方を中心にして、初動体制ができるというような、そういう体制を組んでいただきたいと思います。

それと、特に、この避難者、要援護者に対する、避難する時の、やはり責任者ですね、先ほど、水根の例を言いましたけれども、孤立してしまって、誰も行かないと。誰も行けないというような状況になっておったわけなんですけれども、これは、誰が誰を、救助するか、支援するかという、その具体的などこまでですね、この計画書に誘導者まで書かれているところもあるわけですから、そういうところですね、今後、きちっとした検討をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その点は、できますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その体制につきましては、一番、その各集落、自主防災組織の中で掌握していただくのが、一番身近な部分で、また、緊急時に、即対応できる体制ができるんじゃないかと思っております。

どちらか言いますと、行政側が、当然、その情報収集等、全体の情報の把握等が入って参りますので、中々、各集落まで出て行って、救出することは、困難だと思っております。そういう点から、各自主防災組織の中で、要援護者の把握とか、あるいは、1月17日を中心にそれぞれ学校を中心、あるいは地域づくり協議会を中心にして、訓練の方をいただいております。その中で、今後は、そういう要援護者の方の救出方法とか連絡体制等の訓練等もしていただくように、また情報の提供をしていきたいと思っておりますので、ご理解の方をよろしく願いたします。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） その点、よろしく願いたします。

それと、第2点目の件につきましては、これは、順次ですね、整備をしていくという県の方針もあり、答弁ありましたので、これは結構でございます。

第3点目の役場職員の方の町内居住対策についてお聞きいたします。これ、20人ぐらいだろうということをお聞きしておったわけなんですけれども、管理職の方を含めてですね、管

理職 4 名ですか、それから、39 名の方が町外にいらっしゃるということなんですけれども、これ災害が発生した場合にですね、これは、その町の職員が指揮官となってですね、そして、災害に対して、処置を取るわけなんですけれども、一番遠い方で、どの町ぐらいですか、市ぐらいから、通勤をされておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 一番遠い所では、姫路市、夢前町ぐらいですね。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 災害が発生した時にですね、これ、かけつけて来れるわけですか。1 分 1 秒を争うような、そういう状態が起きた場合にですね、これ姫路の方から、これ来れるわけですか。そこらの認識はどうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、居住している所がね、どういう所か、またどこにいるか、それは、災害時、災害がいつ起きるか、どういう状況かによって、中々、来れる来れんかということは、はっきりは言えませんけれども、実際遠い所であれば、中々、かけつけることは困難だと。時間的にも、平時で、何も無い時で、毎日の通勤でもですね、当然、通常の道を通ってくれば 1 時間以上かかるわけですから、1 分 1 秒を争うと言われれば、それは、それだけ遠い所に住んでいれば、それだけのハンデはあるということでありませう。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 災害に対して、言わしていただいたんですけれども、それぐらいの気持ちでですね、責任感、問題意識を持ってですね、やっていただきたいと思います。それと、今回の緊急経済対策、町はうたれたわけなんですけれども、この地域に対して、この職員がですね、よく町長が言われる、職員が、その地域に出て行ってですね、いろんなことを一緒になって、地域の住民とやっていくということ、よく言われるわけなんですけれども、これ行政というのは、最大のサービス産業であると言われておるんですけれども、苦情とか住民の要望とかですね、吸い上げることについて、職員が、この町外に住んでおってですね、その地域の活性化についてですね、いろんな要望等吸い上げたりすることは、これできへんわけですね。そこらについて、その町長、どういう認識持たれる。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 特に、私達のような町ですね、地方の町というのは、やはり職員というのは、地域との非常にかかわりが深くですね、一緒にいち、その住民としても、生

活し、また職員としての、また職務を、職務に当たりということで、非常にまあ、都市部の職員と違うところはあると思います。

こういう件については、先般も西宮の方の市長とお話した時に、宝塚でしたか、いや、芦屋でした。ごめんなさい。芦屋の市長とお話した時にですね、もう職員の、実際に市内から通っている職員は 20 パーセントないんだと。もう大部分が市外、それも大阪当たりから通っていると。ですから災害時とかですね、いろんな面でも、非常に大きな支障があるんだというような話をされておりました。

そういう意味では、できるだけ、公務員、特に、役場の職員というのは、地域との仕事、地域の仕事をそれぞれしているわけですから、地域にかかわって、地域の佐用町に同じ、住んでいるという、居住しているというのが一番理想だと思うんです。

ただ、そうは言っても、個人個人の自由、権利もあります。いろんな家庭の事情、また、その考え方もあるかもしれませんけれども、家庭の事情等によってですね、遠くから通わざるを得んということもあるかも知れません。

ただ、町としては、できるだけ職員も佐用町内の住民として、やっぱり住みながら、職員としての職務に当たって欲しいという思いはありますし、そういうことは、そういう気持ちに関係するお話はさせていただいております。

これまで1つは、居住する住宅等の問題もありまして、例えば、これまでの中々職員ですと、住宅等、町営住宅等には入れない場合が多いんで、そういう職員住宅というのも、佐用町には、今ありません。ですから、雇用促進住宅等のね、これから活用等についても、そういう面も含めて、独身で相生とか、そういう所からも通っている職員もおりますのでね、そういう職員にも町内に住めるような環境を作って、町内で住めるような、住むようにですね、促していくことも必要かというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい。

8 番（井上洋文君） まあ、これね、今、その4番目に町内居住に対するの対策を講じるべきだということで、住宅手当等増額してでもですね、町内に住んでいただくようにということをお願いしたいんですけども、これ変な話なんです。さっき西宮ですか、宝塚ですか、どっか、芦屋ですかされましたけども、本来、町税を払ってないわけですよ。町税を納めてないわけですよ。先ほど、同僚議員から、いろんな子育てとかですね、定住対策とか、いろんな質問が、今出ました。町の職員自体がね、率先して佐用町に住むという、その意識付け、そういうことに対して、町長が、もっとですね、やはりいろんな対策をとって、自らですね、町の職員自ら、この佐用町において、この地域の、いろんなことを吸い上げ、また、少子化対策にも、進んでですね、取り組んでいく、また定住対策にも進んで取り組んでいく、よそから、この佐用町に来ていただくような対策をですね、いくらとっても町の職員自体がですね、町以外に住んでいるというのは、町民から見たらね、これ変な話ですよ。20 人もおるということで、私、びっくりしましたけども、これ 40 人、40 人以上おるわけですよ。そこらのね、先ほど、この防災計画に対して、質問させていただきましたけども、いろんな計画立て、机上のことで、いろんな討論してもですね、実際に町民は、町民税もおさえられたり、町民税払えなかったり、いろんなこういう状況になった時に、大変な状況で、町民は暮らしているわけです。それが、町の職員でありながらですね、こういうことに対して、もっとやはり認識持たなかったらね、町民は、いろんなことをする言うて言うても、これは、町民のですね、理解は、これ得られないと思うんですけれども、そこらもう一度、町長の姿勢をお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） このことにつきましては、私も以前から、そういう、職員として、そういう気持ち、考え方を欲しているということは、言っていました。

ただ、これは、先ほど言いましたように、どこに住むか、居住するかというのは、やっぱり個人の自由、権利というものも大きいものがあります。

それから、旧町それぞれにおいても職員の採用についてもですね、決して町内だけの職員じゃなくって、町外からの採用もありますね、そういうことから、既に当初から町外の職員として通ってきている場合があります。これは、佐用町だけじゃなくって、他の町にもお互いに、だから、佐用町から他の町の、市の職員として通っている職員もいます。ですから、私は、今、言われることが、職員としても、やはり、当然、そういう考え、少しでも町内に住もうという努力、気持ちというのは欲していると思いますし、そういうことを言っていたことは、それは、非常に職員としてもね、これまで、そういうことは、あまり議会からは言われたことはないと思うんですけどね、今回、そういうお話をいただきました。ただ、その受け取りとしてはね、方として、やはり職員として、もう一度、そういう本当に、そういう気持ちを持って努力をしていこうという気持ちになってもらいたいなということは思いますし、当然、そのことについては、以前から、私も、そのお話は、問題を、意識を持っておりましてし、そういうことについて管理職会議等においても、職員指導において、そういうふうにして欲しいということも言ってきたところです。今後も、そういうことについてはね、指導をできるだけしたいと思いますし、先ほど言いましたように、職員が町内に住めるような1つの環境づくりも、これも1つ考えなきゃいけないというふうにも思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） お互いに、他の市町につきましてもですね、同じような状況になっているんじゃないかと思うんですけども、特に、佐用町のような段々と過疎化する所においては、いち早くですね、他の議員は知りませんが、私は、この職員の住宅手当はね、これは、ドンドン増やしていてもええと思うんです。思うし、また、職員住宅等についてもですね、これは、町長、先ほど答弁ありましたけど、やっぱり考えられてもいいんじゃないかと思うわけですから、その点、今後、できる限り町にですね、居住するような、そういう対策をとっていただきたいと思います。これは、このぐらいにします。

第4点目としまして、緊急保証制度の取り組みということなんですけれども、これ、大変なということで、緊急保証制度、国の第1次補正で6兆円、これも申し込みも大きかったということで、第2次補正で20兆円。セーフティネット貸付と合わせて、この第2次補正で30兆円という、そういう大きな金額が、今回参加されたわけなんですけれども、これは、全ての業種、当初は少なかったんですけども、対象業種が大幅に拡大され、そして、この本町においても、申し込みが殺到して42件ですか。2月末で42件の申し込みがあったということなんですけれども、これは、町での対象業種の認定し、信用保証協会の保証の審査と、そして金融機関での融資の審査ということなんですけれども、これ前にも、ちょっとお聞きしたと思うんですけども、これだけの町がですね、認定して、そして最終的には、金融機関から融資の審査を受けてですね、現実的に融資された件数はですね、この42件の内、どのくらいかということはおつかんでおられないんですね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 認定件数に対する融資件数というのは、金融機関の方から、逐一報告はないんですけども、電話等で確認しましたところ、審査中もあるんですけども、今のところ認定件数上げた分については、認定できなかった事例は、今のところ出てきていないということで、前回の時には、相当厳しいという意見も申し上げたんですけども、今回は、事前に金融機関が、きちっとした指導もしておいたしというようなことで、ほとんどパスをしていると。OKをもらっておるという状況でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 前は、8件ほど、8パーセントほど言われたんですかね。何か、少ない報告されておったけれども、この2月末の42件の内で、最終的な金融機関の融資の審査はパスしたということは、全部ということですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 直近の分が、全部審査終わってないんですけども、今の段階で、金融機関に確認をとったところが、認定できなかった件数、事例としては、今のところないということで、事務的には順調に進んでおるといふふうには、事務局としては、確認をしております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、担当課長の方がね、金融機関に、多分、いつ聞いた、最新の情報かもしれません。ただ、私は、金融機関の方の話として聞いているのは、中々ですね、やっぱり、これ無保証、無担保保証と、無担保保証と言っても、国は、そういうことで、いくらでも限度額一杯貸しますよということは宣伝していてもですね、実際には、その事業の中で、やっぱり返済計画というものがですね、こう成り立たないと、全く返済が不可能なものに、中々貸すことは難しいということでですね、非常にまあ、事業認定は受けてもですね、実際の融資については、そこまで、融資に至るまではですね、難しいということも以前にも、それぞれ直接聞いておりますのでね、この件については、もう一度、課長、実態、金融機関の方に行くなりして、佐用町の今の状況をきちっと把握して、今、その審査中ということでね、それが、審査が、中々返済計画が成り立たないということで、40件の内、20件30件は、未だ審査中にしてですね、それができたところだけは、融資していると。後は、審査中ですよ。ですから、未だ、駄目だという所は、1件もありませんよというような話では、ちょっと困りますので、この件については、課長、もう一度、確実なところ、きちっと把握して、それから、また明日でも報告するというようにしてください。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これ課長ね、再三私も質問しておるわけですがけれども、資金繰りにね、大変事業所は困っているわけですよ。そこをもっとですね、真剣に考えていただいて、僕、お伺いした時には、そういう問題について、国からですね、いろんな、やはりメニューが下りて来ていると。そのことに対して、消化をドンドンしていかなかったらあかないと。そのためには、やはり事業所等についてですね、こういう制度がありますよというようなことを、やはり、これ、私も、会社をやっているわけですがけれども、商工会からもですね、こういう制度がありますよというのは来ました。そやけど、その具体的にですね、こういうことがあって、こういう方が使えるんですよというようなことが、全然説明も何も無いわけですよ。

国からの制度、よく、今、同僚議員から、質問が出てます、ふるさと雇用再生特別交付金、まあ町から委託を受けた、民間企業やNPO法人などが事業の主体となることができる事業。また、派遣切り、雇い止めなどによる、解雇者のためのですね、生活安定緊急雇用創出事業というのがあるわけですがけれども、こういうことについてもですね、もっと、やはり、PRをしですね、該当できるような方とのですね、話し合いをドンドンやっぱりやっていたら、全く商工会だけ頼りのようなことで、知らせがないと。

それで、私前にも質問したことあると思うんですけども、これだけやっぱり100年に一度の大変な時やということで、この佐用町の中にですね、今年ではできらうと思よかった、労働課というぐらいのものを設置してですね、また失業対策の取り組みや、ハローワークとの連携等をですね、やっていくようなことも、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと思うんです。

国からの雇用、これ何ですか、再生助成金ですか、こういうふうなこともあって、賃金や休業手当の8割を国から助成するような、そういうことも、今やられておるわけなんですけれども、そういうことに対しても議員も分からないしですね、一般の事業所も、やはり、先ほどから商工会に加入しているところだけぐらいしか、その話が伝わらない。

私のような金融機関に全然行かん、家内だけ行かすような者についてはですね、金融機関からも、こういうような話は全然ないというようなことなんですけれども、これ本当に、今、町民は大変な中で、毎日を凌いでいるわけですがけれども、そういうことに対して、やはり行政がですね、その商工会任せということではなしにですね、そういうことに対しても、もっと真剣に取り組んでいただかなければいけないと思うんです。

この雇用再生助成金について、この賃金や休業手当の8割を国から助成を受けているという、このことについての、その企業ですね、事業所は、町内で何件あるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） そこまでの数字はつかんでいない状況でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 週に3日とかですね、2週間に1日とかというような、労働日数になっているような企業もあるように聞いておりますし、大変な中なんでね、行政も先陣切っ

て、やはり、こういうことに対して、もっと真剣に取り組んでいただきたいと、こういうことを要望しまして、質問を終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の質問は終わりました。
ここで暫く休憩したいと思います。再開を3時35分といたします。

午後03時15分 休憩

午後03時35分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、6番、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、2点お伺いします。

まず1点目に安心できる介護保険制度を求めると題して行います。

介護保険制度は、今年4月に2000年の制度開始から10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量は増えましたが、社会保障切捨ての構造改革のもとで負担増や介護のとりあげが進み、家族介護の負担は、今も重く、全国で1年間に14万人が家族の介護などのために仕事を辞めています。高い保険料・利用料を負担できず制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦しめた痛ましい事件も続いています。

現在の介護保険は、利用が増えたり、労働条件を改善すれば、ただちに低所得者まで含めて保険料・利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えています。政府は人材不足の改善のため4月から介護報酬を引き上げるにあたり、保険料値上げをおさえるため、これまで自治体には厳しく禁じてきた、介護保険会計への一般財源1,154億円の繰り入れを決めました。従来の子組みの破綻は明らかです。

誰もが安心して利用でき、安心して働ける制度となることを求めて質問いたします。

1、国は、1、保険料の全額免除、資産審査なしの一律減免。3、一般会計からの繰り入れは駄目という3原則を守るよう自治体を指導していますが、介護保険は、地方自治体の地方事務であり、3割原則に法的な拘束力がないことは、国会答弁でも確認されています。厚生労働省の07年4月の調査によると、自治体独自の減免制度は保険料で33パーセント、利用料で22パーセントの保険者・市町村が取り組んでいます。本町でも実効性のある保険料・利用料の減免に取り組むべきではないか。

2、コンピューターによる判定が中心の要介護認定は、高齢者に必要な介護を正しく反映できず、また、要介護度ごとに低い利用限度額であるために、介護保険だけで在宅生活を送ることは困難です。ケアマネージャーなどの現場の専門家の判断で、適切な介護を提供できるよう、またケアマネージャーが中立公正な専門家として利用者の声を代弁して活躍できるように独立性、専門性の向上を図れるように報酬や研修などを町として保障すべきではないか。

3、06年度から始まった地域包括支援センターは予防プランの作成などに忙殺され、多くが十分に活動できていないと聞きます。ケアマネージャーや地域包括支援センターを支える町の保健・福祉・公衆衛生の体制を充実すべきではないか。

次、2点目、県と連携した農業振興。県の行革の一環で佐用農業改良普及センターが閉鎖されるが、普及センターは、これまで技術指導にとどまらない政策面でも役割を果たし

てきました。県の職員は、JAの中ではなく町農業振興課の中で、県と連携した町の農業振興を図るべきではないか。

以上、2点、見解をお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険料及び利用者負担について町独自の減免についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、平成20年4月現在の厚生労働省調査によりますと、保険料に関して自治体独自の減免を行っている市町村は、全国1,811市町村1,657保険者のうち551保険者、約33パーセントでございます。その内、いわゆる3原則に反する保険者も確かに52保険者ございますが、残る499保険者につきましては原則の範囲内での独自減免でございます。

兵庫県下におきましては41市町、41保険者のうち佐用町を含む29保険者において独自減免が行われておりますが、それは全て3原則の範囲内で実施されており、一般会計による財源補てん等を実施している保険者はございません。

また、市町村単独による利用料減免につきましては、383保険者、21パーセントでございます。兵庫県下では3保険者でございますが、在宅サービス利用頻度が高いとかの特殊な事情による軽減であり、一律的な軽減とは異なっております。

当町におきましても制度に基づいた社会福祉法人による軽減措置及び離島等地域加算に伴う減額措置等、一般会計において軽減を実施をいたしております。こうした状況下でございますが、当町におきましては、保険料額も県下でも下位にランクし、法に基づいた健全な状況であるというふうに認識をいたしております。

次に、在宅サービスにおける介護度ごとの利用限度額が低いということでございますが、当町の12月実績を見ますと、認定者数1,138人中、在宅サービス利用者が582人、利用限度額に対して46.9パーセントということでございます。

要支援者を除く中・重度要介護者につきましても47.9パーセントであり、十分足りうる利用限度額という結果となっております。

続いて、ケアマネージャーの報酬ということでございますが、それぞれ居宅介護支援事業所に所属されておりますので個々についての報酬は別といたしまして、標準的には1カ月39件をめやすに介護報酬額は1件あたり1万円から1万3,000円でございます。また、専門性の向上を図るために町としての研修をということでございますが、町内では現在65名のケアマネージャー資格者がございます。そのうちケアプラン作成業務に携わっておられる現任者35名を対象といたしまして、すでに平成20年度では3回、延べ78名の研修を町独自で実施いたしておりますが、今後におきましても定期的なケアマネージャー研修を通じて専門性の向上に努める所存でございます。

次に、地域包括支援センターが予防プランの作成などに忙殺され、十分に活動できていないということでございますが、当町における特定高齢者に対する介護予防事業における予防プランの作成は健康課及び地域包括支援センターのサブセンターとして位置付けております各地域事務所の保健師が担当して個別の計画及び事業評価に携わっております。また、社会福祉協議会を地域包括支援センターのプランチ、高齢者の総合相談窓口として位置付けし、旧町単位に、つまり各生活圈域におきましても、各支所と各社協といった身近な最寄りの相談窓口を設けて町民の利便性を図っているところでございます。更に旧町単

位で定期に開催されております民生委員会にも毎回出席をさせていただいて、地域における要援護高齢者等の実態把握に努めているところであります。平成 20 年度では、1 月末における実態把握件数 449 件、地域包括支援センターからの家庭訪問件数は 501 件となっております。地域包括支援センターそのものには保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーという 3 職種の専門職員を配置し、介護保険の要支援者に対する介護予防給付のケアプラン作成のほか、定期に開催しております地域ケア会議で取り扱いました支援困難事例や虐待処遇検討事例は今年度 21 件、成年後見や権利擁護事業への利用支援 6 件など多方面にわたる業務に効率的に機能している現状と認識しておりますが、今後一層の充実に努める所存でございます。

また、認知症ケアにかかわる相談事業といたしましては専門医による、ものわずれ相談を偶数月に開催、社会福祉協議会と連携した認知症サポーター養成講座は既に 35 回開催し 1,255 人を養成いたしております。

サポーター指導ができるキャラバンメイトは 57 人、合わせて 1,312 人となり、人口の 6.3 パーセントにあたります。これは、直近の調査では県下 1 位、全国 11 位にランクされております。

最後に、県と連携した農業振興についてのご質問でございますが、県の行政構造改革推進方策の実施により、佐用普及センターにおきましても、4 月から上郡普及センターと統合され、事務所は、播磨科学公園都市・西播磨県民局に光都農業改良普及センターとして事務所が置かれます。体制は、現状の普及センター職員が統合され、技術的には専門職員が複数配属になり、普及活動は従来どおり行われる予定でありますし、指導体制は良くなるというふうに考えられます。ただ、事務所が佐用から県民局に変わりますので、距離的に遠くなるわけでありまして、そのために、県では、普及事業と JA 営農指導事業は、地域の農業者への指導・相談、農業者の経営向上や地域農業の振興を図る目的を有しており、また従来からお互いに連携し、産地育成等を行っているため、佐用地域普及所を JA 佐用営農センターに設置し、普及職員を派遣して、JA 営農職員と協力して、農業者から持ち込まれる相談業務が行われることになっております。町も、今までどおり普及センター・JA と共に、定期的な営農調整会議を行って、引き続き農業振興を図っていきたいというふうに考えておるところではございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まず 1 点目の介護保険の件ですけれども、1 番の私が、質問に項目が上げております、誰もが安心してできるというのは、利用者もそうでありますし、それから事業所、それから事業所で働く介護労働者の方、それから、町自身もね、そうなんですけれども、一番の、この介護保険の問題点は国の国庫負担の額がパーセント減らされてきた。当初、介護保険が始まった時には、半分が、国の国庫負担でした。それが、25 パーセント、後 25 パーセント県と町でもって、また半分を利用者、それから保険者が持つと、その保険の加入者が持つということですから、一番の問題点は、やっぱり国庫負担を増やす。それが、原因だと、介護保険の大きな矛盾点だとも思うんですけれども、全国町村会でも、介護保険の国庫負担を 50 パーセントに引き上げる。こういう立場を、やっぱり町長は、やっぱり国の負担が少ないという問題点は、認識はあるでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういう医療、福祉の保険制度においてですね、そういう制度上、国庫、また町県費の負担、そのが2分の1、利用者が2分の1とかいう原則ですね、そういう形の中で制度化されているというふうには思っているですけれども、私も、ちょっと、当初、今、国庫が50パーセントというふうには、今、金谷議員がおっしゃったんですけれども、制度が始まった時にそうだったんでしょうか。私は、それは、ちょっと勉強不足です。その後、25パーセントにされたというふうには言われているんですけれども、実際に、そういうことであるというふうなのであればですね、その国も、他の保険制度ですね、国民健康保険においても何にしても、そういう制度上の問題なんで、これをどういう財源で負担していくかという大きな問題だと思っておりますから、現在のものを維持していくのが、国としても逆に大変かなというふうには認識しているんですけれども、これは、完全に維持していかないと、この制度は成り立たないという思いがあるですけれども、これを50パーセントにね、国がする。そうすると、そりゃ大きな軽減になってきますから、利用者、被保険者の負担の軽減になるということは間違いありませんけれども、中々、それは難しいんじゃないかなという感じがいたしますけれども、今の国の状況から見ても。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 難しいということでもあるんですけれども、全国町村会の中で、その50パーセントに戻せ、基本的に、介護保険始めた当初に戻せということは、全国町村会でも、町長も、そりゃ、町村会の一員でありますから、その、そういうことも、基本的なこと初めにお伺いしたいんですけれども。ちょっと、確認してください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 課長、その、そういう制度が、最初が50パーセントからスタートしたというのは、ちょっと課長の方から。

議長（西岡 正君） はい、課長、はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 私が来てからですけれども、それ以前のことは、はっきり分かりませんけれども、当初から、私は、25。それから、1号被保険者につきましては、年々、1パーセントずつ上がっておるという状況ですけれども、50パーセントというのは、ちょっと私、記憶にございません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） あのね、基本的に、今まで3回介護保険は見直しされて、改定して、今度4回目、4次目の改定ということで、3年ごとに見直されて、当初は、国庫負担50パーセントですね、間違いはないです。ということで始まって、町村会も、それを50パーセントに戻せということは、長年主張していることです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 多分、国庫負担の分というのがですね、公的負担の部分の話だと思うんですね。

だから、その部分が、多分、今度、県、町が、その残りの25パーセントをもって、この被保険者の負担というのは、2分の1という形ではなかったんですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町村会で、言っているのは50パーセント、正確に言いましょうか。介護保険が始まって、介護に占める国庫負担の割合は、それまで50パーセントから25パーセントに引き下げられました。そのように計画的に50パーセントに向けて、国庫負担の割合を引き上げ、保険料の負担を割合を縮少していくと、こういうふうな町村会の中でも、決議の中で言っているんですね。そういうことです。公的負担、今も国と県と町と、公的負担は半分というのは、今もそうなんですけどね。

〔町長「その枠内での話しです」と呼ぶ〕

6番（金谷英志君） 枠内の、その割合、自治体の持つ、町村の持つ分を、それは、国庫の負担を増やしてくださいよという、そういう決議なんですね。ですから、その問題は、自治体と、町としても安心して介護を、その利用者に提供できる。保険料でも、そういうふうなん、安心してできることには、国庫負担の引き上げが大事ではないですかという、基本的なことです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 思い出しましたが、当然、町村会の大会の中でもですね、介護保険の、この国庫負担率の増加という、増額ということ、このことは決議されております。

ただ、50パーセントにするというね、50パーセントにすれば、町の負担が全くいなくなるという形にもなるんです。今の制度なんかにはすればね。そういうこと、そういう数字上、公的負担と利用者との負担の割合、そこの話ではなかったと思っています。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） この度の改訂は4回目ということですがけれども、4目に当たって、この度の国の方での見直しの大きな点が、介護保険の条例の改定の中でも、町の条例の改定の中でも、出ましたように、介護予防者の報酬の引き上げ、それを一番挙げてきたんですけれども、それに当たって、これまで3次の計画の中、3年間の中で、介護事業所、町としてね、介護事業所の、その介護労働者の実態というものは、その3次計画の中で、また、それを踏まえて4次計画に、今度いかされるということですから、町としては、その介護事業所の、労働、介護労働者の実態をどんなふうに3次の中で把握されたんでしょうか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） それにつきましては、前にも申し上げたと思うんですけれども、やはり、その介護事業所が、個々で運営されておりますので、そういったことにつきまして、私どもの方が、口を出して言うわけにも行きませんし、それはもう、事業所にお任せしておるのが状況でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その介護事業者に対してね、お任せしておるという状況、それで、町長、それでいいんですか。そういう、町長も、そういう介護事業者にお任せしておるから、働く人のことは、任しいということでもいいんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはり、これだけですね、雇用状況が悪い中で、その介護従事者を募集してもですね、逆に、中々まだ、希望者がいないとか、人数が不足しているとか、そういう前提にはね、やはり、介護報酬、事業者の、この待遇が悪いということが非常に大きな原因だというふうに、労働の、その中身の割にはですね、ということが言われているわけで、国も、そのへんを今回、その状況を認めてですね、これに対する報酬を、介護報酬をですね、上げるということでの今回、基金もして3年間ということで、やってきているわけですね。ですから、まあ、町内の、やはり事業所においてもですね、確かに保険料で運営をしていくわけですがけれども、実際、その実態として中々、職員の募集してもないという状況は続いているわけなんで、このへんの処遇改善ということについてね、これからも考えていかないと、これを満足、解決していけないというふうには思っておりますし、社会福祉協議会と私とも、いろいろとやっておりますけども、そのへんにおいては、何とか、今、職員確保してやっておりますけども、そのへん、よく調査を、調査言うんですか、他

の職種とのバランスですね、そういうものを考えながら、改善すべき点は、改善していかなきゃいけないということで、これは、町としても全体の状況を、町内のね、そういう介護従事者の状況というものは十分に把握しておかなきゃいけないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その把握する上でね、その町内の介護事業所の職員の数というのは、その事業所の数と、そこで働く職員の数、今、何人ぐらい、今、おられるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 事業所につきましては、全部で 17 あるんですけれども、居宅介護サービス、それから施設サービス、それと地域密着型ということで、3つに区分させていただきます。

居宅サービスが 107 人、それから、施設 219 人、地域密着型 86、計 412 ということになっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 全体の、その職員の中でね、福祉の中でも、その介護従事者として働く職員の数が事業所としてはね、いろんな、今、17 事業所合わせてですけれども、412 というのは多い数ですね。その中で、私地元では、サンホームみかづきでありますけど、いろんな、その今言われた、3つの事業所なんかもありますけれどね、その中で、20 人、中で働いている人に聞くのにはね、その毎月職員が入れ替わるぐらい、歓送迎会するぐらい、その職員の入れ替わりが激しいと、募集しても中々、その介護する人がケアマネージャーになり、その介護福祉士なりね、自分はやっぱり、それで誇りを持って、その職業に就いてきたいということもあるんですけれども、それ以前に、今町長言われたようにね、仕事はきついし、報酬は、その割には少ないということもあって、中々定着しない。自分は、その仕事に誇りを持ってしたいんだけど、中々やれないという状況があるんですね。

その中で、もっと詳しい把握していく必要があると、今、町長言われましたけれども、細かい実態的にね、それもうちょっと職員が、どういうふうな状況かいうのを知る必要があると思うんですね。

広島市の福山市では、事業所がね、756 事業所あって、全ての事業所に対して、アンケートですけれども、アンケートとって、帰ってきたのは、97 事業所、その佐用町では、先ほど 17 言われましたけれども、756 全ての事業所、アンケート調査して回答が帰ってきたのは 97、どんなことを聞いているかということ、介護度変更による影響はどんなものかとかね、第 3 次の受けて、4 次の改定に向けて、こういう調査して、やっぱり国の方にも、こ

ういう意見を挙げたいということなんですね。介護度変更による影響。ホテルコストの影響。それから、事業所としての総収入はどうなったか。それから、職員の労働条件とか、細かくね、もっと何項目に分けて、大きな項目に分けた、今、言うたようなことを調べているんですね。やっぱり、今、町長言われたように、把握していく必要があるということでしたらね、町内にある17事業所ぐらいは、職員が足運んで、アンケートするまでもなくね、足運んでもね、それはやっぱり調べていける、この新しい改定、見直しがされようと、今されましたけど、それに向けて、今度、第4次の介護保険制度が始まるわけですから、それを今からでも、そういう事業所の調査なりを細かく、やっぱり把握をしていく必要があると言われましたから、やっぱり調査をされるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 福山の例言われましたけれども、756 なんかすごい数ですから、こうなってくると、把握しようが、中々難しいですけども、町内、基本的にはですね、17事業所ということになれば、普段でも、私達も、それぞれ、その責任者なりですね、全部のところではないですけども、いろんな話をする機会もありますし、職員の対応の、その勤務の状況とかですね、募集なりされて、応募の状況とか、そういうことは、今でも聞かせてもらっているところはあるわけですね。それを総合的にね、きちっと把握するという中で、これは、今後、担当課においてもですね、現在の状況を、やっぱり知っていくことの中で、それぞれの機会を捉えて順番に、全部の事業所の状況というものをね、基本的なところは把握していくようにしていくべきだと思いますから、そのへんは、担当課長、今後、ここで今、聞いておりますから、やってくれると思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 1つ、介護改定見直される前にね、新聞報道であったんですけども、今現在の介護労働者の離職率は、全産業平均より約5ポイント高い21.6パーセント、介護福祉士の国家資格を持つ約47万人の内、実際に福祉、介護に従事する人は、27万人、資格は持つが働いていない潜在的介護福祉士への昨年末アンケートで、64パーセントが企業などの条件さえ合えば復職を希望する。離職理由の上位に、仕事の内容がきついが、20パーセント。体調を崩した、20パーセント、給与等の労働条件が悪い18パーセント、こういう状況で新聞報道もされているんですね。ですから、やっぱり、佐用町ではどういう、保険者として、また、町民の福祉を守るという立場からもね、やっぱり今言われたようなことは、調査はして欲しいと思います。

それから、介護保険料の減免のことですけども、今、町長、最初の答弁の中で言われたんですけども、一律減免、その参酌標準と言われるような3原則に則ってない、そうになると、無理、全部ね、そのただにするとかということじゃなしに、やはり佐用町でもやれる提案としてはね、保険料で言えば、低所得者の、保険料の中で、保険料収入の中で、そのいろいろ段階があって、総量収入は、保険料の収入は決まっている中で、どこに負担軽

減を置くか言うたら、多くの自治体がやっているのは、低所得者なんですね。その段階的に言うと、4段階が真ん中ですから、それ以下の1、2、3段階ぐらいの人に対しての軽減策を、もっと細かくするということで、今6段階あるやつを9段階ぐらいにね、下を分けて保険料の中での軽減策を図るということも、それも軽減策として、(聴取不能)で21パーセントの中に入っておるんですね。そういうことは、やっぱり佐用町でもやれることじゃないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい。はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 今現在も、低所得者につきましては、前からですけれども、2分の1という形で軽減をさせていただいております。

それから、また、金谷議員も、よくご存知のように、給付につきましても社会福祉法人あるいは、離島の関係地域加算の分についても、うちの方につきましては、県の補助をいただいて減額をやっているのが現状でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) その中で、一番大きいのはやっぱり、国庫負担を増やして、全部の利用者、それから佐用町の町の負担も少なくしていくのは一番なんですけれども、やれる収入の範囲の中で、どこに重点的に、その負担軽減をしていくかというたら、今言われたような、基本的な国も軽減もやっているんですよね。やっています。その中で、独自に、自治体独自でやっていることについては、その6段階を9段階に分けて、低所得者に対して負担を軽減していくという方策はどうかということなんですね。国がやっていることもあります。それ以上に、その中で、中のことですからね、一般会計ほり込んでいうことではなしに、収入の中で、どこに軽減していくかということ、今、お聞きしたんですけれども。

〔健康課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) そういうふうに、細かくですね、段階、軽減、段階を作っていくという、これは、まあその、そういう被保険者の生活実態なり、経済状況に細かくあって、あわせていくということの良さはあるんかもしれませんけれども、やっぱり保険としてやっていく以上、軽減すれば増えるところは出てくるわけです。ですから、まあ、現在のですね、6段階というのも、かなり私は、階層と、段階としてはですね、かなり細かくした、そういう設定ではないかなと。制度ではないかなというふうに思います。

ですから、あまり細かくしてしまうと、非常に事務的にも、複雑にもなりますし、まあ、そうかと言って、ゼロまで持って行くわけにはできないんですから、今の6段階というのは、そのへんは、かなり低所得者等にも配慮した、制度的には、そういう制度として成り

立っているのかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町の介護保険条例の中の保険料の減免、第12条にありますけれども、その中で、条件がね、災害により著しい損害を受けて収入が減ったとか、それから、長期間入院したことにより、収入が著しく減少、失業で、また農作物の不作とか、それで収入が著しく減少したことによって、減免。これが佐用町の減免なんですね。

この12条にいうね、その減免規定に、町内で、今までどれぐらいの人が対象になったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 本年度1名です。昨年も1名だったと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 1名ぐらいではね、その介護の加入者としてもね、6,190人、6,000余り、おられるわけですがけれども、その中のたった1名に対してしか、町の減免規定が当てはまらないという状況で、やっぱりこれは、減免は機能していないということになるんじゃないでしょうか。減免、佐用町も減免の条例はありますよと言いながら、機能していない、そういう、私は思うんですけれども、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） そういう方がたくさんあるということはいいいことではない。逆にね、そういうことにならなくて、皆さんの生活が安定しておれば一番いいわけですから、しかし、そういう災害とか、いろんなことあって、非常事態があって、そういう対策、措置がとれるということは、これは、ちゃんと規定を設けているわけですから、また、今、制度上の問題と、もし、それでも払えない、また、その生活困窮者、いろんな問題については、他の生活対策というものが、片方ではあるわけですね。保険制度のは別としてあるわけですね。そういう形にしないと、その、この保険、介護保険制度の中だけで、そのことを、いろんな面で、対応していこうとしても、これは無理な部分があるんじゃないかと思いませんね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） そういう時に、その生活保護とかね、（聴取不能）的な所得の軽減とかいうこともあって、可処分所得を増やすというのは非常に大切なことなんです。その中でも介護保険に限ってはね、そういうふうな（聴取不能）介護保険の中でも、総合的に言うたら、介護保険もやって、その中の一部として介護保険、介護保険制度の中でも保険料の減免ということも考えていく、その総合的と言えれば、ちょっと何か、介護保険をやらんでええんかというふうにもなりますからね。

次の利用料なんですけれども、利用料についてもね、全然、利用料、全然 1 割をただにするとか、なしにするとかいうことじゃなしにね、これは東京の渋谷区の例なんですけれども、介護保険の助成制度があるんですけれども、これは平均的な、やれるいうかね、無茶苦茶突出して、いい助成制度ということではないんです。この 33 パーセントの中には、たいてい、こういうことをやっているだろうなという例なんですけれども、東京の渋谷区なんですけれども、助成は、居宅介護費の利用負担率が 3 パーセントに減額されるんですね。3 パーセントにすると。それとデイサービス、通所リハビリのショートステイの滞在費、食費の 4 分の 1 が助成、この程度の助成なんです。それは、どういう対象となる人とは、世帯主の年間収入、貯蓄金額が基準額以下であること。それから介護保険料を滞納していないこと。生活保護を受給していないこと。この 3 要件を満たせば、今の 3 パーセントにするとか、デイサービスの食費の 4 分の 1 が調整されると、こういう程度の利用料の助成、減免ということなんです。これぐらいの検討は、佐用町でもやるべきじゃないんでしょうか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 金谷議員が言われますように、金額的には、と言われますけれども、やはり、介護保険は、それぞれの、2 号被保険者も、その分、十分払っておりますし、それで実際に 65 歳から 1 号になりますけれども、そういった方々の応分の負担で、それで、成り立っておりますので、やはり、その分は、2 号被保険者等もありますし、そのへんは、やっぱり考えていただきたいと、私、思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 一般会計から入れるというのは難しいんです。この助成、介護保険の中でね、助成していくということでは、やり方としては、私はできるんじゃないかと思うんですけれども。

それから、今回の見直しで、要介護認定の見直しというのがあるんですけれども、調査項目を削減して、それから項目に関連して、調査員が気付いた点を付ける特記事項の欄、これが削減されるんです。ですから、言いたいのは、1 次判定でコンピューターでやって、それで、調査の段階でも特記事項も減らすし、調査項目も減らすということになれば、その要介護度の判定が、実態に合ったものになるかどうか、それが、ちょっと危惧されるんですけれども、その点の対応はいかがですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） まあ、前、82項目でしたかな、それが今度74項目に変わるということ聞きました。それに、掛かりつけ医の診断書等も考慮して、総合的に、その今言われましたコンピューター判断と総合的に考慮して認定いたしますので、今までと、あまり変わらないんじゃないかと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあね、国会答弁でもそうなんです。今回の改定について、介護の状況を、よりの確に反映したものであると。国会答弁でも、そういうふうに、その項目が減って、特記事項も減っている中で、（聴取不能）把握しているということも言われているんですけども、介護の現場ではね、これは、ケアマネージャーなんかでも、それは、先に最初の質問でも言いましたように、それこそケアプランの策定などに忙殺された中でね、1、その一人一人丁寧に、この人の介護認定をやっていくという、認定審査会なんかでも、それもありますけれどもね、第1の段階で、ケアマネージャーが、ケアプランを作成する時に、ほんまに実態にあったものになるかどうかというのは、現場の意見としては、先ほどの福山市の例なんかでも、アンケート調査の中でも、その点が危惧されるということなんです。ですから、それ、国の制度としてやれるか、町としてもやる、町としては、こういうことも、やっぱり正確につかまなあかんというふうには思うんですけどもね、それは、その体制が、町としてできているかどうかということなんですけれども、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう介護保険もですね、はや4期になっていくということで、相当、これまで実績なり、いろんな面での経験を積んできているわけです。そういう中で、その認定のですね、において、当然まあ、その的確に認定をするということが前提なんで、その今までの3期の中でやってきた経験の中で、これだけの認定項目があれば、的確に認定ができるという形で変更されているんだというふうには思っております。
そうでなければですね、それは、また改定をしなきゃいけないということだと思えますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 実際に、そういうふうになれば、国の方針としてはね、その国庫負担の割合も減らしてきたいということもありますし、その、あんまり、そういうふうにお金を掛けたくないというのがあって、ですから、認定も、大分、今までの3次の時でも認定が

軽く見られるということがあって、予防給付のところで、低くされて、予防給付に回されるというようなことが言われてきたんですね。ですから、それをまた、この4次の改訂で、そういうふうになるかどうか、その確実な実態把握に、それがなったものになるかどうかというのは、体制を1回目の質問で、私が言いましたのは、体制を取れというのは、町職員の中でも、その福祉、介護保険の担当の職員だけではないにね、福祉と、老人福祉という面でも、町の政策の中で捉えて、町としては、どういうふうにするかということなんですね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、介護認定を受けた方の、いろんな生活実態等については、また、実際に、その認定が、それでいいのか、そのへんをもう少しね、介護度数がもっと高いのか低いのかというようなことは、また、その保健師なり、また、介護保険の担当者だけじゃなくてですね、町の福祉担当なり、そういう、例えば、民生委員の、民間の方たちも見ておられて、問題があれば指摘をされるわけですし、また問題把握をしていかなきゃいけないと思うわけですね。だから、当然、このへんも、制度としても問題があれば、また3年ごとに改定をしていくわけですから、その中でも、また、改めて見直していく必要もあるかと思えますし、介護保険担当者だけでやっているわけではないと。町全体の、そういう生活にかかわる人達が、やっぱり関心をもっておく、その状況を、実態を把握して適切に判断をし、指導をしていくということが必要かと思えます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町としてもね、やっぱりできることは、現行制度の中でもね、できることはやって欲しいと思います。

農業の、その農業振興ですけれども、今まで、県も農業の大きな、その政策としてはね、国の政策があって、それを各県なり町なりで、それを、その中で、どういうふうに農業政策をやっていくかということだと思うんですけれども、今年の、昨年、その前ですけれども、その前と合わせてね、やられた政策の大きな所が、品目横断的経営安定対策、今回は、水田・畑作経営所得安定対策、これ名前が変わって、国の政策もそういうふうになってきたんですけれども、本町でね、この水田・畑作経営所得安定対策いうのを取り組んだ面積分かりますかね。それ、面積分からなければ、これが実際に、その自給率向上に、本町でね、これが、なったのかどうか。その点の品目横断の時、名前変えて、水田・畑作経営所得安定対策になりましたけれども、その感覚的には、感覚的でもよろしいですけれども、これが本当に自給率向上に本町になったのかどうか、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 資料がありませんので、今言われております、水田・畑作経営所得安定対策の加入はですね、認定農業者、それから集落営農で取り組みされている麦・大豆ですね、収穫されている、そういった方々で、約19組織だったと思うんですけれども、認定農業者入れてですけれども、そういういった方々が、現在入られております。これにつきましてはですね、今まで、農作経営されておる方がですね、3カ年の平均という

ようなこともありますので、初めて作られる方については、今の段階では、ちょっと無理だというふうに思います。今まで、ずっと作ってこられた方がですね、加入されるいう、新たな、新しい事業でございますので、今の時点では、約 19 組織だったというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 組織としては 19 なんですけれども、全国的に見てもね、過去生産実績を柱とした対策でしたから、今、課長が説明されたように、3 年間実績がないとできないこというようでしたら、新たに、米植えたり、麦植えたりして、それが認められない政策でしたから、実際に自給率向上には役立っていないということがあって、名前だけ水田・畑作経営所得安定対策というふうになったと言われているんですけども、実際ね、19 組織がやって、それが、佐用町で、なったかどうかいう、そのへんの把握は分かりませんかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これは、収穫量によってですけれども、掛金もありますけれども、その時の被害等に応じて、所得が減になった分において、その交付されるという制度であるんですけども、私が思っておりますのは、現在、そういった農作物に取り組んでおられる方がですね、こういった事業には入っていただいておりますので、これからですね、これが 1 年目、まあ 2 年目になるわけなんですけれども、これから、その内容がね、結果がどういうふうになってくるかというのは出てくるのではないかなというふうには思います。今の時点で、私は、ちょっと判断としてはですね、ちょっと今のところは、ちょっとまだ、結果出てないようには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ、これ何で聞いたかという、国の政策に則って町もやるという、その政策でやられるんですから、取り組める、町で取り組める政策についてはね、したらいいと思うんです。実際に、町の農業振興に役立ってるかどうかということも見ていかなあかんと思うんですね。

それで、この 21 年度、国の予算で大きなものとしてはね、耕作放棄地再生利用緊急対策、これは、耕作放棄地の再生利用のための活動を支援するとして、耕作放棄地を貸借して再利用するものに対して、障害物除去、整地にする、整地する場合に、3 万円から 5 万円、10 アール当たり、そういう政策もあって。

それから、2 つ目が、飼料自給率向上対策、水田における粗飼料増産の推進として、耕畜連携水田活用対策事業、これは、水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る簡易な基盤整備、稲発酵粗飼料等の生産支援、飼料用米生産をして稲わらを酪農農家向けに販売すれば水田等有効活用促進対策支援としてできると。いろんな種類があるんですけども、佐用町としてもね、取り組める事業は、国の制度としてあるんですけども、これらの質問

の眼目としてはね、国がやる制度、それから県としてもやる制度、この度、農業普及センターが光都に行くということですが、その中で、やっぱり密に連絡して、佐用町で取り組める政策を県とも協議してやれるんじゃないかと、そのためには、町の中に、農業振興課の中に、県の職員も入って、JAだけじゃなしにね、農業振興の中で県も入った方が、より振興、その政策的にも進めれるんじゃないかと思うんですけれども、これは、町長にお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県においてですね、今の普及センターの活動を継続して指導して、していくためにですね、これまでも農協の営農指導と一緒にやってきたということがあると思うんですね。今回、普及センターが、光都に統合されるに当たってですね、現地においての活動拠点としてどこがいいのかなということで、県で検討されたと思います。

そりゃ、町の職員と一緒にということも1つの検討にはあったと思いますけれども、実態として、最終的に、農協の今の営農の指導、農協に、JAの方に置くと。それも、その常時じゃないんですね。これ、そこへ派遣して出張してくるということになるんでね、実際、こういう、今度の活動して、私達も、これ新しく、こういう活動になってくるので、これは、この4月から、そういう形になった上でね、実際に、それが、どういう実態であるかというのは、今年度21年度ですね、その状況を見ながらですね、また、検討も必要であれば、協議をしていかなければいけないというふうに思います。

これは、一応は、この21年度は、そういう形でスタートするというごさいます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今、言うたんは、その21年度の国の主なね、主ないつか、佐用町で取り組めるものは、こんな制度があるんじゃないかと、私も、そのホームページ上で見たんですけどね、多分これが、いろいろ今後、それこそ膨大な補助の事業なんかもありますけれども、佐用町で大きな目玉としてやられた中で、佐用ではね、こんなことがやれるんじゃないかと思うんですけれども、県の事業としてはね、従来やっているものとして、食と農を結ぶ地域活動支援、食の達人の制度とかありますけれども、こんな、これとしても、国がやる、それから、県のやる事業もありますけれども、やっぱり主体は、佐用町の農業を考えるのは、農業振興課なり、佐用町でも役場の中で考えることだと思うんですね。その農業を通じたまちづくりも含めてね、そういうことになれば、県の職員と連携する上ではね、今、言いましたような、県の事業と合わせてやるためには、やっぱり町の中で、密にした方が、それで、より連携を取って、佐用町が主体的に、その農業振興の姿勢を持ってね、県なりと話をしていくという姿勢でやられるべきだと思うんですけれども、農業振興の主体は、やっぱり佐用町の農業振興の主体は、佐用町の職員であると、そういうふうに町長は、お考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、やはり、いろんな制度はですね、国や県、いろいろな制度を活用していかなきゃいけないわけですが、主体はやっぱりね、それは、町が1つ

の主体を持ってやらなきゃいけないというふうには、当然、思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） JAの中にあって、営農指導なんかも、今までやられていたんですけども、今までね、農業改良普及センターが町の中で、今、佐用町にあった場合、今まで、どんな事業をされてたんでしょうか。それをなくなる、光都に行くことによってね、佐用町の農業振興に、どんな影響があるのか、それは、どういうふうに認識されてますかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 統合されることによって、影響ということなんですけれども、今、県民局に、上郡の普及センターがあります。そこと、佐用町は統合されて、県民局のところですね、光都農業改良センターということになるわけなんですけれども、聞いておる範囲では、人員については、今の人員を統合して、それで行っていくということを聞いております。町の方はですね、今までと内容的には、変わりはないというふうに思っておりますし、また、今まで、普及センターが、いろいろと地域の住民の方の技術指導、そういう面が、多くされております。また、町がやっていく、いろんな営農計画、それから、いろんなものについてはですね、毎週1回、営農推進会議をJAと一緒にですね、3者で会議をやっておりますので、今のところはですね、影響、そういうふうなことはないというふうに、私は思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その営農のね、普及するために、技術的なこともあるんですけども、佐用町で、今まで、普及センターが指導なりした作物、特産物、いろいろありますけれども、主な点と、作物としては、何があるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 佐用町には、いろんな栽培、作っておられる部会があります。最近では、ジャンボピーマンとか、そういった面もですね、特産という位置付けでですね、今、栽培もされております。いろんなものを、作物については、それぞれ普及所の方からも指導されたり、参考にいろいろと試作とか、そういうことも生産者の目的によって、指導もしていただいております。それは、1つの作物の耕作するための技術的なものでありまして、また、運営とか、そういうものにつきましては、農林事務所の中に、農林、経営組織が別にありますので、そういったところでですね、いろんな補助事業、そういったことも相談してですね、県の事業なり、国の事業については、そちらとも相談しながらやってきております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 主体的に、その農業をね、町としてやるということも、ことが基本だと思っんですけども、その上で、作物 1 つ 1 つについてね、広い全県的なところ、国から見ても、また全県、兵庫県の中で、どういう、作物に対してね、どういう位置付けであるのか。特産物を佐用町として開発して、大きなね、少量多品種で、ずっといろんな品種があります。その種目についてもね、野菜なんかも、いろいろあるでしょうけれども、特産物として、今、佐用町の場合、そばとかね、ひまわりとか、自然薯とかありますけれども、佐用町として、これはやるんだというようなね、大きな目玉的なものも作っていかなくちゃいけないと思っんですけども、方向としては、そういう、どう言うんか、大きな産地をつくるのかということもあると思っんですけども、それは、町としては、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今の佐用の農業の、やはり状況、それから、あまり、それを、言えば能力を越えたものを指導していてもですね、中々、その実際に、それに生産に当たっていただく農業者、非常に、逆について来れないとか負担になるとかというところがあります。だから、そのことができる範囲内の農業を、まずそこからスタートして、それを少しでも良ければ広げていかなきゃいけない。だから、産地として大きくつくっていくことをね、やっぱり本当は、できれば一番いいんでしょうけれども、ただ、それを販売においてもですね、産地になると、非常に市場経済の中に巻き込まれてしまうこともありますし、できるだけ、今、大きなリスクを伴わない中で、少量の品目で特色のあるものを作っていくということがね、収益なり実際にやっていただく人の収益にもつながっていくということで、特に、例えば、今の自然薯なんかについては、かなり幅広くね、いろいろと研究して取り組んでいただいておりますけれども、そうは言っても、これをドンドンと市場に出していくような形まではいかない。

ハウス栽培等におきまして、これは J A と連携して、いろんな姫路の市場とかですね、他にも出荷は一部しているところあります。そういう物にしても、やっぱり個人的な 1 つ 1 つは、ハウス経営でまとめていくという形になりますので、いろんな品目と言いますか、市場が求める、また市場に対して有利に販売ができるものを、やっぱり探していくということ、作っていくということが大事なと思っんですけどね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、残り 2 分です。

6 番（金谷英志君） 先ほど言いました国の予算として、この 21 年度にね、国産野菜・果実等の利用拡大策の助成策があるんですね。それは加工原料の国産品への転換をする取り組みに対して、必要となる機械の導入や施設の設備、加工処理施設の整備を支援すると、こういう国の政策もあります。ですから、主体的に、町は、こういうふうやっていくん

だと、国の制度も利用してね、主体的に、その農業振興を図っていただきたいと
思います。終わります。

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君の質問は終わりました。
皆さん方にお諮りします。本日の会議を延長したいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
続いて一般質問を行います。
次に、10番、高木照雄君の質問を許可いたします。

〔10番 高木照雄君 登壇〕

10番（高木照雄君） 10番議席の高木でございます。本当にこう、最後の質問ですけれ
ども、こうじっと聞くということは本当に疲れるかと思えますけれども、最後です。一生
懸命頑張りますので、聞いてやってください。

12月議会に獣害捕獲対策について一般質問させていただきました。再度、お尋ねしたい
ことがありますので、お尋ねしたいと思います。

猟期期間中の有害鳥獣捕獲対策について、町長は、町単独では実施し、取り組みにくい
ので、難しいので、近隣市町とでも協議し合いながら、県のシカ対策、保護対策等をか
んがみ、西播磨市町会長等でも話を持ちかけ、公益的な対策を考えて取り組みたいと、リー
ダーシップを取り、県民局の協議も取り組んでやっていきたいと、私としては、前向き
の回答をいただきまして本当にありがたく思っております。

ところが、12月議会の議会だよりが配布されますと、町民の方、また、猟友会の方
から電話なり訪問があつて、違う立場からの、私もアドバイスをいただきました。

再度、そこで町長にお聞きすることになりました。一般質問の中で、議会議員でありな
がら、駆除という言葉は、文言を使うということは、それでいいのかという強いお叱り
を受け、議員ならば、そういったことも考えて発表せよと、動物愛護団体等によりクレ
ームがつくことがあるから気をつけるということで、私も、この前研修させていただきました
北広島、福井県の若狭町、越前町の、また県の資料、町からいただいた資料を見ますと、
駆除という言葉は、文言は見つかりませんでした。私も反省し、今回は捕獲という言葉
でお尋ねします。

猟期期間中に猟師がシカを捕獲した場合、その死体を山に葬ることはできません。必ず、
その死体を処理しなくてはならないと。山から引きずりおろして、クリーンセンター等へ
持っていかなくてはなりません。ところが、これほど、シカ対策を町からお願いして
おるのに、クリーンセンターへ持ち込めばお金がかかります。お金は少量ですけれども、なぜ
お金を取っているのかお伺いしたいと思います。

それから、鳥獣対策捕獲対策費につきましては、20年度決算よりも、この前、決算委員
会がありましたとおり、倍以上の取り組みで、大変、私もありがたく思っておりますけれ
ども、網、電気柵、その他の取り付けについては、対策としては、いいんですけれども、
もっと指導すべきではないかというふうに思っております。

農地の保護のために、網とか電気柵等の設置についても補助金をいただいて被害防止に
努めているんですけれども、中々被害は減っておりません。逆に、現状では増えているよ

うに思います。網、柵等についての設置時に、設置時、その後の対策について現状のような設置の様子では、電気柵であれ、のり網であり、草がぼうぼうと生えるようなことでは、シカ、イノシシにとっては、本当に、それを入るのを阻止することはできません。

私が、12月にも言いましたとおり、研修しました、今、北陸の福井県、今、正に、この暑さのために、シカなりイノシシが北上しております。その福井県の取り組みは、前も言いましたとおり、一生懸命取り組んでおります。電気柵にしても、電気柵の下にゴムをひいて草が生えないようにしておりますし、また、網にしましても、必ず10メートルないし5メートルの山の境目を綺麗に掃除をして、そこで網を張って防御しております。佐用町見てくださいよ。草がぼうぼうと生えて、シカもイノシシも入りっぱなし。9月議会に、ある議員が、私とこは、よそが入らんのに、私とこ入りましたと言って泣いておられたところもあります。本当に、そういった、私が思うのは、確かに、この網、電気柵について、本当に多くの予算を付けていただいております。でも、それが、いかに活用して、農民が満足した百姓ができるかということを再度、町長からお聞きしたい。

また、こういった指導をして、それをカバーしていくかということもお聞きしたい。

それから、もう1つ3番に、猟友会とのおり・わなの収得者と、猟友会とのり・わなの収得者との何かうまく絡み合っていないということも聞いております。何か、福澤の方から、町にも要望書が挙がっているということも聞いておるんですけども、内容は知りません。そういったことも、町として、猟友会と、そういった捕獲を、何とかしても捕獲したいという町民との仲を取り持っていただきたいと思います。

以上のことをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、高木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

シカ捕獲対策についてのご質問でございますが、毎回の議会の一般質問でも質問がいただき、その都度お答えをしておりますけれども、特に、近年、シカが多くて農作物等の被害、また生活、交通事故等生活被害、そういうことで、近隣市町を含めて、町といたしましても、対策に苦慮をしているところでございます。また、その対策について、県にも強く有効な対策を講じていただくように要望もしてきております。現在、捕獲対策として町は、狩猟期間外に猟友会への捕獲活動委託・農地の防護柵設置補助などを行っておりますけれども、中々、確実な効果が上がらず、苦情が後を絶たないのが現状でございます。

まず、クリーンセンターでの処理についての有料とのごことでございますが、動物死体の受け入れは、特定の事業活動により排出される産業廃棄物以外が一般廃棄物としてクリーンセンターで受け入れをしております。料金については、有料と、免除による無料とに分けておりまして、免除につきましては、道路等などで事故等の理由で死亡した動物で、所有者が特定できないものについて、無料にしております。また、猟友会からのシカの受け入れにつきましては、町の捕獲活動や町からの死体処理委託については無料にしておりますけれども、猟期中の狩猟によって出てきた動物死体の残骸については、個人的に持ち込まれる分として有料というふうになっております。

次に、鳥獣捕獲対策費につきましては、猟友会捕獲活動補助金が、平成20年度と同単価で106万5,000円を予算化、有害鳥獣捕獲活動補助金が、平成20年度は、784万円の決算見込みで平成21年度は750万円を予算化をさせていただいております。また、防護柵設置補助金といたしまして平成20年度が1,060万円の決算見込みで、平成21年度は、

地域活性化生活対策事業として繰越明許で 1,200 万円を予算化をしております。また、国県補助事業としての平成 20 年度事業で 990 万円を獣害防止柵設置事業として実施をいたしております。

次に、猟友会とおり・わな取得者、免許取得者の関係についてでございますが、狩猟免許取得後、県の指導で猟友会員になられるように、推進されておりますけれども、おり・わなの免許所有者は、猟友会に入られておられない方が多いと聞きます。原因は、定かではありませんが、町といたしましては、猟友会の会員になり、会員が良く調整していただいた捕獲活動をお願いしたく思っております。

最後に、網・電気柵、また防護柵の設置申請におきましては、要望される防護柵資材によりまして、設置後の維持管理につきましては、当然、それが機能するように、管理のお願いをしているわけでありまして、しかし、それは、それぞれの設置された地域の皆さんが、お願い、やっつけていただいているわけで、町として、一つ一つを指導して、指導を行っているというような状況にはございません。

以上、簡単でございますけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 再質問させていただきます。

猟期期間中のシカのクリーンセンターの持ち込みですけれども、11 月が 2 頭ですね。12 月が 2 頭ですね、1 月が 2 頭ですね。2 月は、ああ、ごめんなさい。2 月が 3 頭ですね。9 頭。本当にこう、猟師が何頭獲っておるのか、私分かりませんが、19 年度の期間中のシカの捕獲量が 500 でございます。今年は、まだ聞いておりません。クリーンセンターへ持ち込まれるのは今年が 9 頭であって、昨年度の期間中の捕獲は 500 頭です。どういようにされておるのか、私も分かりません。猟友会のことは分かりませんが、そういった資料を農林課からもらっております。

18 年度も 547 頭、17 年度も 563 頭とっておりますね。期間中に。この今年の場合、網に引っ掛かって死んだとか、また、土木が道で死んでおるのを持ってきたというような死体につきましては、75 頭クリーンセンターに持ってきております。

私はね、思いますのは、確かに、500 も獲っておるのか、獲っておらんのか、分かりませんが、この猟期期間中に、山に入りましてね。猟師が、グループを組んで、イノシシを獲ってますね。そこにシカが現れる、10 人がグループで走って、本気でやってるのに、シカが出た、そのシカが誰かが撃てば、その音でイノシシが逃げるんですね。だから、獲りたくっても、駆除するために、獲ってやりたい、捕獲のために獲ってやりたいと思っておってもやね、やはり、そこではね、鉄砲で撃てないわけですよ。猟師としては、自分 1 人のものではないんですね。

だから、私は、もっと、猟期期間中に補償金を出して、補助金を出して、どうか獲ってくださいというようなことは、12 月議会に言ったら、町長は、期間中には獲れないという返事がいただきました。本当に、こう考えてみましてね、この町長が、町民のために、今、商工会員が悩んでいるということで、暮らしの援助券を配りましたね、あれを。本当に町民が、商工会員が喜んでますよ。私達、平福支部の小さな支部ですけれども、本当に喜んでおります。

私はね、だったら、この佐用町の中の本当に年寄りが一生懸命、百姓だけが生きがいとしてやっている人もおります。もう収穫が、そこまできながら、イノシシとシカにやられ

で残念がっております。私はね、1頭に1万円でも2万円でも掛けて、1,000頭獲ってくださいと、頼めば、今、500頭獲っておるなら、その1,500頭獲れるんですね、シカが。そうするとね、大分、私は減ると思いますよ。現在ね、小さな子ジカと雄ジカがね、そりゃ、上三河平福線、江川・佐用・平福間の新田坂、すごくおりますよ。本当にね、何と言いますかね、こんなシカがあったら百姓する人もたゆくなります。だからね、町長が町民のために、暮らしの応援券も出したんですから、百姓する人に、私は、もう少しやっていただきたいと思うんですけれども、町長、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） これまでも猟友会に、いろいろとご協力いただきながらですね、その捕獲についても、町が独自に補助金を出したり、昨年度も1,000数百万出していると思うんですけれども、そういうことで何とか対策として、少しでも減らそうということで取り組んでいるところです。

県にも、いろいろと効果的な対策ということで、何としても捕獲をし、私は、今、動物愛護団体からはね、駆除という言葉はおかしいと言われるけれども、有害鳥獣ということですから、有害なものであれば、駆除するという言葉でもいいんじゃないかと思っております。県も昨年度1万6,000頭ぐらいの、県下ですね、捕獲がしたと。これを21年度は2万頭に上げるというような管理計画を打ち出されております。そういう中でですね、その佐用町としてもですね、少しでも町内の、減らすための実績、捕獲をしていただくためにですね、これまでの猟友会だけではなくてですね、こういう、わなとか、そういうものの取得もしていただいて、対策にやっぴいこうということですし、その2万頭、4,000頭増えるんですけれども、もっと増やして欲しいと。そのためには、捕獲すると同時に、今、高木議員も指摘されておりますように、処理ですね、この問題について、1つ1つ焼却をしていくということであれば、大変なことになるわけです。実際に、処理等についても、県としても指針を出して欲しいというお話をさせていただいたり、町といたしましてはですね、効果的な、やっぴい捕獲をしていくためには、今、猟師の皆さんが、猟期中、猟期中というのは、イノシシを中心に、そうすると、お金の、ある程度、問題ではなくてですね、まあ、お金の問題なんでしょうけれども、そのイノシシを中心に、当然、イノシシを捕るために猟をやっていると。そうすると、犬にしてもですね、シカに行ってしまうと、もうイノシシを追わなくなると。そういうことで、実際に、中々、今のままでできないんだということを言われます。ですから、まあ、そういう意味では、私は、シカ専門のですね、駆除隊みたいなのをつくって、1年中を通して捕獲をするような対策、こういうことも入れていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

この件についてはですね、猟友会、当然、これは今の狩猟が中心なんで、猟友会専門の方のやっぴい協力を仰がないといけないんですけれども、猟友会の皆さんの協力が得られるならですね、そういう駆除隊というものを編成して、1年間を通して駆除していく、目一杯ですね、捕獲していくと、駆除していくというようなことを、こういうことはやっぴい取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） 先ほど、私言いました、その猟期期間中の保障ですね、補助金です

ね、私はね、何ぼ猟師といってもね、1万円も1頭がなればね、獲ってくれる人もおると
思うんですよ。そういうことがね、町民がごつつう喜ぶと思うんですね。この予算では、
もう通りませんけれども、補正でも組んで、1,000万、今度、シカ駆除にとりあえずという
ことで、やってもらったら、百姓、本当に喜ぶと思うんです。町長。何とか、そこ、1,000
万、1頭1万円で1,000頭捕るんだというぐらいの覚悟できませんかね。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「課長、今、猟期期間中の、今1年間どれくらい出しておるの」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 捕獲ですけれども、要は、猟期外の、外ですけれども、年間
ですね、20年度は、だいたい750頭実績見込みでございます。それで、新年度におきま
しても、750頭分、750万円ですけれども、予算措置させていただいております。

それと、猟期期間中ですね、佐用町で猟期でシカを獲った頭数、これにつきましては、
佐用町の猟師さんじゃなしにですね、佐用町で獲った、農林事務所が管轄しておりますの
で、農林事務所の方に報告が出ております。佐用町で獲ったシカ、イノシシの数、先ほど、
高木議員さん言われておりました。19年につきましては、500頭。で、イノシシが279
頭の、佐用町で狩猟した頭数でございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 課長ちょっと、それ、そういうことを踏まえてですね、猟期期間中
にも獲っていただいておりますけども、私は、先ほど言いましたように、シカは獲って
も、実際には、猟師さんにとって、全くまあその、イノシシのようにですね、お金になら
ないと、また、処理に実際には、逆に困ると。それから、まあ、他のイノシシ等の狩猟に
影響、悪い影響が出るとか、そういうことですので、猟期期間中においてもですね、今の
ような、1年を通してね、捕獲ができるような体制をつくりたい。それには、やっぱり、
猟期、今の猟期以外の時にも、出している補助金というものを、補助金と言いますか、処
理費ですね、そういうものも、やっぱり、猟期期間中にも、それを、同じようにしてい
かないとですね、できないんだというふうに思っています。だから、それについては、当然
まあ、先ほど、高木議員言われましたけれども、1,000万というお話ですけれども、1,000
万かかるのか、1,500万かかるのか、今後、実際の、そういう体制ができて、そのこと
について、そういう実効ある狩猟をやっていただく、そのためには、どれだけの、どうい
う経費がかかるかということの中でね、また、予算は考えたいというふうに思います。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10番（高木照雄君） 町長も、そりゃ、予算をつくらんいうんじゃなしに、それは、何と
か、（聴取不能）頑張るとい意見は、12月にも聞かせていただきました。よく分かるん

ですけれども、やはりこう、町民としては、農民としては、本当に、こう、これだけのシカを見ますと、本当にこう、ヤキモキしもって、百姓をしているということなんです。

それから、まあ、今日いただきました兵庫ジャーナルの中で、このシカ大量捕獲可能性を実証をということで、西播磨シカ大量捕獲実証事業ということで、平成 20 年度から森林動物研究センターで、この大量、あれをやるということを書いてあります。町長、分からなかったら課長でいいんで、どういう取り組みなんか教えていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） このことにつきましては、過日の猟友会の理事会の時にも専門員さんが来られまして、21 年度も、こういった内容で、現在研究をしておるといことなんですけれども、私が聞いた範囲で説明させていただきます。

概ね、10 メーター10 メーター四角ぐらいな、距離は、ちょっと未定なんですけれども、大きな、おりをね、おり言うんですか、囲いをもってですね、そこに餌付けをしてシカを入れると。数日間、それで、シカが餌付けで定着すればですね、まあ夕方、晩遅くなると思いますけれども、人がおって、そこで入った段階で、入り口を封鎖するということは今現在やってみようやという話は聞きました。それが、後、成功したかどうかという話までは、結果的には、未だ聞いてないんですけれども、それをですね、まだ 21 年度にも、もう少し、もっと捕獲しやすいような方法をですね、この動物センターの方で、実証をやってもらっておるんやという話を聞いております。他に、そういった対策を考えられておられるかも分かりませんが具体的な例としては、1 件、そういう話を聞いております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） こういった、県も、本当にシカについて、今まで以上に取り組んでいると思います。

私も、この一般質問のケツに、捕るシカないシカ対策ということで書いておりますけれども、これも神戸新聞に、堂々と載った資料でございます。

県も今、町長が言われましたとおり、1 万 6,000 から 2 万頭ということで、そういった形で取り組んでおりますし、猟期期間も、今年の場合は、11 月 15 日から 2 月の末までということでしたけれども、21 年度は 3 月 15 日まで猟期期間を延ばすということも、延長することも決めております。

また、捕獲については、捕獲についても、制限で 1 頭 1 日ということになっておりましたけれども、来年からは 2 頭だということも決めておられます。

それから、いろいろとこう、予算についてもハード面とか、またソフト面で予算を出すように、県も取り組んでおります。そういった中で、町としても、できるだけ予算を付けていただきまして、本当にこう、年寄りが、本当にこう喜んでいただく、喜ぶのは無理だと思いますけれども、ああよくやってくれておりますなというぐらいな気持ちになっていただくように、町も頑張ってくださいまして、本当に、私が言いましたとおり、できましたら、この期間中にも、猟期期間中にも補助を付けていただきまして、1 頭でも多く捕っていただくようお願いしたいと思うんです。

それから、おり・わな等の方との絡みあいですが、聞くとところによりますと、猟期期間中の捕獲については、その、おり・わなの取得者も捕獲はできるんですけれども、

猟期期間外は捕獲ができないんだということも聞いております。そういった苦情も多分出ておるんじゃないかと思うんです。私もはっきりしたこと、分かりませんけれども、何か、そういう話の中で、国や県ではですね、やはり、そういった捕獲するおり・わなを、捕ってくれる人を多くするために、その取得の権利や、取得する許可は、本当にこう、分かりやすく、捕りやすくしたあれをやっているということも聞いております。その中でね、もし、私の思うのは、そのおり・わなの捕獲者は、猟友会に入らなくっては、猟友会との仲が悪いなら、町が予算を組んで、猟友会の予算ぐらい（聴取不能）たらどうだと思うんですけれども、町長、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 課長。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 先ほど言われておりました集落からの要望は、出ている話と申しますけれども、それにつきましても過日の理事会の場所にですね、その集落からも説明に来られまして、話をされました。何も、そのおり・わな持とうさかいに、入ってないいうんじゃないしに、入っておられる方があります。そういったこともあるんですけれども、一応、状況を説明されまして、現在、特措法の申請の関係でですね、この春からですね、国に申請して、そういう話をさせていただきました。

それと、まあ、制度上ですね、捕獲許可については、町が出すんですけれども、やはり基本は猟友会にお願いしなければならないということですね、そういった班編成、そういうようなことも含めてですけども、今後、町長も言われましたけれども、捕獲隊とか、そういうような含めて、地域の、例えば区長さん、また農会長さん、猟友会の方含めてですけども、そういった協議会等設けさせていただいて、それに対応していくような班編成。それから、今後の捕獲体制についても、いろいろと意見も聞かせていただいてやっていこうということをお願いしております。ですから、今後ですね、そういうふうな協議会を持ってですね、捕獲班体制とか、それから、そういうようなおりで捕獲できる許可とか、そういうふうな方法については、今後、相談していくということで、こないだ理事会では話させていただいております。今後、そういうような含めて協議を進めていきたいというふうに思います。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） まあ課長言われたように、そういったことを本当にこう、真剣に取り組んでいただきましてね、それで、本当にこう町民が喜ぶようなことをやっていただきたいと思います。

それから、もう1点ですけども、上でも述べさせてもらったとおり、おり・電気柵についてですね、確かに見てもらってもらったら分かると思うんですけども、本当にこう秋頃になりますと、草がぼうぼうで、ない所もありますけれども、ほとんど網については、

草ぼうぼうのところに入ってますね。だから、そういうことでは、イノシシなりシカが、やはり、その中に入ろうとしても簡単に入れるような状態になっています。

だから、私が言いましたとおり、やはり山との、山と網の中の、中間を5メートルないし10メートル綺麗に清掃するように農林の方から指導していただきまして、そういった捕獲、(聴取不能)、電気柵とか網について、設置について指導をしていただきたいと思います。そうすることによって、作った作物が、そういった獣害から助かるということもあります。

そりゃ、平福来てもらったら分かりますけれど、平福の町の中の直ぐ裏の家の所は全部柵がしてあります。シカが出て来て、家のとこの野菜を食べるんですからね、ほとんどの所が柵がしてありますよ。だから、そういったことで、何とか、このシカを減らすということを信念において、町長も考え、町長の考えもあると思いますけれども、できましたら、猟期期間中も、たとえ、何ぼでもよろしいから、補助金を出してシカを減らすように努力していただくことをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(西岡 正君) 高木照雄君の一般質問は終わりました。

お諮りします。後、2名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は明3月18日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さんでした。

午後05時05分 散会